

第4次熊本市環境総合計画(案)



令和 年(年) 月
熊 本 市

<表紙写真>

朝の江津湖	通町筋
水前寺成趣園	熊本城

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画の背景・目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画策定の視点	3
(1) 第3次熊本市環境総合計画の振り返り	3
(2) 熊本市を取り巻く環境の現状と課題	4
(3) 熊本市環境基本条例の改正	14
(4) 関連計画との整合	15
4 計画の対象区域	15
5 計画の期間	15
6 計画における環境の範囲	15
第2章 計画の理念・目標	16
1 基本理念（目指す都市像）	16
2 基本方針	17
第3章 基本計画	19
1 施策体系	19
2 達成指標・成果指標	21
3 施策の展開	22
基本方針1 快適で安全・安心な生活環境をつくる	23
施策1-1 安全・安心な生活環境対策を推進する	23
施策1-2 良好な景観を形成する	27
施策1-3 快適な都市・居住空間を創出する	30
基本方針2 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる	35
施策2-1 地下水や河川を保全する	35
施策2-2 森林と緑地を保全し、創出する	39
基本方針3 歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ	42
施策3-1 文化財等を保存し活用する	42
施策3-2 文化活動を推進する	44
基本方針4 生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる	46
施策4-1 生物多様性を保全する	46
施策4-2 生物多様性の恵みを持続的に活用する	49
基本方針5 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる	51
施策5-1 廃棄物の発生を抑制する	51
施策5-2 資源の循環的な利用を促進する	54
施策5-3 廃棄物を適正に処理する	56

基本方針6 地域から行動し、地球環境をまもる	59
施策 6-1 地球温暖化対策を推進する	59
施策 6-2 海洋の汚染を防止する	63
基本方針7 各方針をつなぎ横断的に取り組む	65
施策 7-1 環境影響評価を推進する	65
施策 7-2 環境啓発・環境教育を推進する	67
施策 7-3 国等との連携と国際協力に取り組む	72
4 重点的取組	78
(1) 重点的取組 1 世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくりの推進	78
(2) 重点的取組 2 持続可能な脱炭素社会の実現	83
第4章 SDGs との関係性	86
1 SDGs の目標と主な取組等との関連	86
2 SDGs のターゲットと取組との関連	88
第5章 計画の推進	94
1 推進体制	94
(1) 組織横断的な計画構築及び推進	94
(2) 多様な主体との参画・協働・連携	94
(3) 計画の外部評価体制・進捗管理	94
2 計画の見直し	95
(1) 中間見直し	95
(2) 次期計画の策定	95
資料編	96
1 第3次熊本市環境総合計画の振り返り	96
(1) 前計画の施策体系	96
(2) 前計画の環境目標ごとの現状と課題及び今後の方向性	97
2 環境審議会委員名簿	102
3 諮問・答申	103
(1) 諮問	103
(2) 答申	104
4 庁内検討会議	113
5 策定の経緯	115
6 熊本市環境基本条例（昭和 63 年条例第 35 号）	116
7 これまでの都市宣言等	120
(1) 「森の都」都市宣言に関する決議	120
(2) 地下水保全都市宣言に関する決議	120
(3) 環境保全都市宣言	120
8 用語解説	121

（注）文書中に「※」（初出頁に記載）を付した用語は、資料編の用語解説をご参照ください。

第1章 計画の基本的事項

1 計画の背景・目的

熊本市は、清らかな地下水や豊かな緑をはじめとする自然と、先人が築いた歴史遺産や伝統文化に恵まれた魅力ある都市です。また、私たちは、古くから、これらの恩恵を享受し、良好な環境を守り、活かしながら生活するとともに、自然に親しみ、学び、そしてその恩恵に感謝してきました。

このような中、高度経済成長期における利便性の高い暮らしとひきかえに、本市においてもこの恵まれた環境が脅かされてきたため、昭和47年(1972年)に「「森の都」宣言に関する決議」、昭和51年(1976年)に「地下水保全都市宣言に関する決議」を行い、環境の保全に取り組んできましたが、これ以降も都市化の進展により、地下水の減少や緑の減退といった自然環境の悪化が進みました。

そこで、この状況に対処し、ふるさとの良好な環境を維持・形成し、将来の市民へ継承していくため、昭和63年(1988年)10月に、議会による全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる熊本市環境基本条例（以下「基本条例」といいます。）を全国に先駆け制定しました。

そして、平成5年(1993年)3月に、「良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画」という基本条例の趣旨に基づき、都市を環境面から幅広く捉え、従来の環境行政からの転換を図るための21世紀の望ましい環境づくりの指針として、熊本市環境総合計画（第1次）を策定し、「環境と調和した都市づくり」、「地域の良い環境づくり」の二つの分野で「水と緑の人間環境都市」の形成を目指しました。

また、平成7年(1995年)には「環境保全都市宣言」を行い、美しく豊かな環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくことを誓いました。

平成13年(2001年)3月には、市民・事業者・市が、地域から環境を守るための行動指針ともなる、第2次熊本市環境総合計画を策定し、「みんなでつくろうー人と環境にやさしいまち」をテーマに、市民・事業者・市がパートナーシップを築きながら、一体となって環境の保全と創造に取り組む「環境保全都市」の形成と、持続的に発展が可能な社会づくりを進めました。

平成23年(2011年)3月には第3次熊本市環境総合計画を策定し、「未来へつなぎ、世界に誇れる環境文化都市」を目指す都市像として、市民・市民活動団体・事業者・市のそれぞれに求められる役割を明らかにして取組を進めてきたところです。

第1章 計画の基本的事項

このように、基本条例の制定以降、本市は環境総合計画に基づき、様々な形で環境保全に取り組んできましたが、新たな環境課題の発生等により、私たちを取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、令和3年(2021年)10月、制定以来30年以上経過していた基本条例を大幅に改正しました。

以上を踏まえ、計画の根幹をなす基本条例の趣旨に基づき、前計画の見直しを行い、第4次熊本市環境総合計画（以下「本計画」といいます。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本条例第7条の規定に基づき、良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境行政のマスタープランとして策定するものです。

また、本市の将来像や、めざすまちの姿を示す、熊本市第7次総合計画の部門別計画であるとともに、環境分野における個別計画の上位計画でもあります。各環境分野において、中・長期的な観点で良好な環境の確保に関する施策にかかる方針を示すとともに、環境分野の個別計画との関連性を体系的に整理し、計画の役割と位置づけを明確にしています。具体的な取組は、各環境分野の個別計画と合わせて推進を図ります。

その他、環境基本法や本市における環境分野以外の計画についても、本計画との整合を図るものとしています。

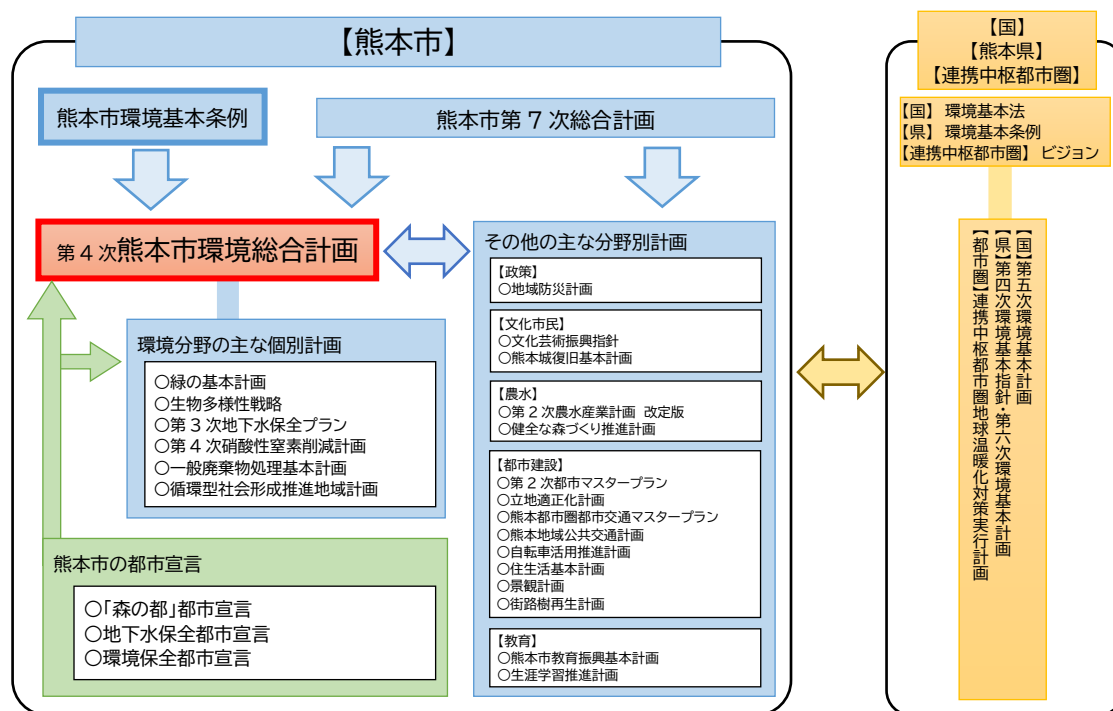


図 計画の位置づけ

3 計画策定の視点

本計画の策定にあたっては、第 3 次熊本市環境総合計画の振り返りにおける課題への対応や、本市を取り巻く環境の現状と課題を踏まえ、時代に即した新たな環境課題への対応を図るために改正した基本条例の趣旨に基づき策定します。

また、関連計画との整合を図ります。

(1) 第 3 次熊本市環境総合計画の振り返り

第 3 次熊本市環境総合計画（以下「前計画」といいます。）では、「未来へつなぎ、世界に誇れる環境文化都市」を目指す都市像として、五つの環境目標と二つの重点協働プロジェクトを設定し、それぞれの取組状況を評価する成果指標を掲げ取組を進めました。

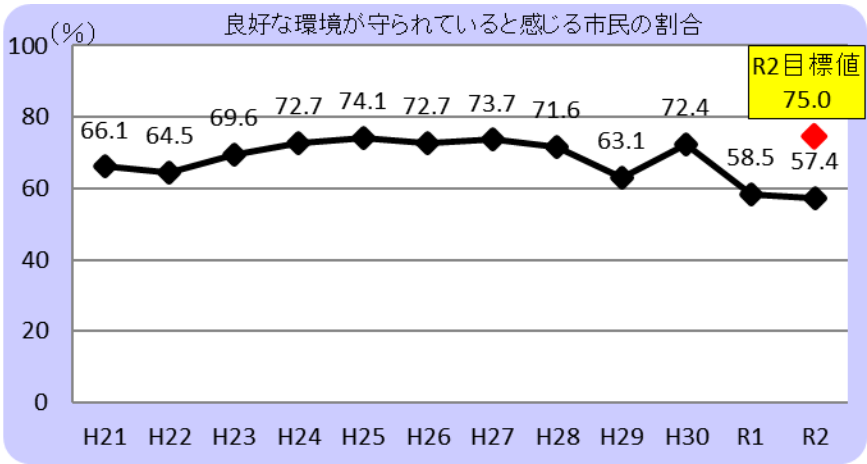
重点協働プロジェクトとは、五つの環境目標に掲げた各取組を有機的に連携させ、下支えする仕組みの構築と推進を図るためのもので、「環境教育によるひとづくり」と「協働によるまちづくり」を同プロジェクトと位置づけました。

前計画の推進により、基本条例に掲げる良好な環境を確保するための施策の一部は着実に進展しました。一方、成果指標の目標値を達成できなかったり、今後解決すべき新たな課題も発生したりと、前計画の達成状況が十分とは言い難い状況です。

ア 全体的な達成状況 【資料編 96～97 ページ参照】

目指す都市像を実現するための計画の全体的な目標として、以下の項目を成果指標として設定しました。

項目	単位	H21 基準値	H27 実績	R2 実績	R2 目標値
良好な環境が守られていると感じる市民の割合	%	66.1	73.7	57.4	75.0



平成27年度(2015年度)までは増加傾向でしたが、平成28年度(2016年度)以降は減少傾向にあり、目標を達成することができませんでした。

詳しく分析したところ、ここ数年の指標の悪化は、ごみに関する問題や自然環境が悪化していると感じ、良好な環境が守られていないとする市民が多いことが原因でした。環境目標ごとの検証においては、地下水の量や質の改善、家庭ごみのリサイクル率の向上など、環境保全の取組の一部において改善が図られていますが、環境問題が悪化していると感じる市民が多いことから、環境保全の取組に加え、取組状況の発信も必要になっています。

イ 環境目標ごとの達成状況

【資料編 96～101 ページ参照】

前計画では、各分野の個別計画と一体となって総合的に推進してきた結果、地下水の保全、地球温暖化対策、家庭ごみのリサイクル率の向上、生活環境保全に係る取組については目標達成、もしくは概ね目標達成となりましたが、一方で、緑の保全・創出や生物多様性の保全、熊本地震で大打撃を受けた歴史的・文化的環境[※]や、重点プロジェクトに位置付けた環境教育と人づくり分野については、目標達成はできませんでした。

ここでは、中目標ごとに成果指標を、小目標ごとに参考指標を設定しており、これらの分析を資料編(96ページ以降)に記載しています。

(2) 熊本市を取り巻く環境の現状と課題

(国内外の動向)

ここ十数年の間に、自然災害の頻発化及び激甚化の要因と言われる地球温暖化、生物多様性の損失など、複雑かつ広域的な環境の問題が年々顕在化しています。また、近年では、海洋プラスチックによる環境汚染などの新たな課題も発生している状況です。

このような中、平成27年(2015年)に国連持続可能な開発サミットが採択した「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられている持続可能な開発目標(SDGs)と、同年に採択されたパリ協定が時代の転換点となり、世界中で大きく考え方を転換(パラダイムシフト)していくことが必要不可欠となっています。

(本市の現状と課題)

本市は、昭和63年(1988年)10月に基本条例を制定以降、様々な形で環境保全に取り組んできました。また、市民、事業者、市の努力により、近年、自然環境の一部では、悪化の流れが改善されつつあります。

一方、(国内外の動向)で記載の状況に加え、直近では、平成28年(2016年)熊本地震、令和2年(2020年)7月豪雨といった自然災害など、私たちを取り巻く状

況は大きく変化しています。

このような中、本市は、令和元年(2019年)7月「SDGs 未来都市」に選定されており、環境行政においても、SDGsの視点を踏まえ、これまでの自然・生活環境保全の取組に加え、新たな環境課題へ対応する必要があります。加えて、人口減少や少子高齢化の進展に伴う人口や人口構造の変化による、ごみ出し困難な世帯の増加や、環境保全の担い手不足などの環境課題の変化に対応する必要があります。

以下に、本市を含む国内外の動向を項目ごとにまとめます。

■共通事項

ア 持続可能な開発目標 (SDGs)

令和12年(2030年)までに達成すべき目標を掲げた持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) を中核とする「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が、平成27年(2015年)の国連総会で全会一致にて採択されました。

17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、環境・経済・社会の三つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。先進国を含めた国際社会全体が、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

本市は、令和元年(2019年)7月にSDGs達成に向けた取組を先導的に進めていく「SDGs 未来都市」に選定されています。SDGsの理念を踏まえて本計画を策定し、計画の推進を通してSDGsの達成に貢献していきます。



出典：国際連合広報センターホームページ

図 持続可能な開発目標 (SDGs) の17のゴール

イ 第五次環境基本計画

平成30年(2018年)4月に国の第五次環境基本計画が閣議決定されました。SDGs とパリ協定が時代の転換点であり、新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換する必要性が記載されています。

目指すべき社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、「環境・生命文明社会」の実現が挙げられています。



出典：環境省ホームページ

図 地域循環共生圏の概要

ウ 第四次熊本県環境基本指針・第六次熊本県環境基本計画

熊本県環境基本条例に基づき、快適な環境の創造を図るため、令和3年(2021年)7月に策定されたもので、環境基本指針では熊本県で令和元年(2019年)12月に宣言した「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」の達成と、「環境立県くまもと」の実現に向けて、①ゼロカーボン社会・くまもとの推進、②循環型社会※の推進、③熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現、④安全で快適な生活環境の確保、⑤リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進、⑥環境立県くまもと型未来教育、⑦持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくりの七つを今後10年間の施策の方向性として示しています。

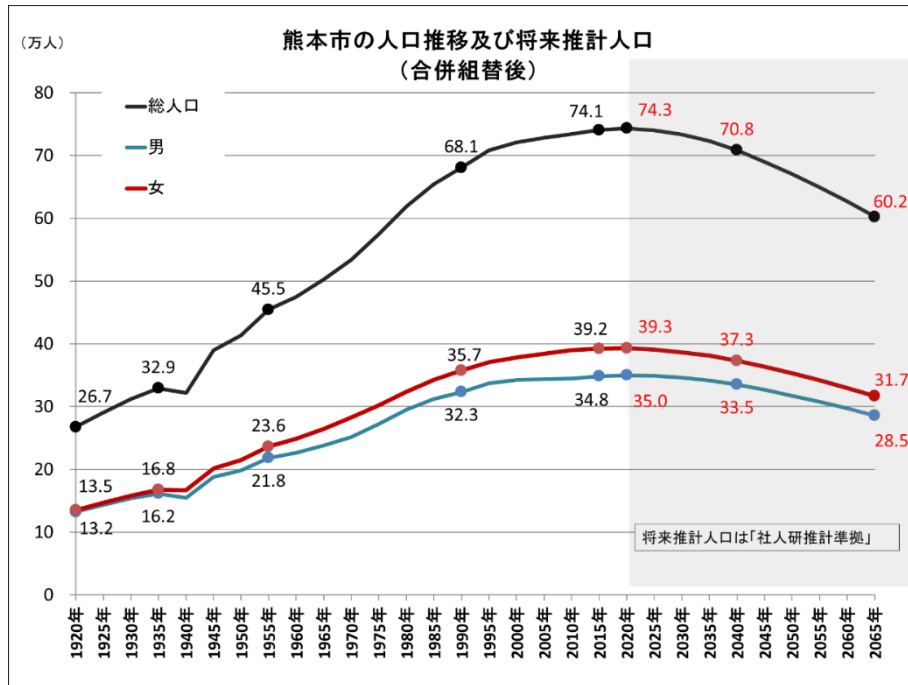
なお、環境基本計画では、基本指針が示す方向性に沿って、施策項目ごとに具体的な施策の方向性、数値目標が掲げられています。

エ 人口減少や少子高齢化

本市の人口は、令和2年(2020年)頃をピークに減少に転じる見込みで、長期的な少子化による親の世代の人口の減少や平均寿命などの延伸を背景に、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が減少する一方、高齢

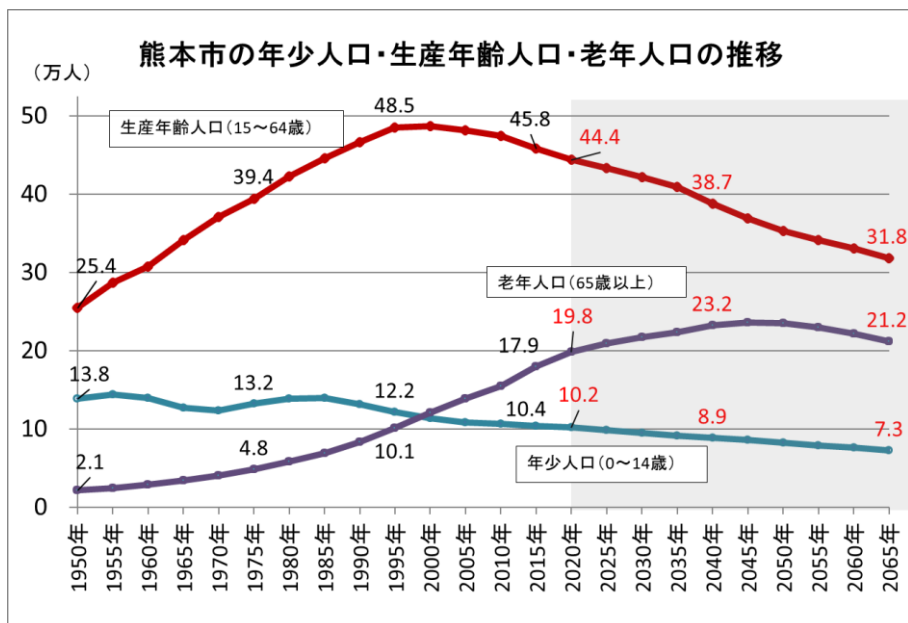
者人口（65歳～）は増加すると推計しています。

このような人口や人口構造の変化により、ごみ出しが困難な世帯の増加や環境保全の担い手不足など、環境課題の変化に対応していくことが必要です。



出典：熊本市人口ビジョン

図 本市の人口推移及び将来推計人口



出典：熊本市人口ビジョン

図 本市の年少人口・生産年齢人口・老年人口の推移

■地下水保全

ア 熊本地域地下水総合保全管理計画

地下水盆を共有する熊本地域の住民、事業者、行政等が一体となって取り組む共通の地下水保全目標を設定し、水量と水質の両面にわたって熊本地域全体で地下水を管理していくための指針として、平成20年度(2008年度)に熊本県と熊本地域11市町村^{【注】}で共同策定しています。

【注】熊本地域11市町村：熊本市、菊池市、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町

イ 熊本地域硝酸性窒素削減計画

硝酸性窒素による地下水汚染を防止し、住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的とするとともに、硝酸性窒素による地下水汚染リスクを低減し、熊本地域の地下水を将来にわたって安定かつ安心して利用できる状態に維持していくことを目的として、平成17年(2005年)3月に熊本県で策定されています。

■生物多様性の損失

ア 生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標

平成22年(2010年)に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締結国会議(COP10)において、生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標が採択されました。令和32年(2050年)までの長期目標として「自然と共生する世界」の実現、令和2年(2020年)までの短期目標として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げています。あわせて、生物多様性の損失を止めるため、愛知目標として20の個別目標が定められており、世界各国において具体的な取組が進められました。しかし、令和2年(2020年)に国連の生物多様性条約事務局が公表した報告書によると、「世界全体で、20の目標の内、6の目標が部分的に達成されたが、完全に達成された目標は無い」と評価されました。この報告書では併せて、現状のままであれば、生物多様性及び生物多様性がもたらすサービスは低下し続け、SDGsの達成が危うくなるとされ、この10年の成果を活かすとともに、SDGsの達成と人と自然の共生する社会を目指すためには、広範な人間活動にわたって「今までどおり」から脱却することが求められており、①土地と森林、②淡水、③漁業と海洋、④農業、⑤食料システム、⑥都市とインフラ、⑦気候変動対策行動、⑧ワン・ヘルスという分野での本格的な変化や革新が必要であるとされています。

生物多様性戦略計画2011-2020の期間の終了を見据え、令和2年(2020年)1月には、国連の生物多様性条約事務局から、令和2年(2020年)以降の生

物多様性の世界目標となる「ポスト愛知目標」の草案が発表されています。愛知目標からの大きな変更点として、「より実効性を持たせるため、数値による定量目標を多く盛り込んだこと」、「IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム）報告書が指摘した生物多様性の五つの脅威、「土地利用」「外来生物」「汚染」「乱獲」「気候変動」への対策を盛り込んだこと」、「最終年が同じ令和12年(2030年)のSDGsと整合性を取ったこと」が挙げられます。

イ 生物多様性国家戦略 2012-2020

愛知目標の採択を受け、国内では、我が国の生物多様性に関する目標や戦略を示すものとして、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が平成24年(2012年)9月に閣議決定されました。愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップとして、13の国別目標と48の主要行動目標等を定めるとともに、令和2年度(2020年度)までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5つの基本戦略」が設定されました。

生物多様性国家戦略 2012-2020 に代わる次期生物多様性国家戦略は、令和4年(2022年)のCOP15で採択予定のポスト2020生物多様性枠組を踏まえて、令和4年(2022年)秋に策定される予定となっています。

■プラスチック削減と資源循環

ア プラスチック国家戦略

令和元年(2019年)5月に、プラスチック資源循環戦略が策定され、3R（リデュース、リユース、リサイクル）＋Renewable（持続可能な利用）を基本原則として、資源・環境問題の解決のみならず、その過程で経済成長や雇用創出を生み出すことで持続可能な発展に貢献するとのSDGs的な考え方に基づいて作成されています。

イ 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

令和元年(2019年)6月に開催されたG20大阪サミットにおいて、日本は令和32年(2050年)までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提案し、首脳間で共有されました。また、ビジョンの実現に向け、令和元年(2019年)6月に開催されたG20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合において、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が採択され、G20首脳に承認されています。

ウ プラスチック資源循環促進法

プラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的とする、「プラスチック資源循環促進法」が令和3年(2021年)6月4日、参議院本会議において全会一致で可決、成立しました。製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進し、プラスチックを3R+Renewable(持続可能な資源)とすることで、資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済へ移行を目指すものです。

■食品ロス

国内ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄されています。一方で世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在しています。食料の多くを輸入により依存している我が国としては真摯に取り組むべき課題であり、食品ロス問題は持続可能な開発のための2030アジェンダでも言及されています。

このような中、食品ロス削減の推進に関する法律が、令和元年(2019年)に公布・施行され、令和2年(2020年)3月には食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が閣議決定されています。

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくことが求められています。

■地球温暖化

ア パリ協定

平成27年(2015年)12月に採択された温暖化対策に関するパリ協定で、世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求するため、21世紀後半には温室効果ガス^{*}排出の実質ゼロ(人為的な温室効果ガス排出量と、森林等の吸収源による除去量との均衡・世界全体でのカーボンニュートラル)を目指すものです。

イ 2050年温室効果ガス排出実質ゼロ宣言

気候変動への関心の高まりにより、環境省は、令和2年(2020年)6月に「気候危機」を宣言し、我が国では、令和2年(2020年)10月に菅義偉前内閣総理大臣が第203回国会の所信表明演説において、令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

また、令和3年(2021年)5月26日には、パリ協定を踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、令和32年(2050年)までの脱炭素社会の実現を国民、国、地方公共団体、事業者、民間の団体等が密接な連携の下に取り組むことを記載した「地球温暖化対策の推進に関する法律」の

改正案が参議院本会議において全会一致で可決、成立しています。

ウ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

我が国では、パリ協定に基づく長期低排出発展戦略である「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が、令和3年(2021年)10月に閣議決定されました。

この戦略では、令和32年(2050年)のカーボンニュートラル実現に向けた「あるべき姿」として、エネルギー、産業、運輸、地域・暮らし等の各分野のビジョンとそれに向けた対策・施策の方向性が示されています。また、ビジョン実現のためのイノベーションの推進、グリーンファイナンスの推進、ビジネス主導の国際展開、国際協力といった横断的施策等を推進することも明記されており、これらにより、全てのステークホルダーがその実現に向けた可能性を追求するための方向性を共有するとともに、政策の方向性も併せて示すことにより、投資の予見可能性を高め、我が国における投資を拡大していく大きな基盤とするとともに、どこにイノベーションが必要かを示し、企業の研究開発・投資を促すこととされています。

そして、令和12年度(2030年度)に温室効果ガスを平成25年度(2013年度)から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととされています。令和12年(2030年)に向けては、既存の技術を最大限活用し、この野心的な目標の実現を目指し、その上で、令和32年(2050年)カーボンニュートラルに向けては、令和12年度(2030年度)の目標に向けた取組を更に拡大・深化させつつ、現時点では社会実装されていない脱炭素技術について、これを開発・普及させていくこととされています。

一方で、令和32年(2050年)を見据えた技術開発等の正確な予測は困難であることから、常に最新の情報に基づき施策、技術開発等の重点を決めていくことや、あらゆる可能性を排除せず、使える技術は全て使うとの発想に立つことが重要とされています。

エ 気候変動による影響への適応

近年は世界各地で記録的な高温や多雨などの異常気象が発生し、本市でも平均気温は上昇傾向で、最高気温35℃以上の猛暑日も増加傾向にあり、1時間50mmを超える豪雨の発生回数が増加傾向にあります。個々の気象災害と地球温暖化との関係を明らかにすることは容易ではありませんが、地球温暖化による気候変動の影響が気象災害のリスクを増大させるものとして懸念されています。

このような中、気候変動に起因する気象災害等の影響への備えの必要性が高まっていることから、平成30年(2018年)には気候変動適応法が公布・施

行されるとともに、気候変動適応計画が閣議決定されました。同計画において地方公共団体は、地域の自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進することとされており、関係部局の連携協力の下、関連する施策に積極的に気候変動適応を組み込み、各分野における気候変動適応に関する施策を推進するよう努めることとされています。

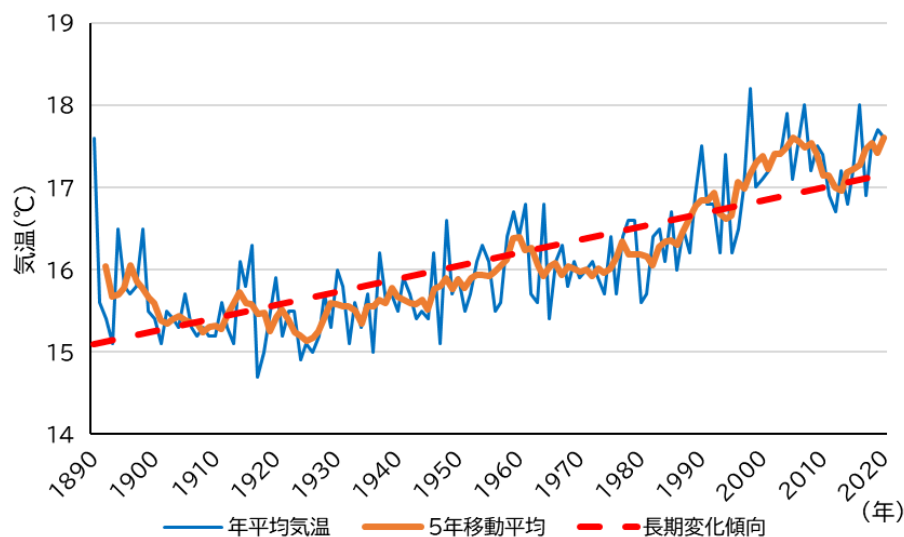


図 本市における年平均気温の推移
(気象庁観測値（熊本県熊本地方）をもとに本市作成)

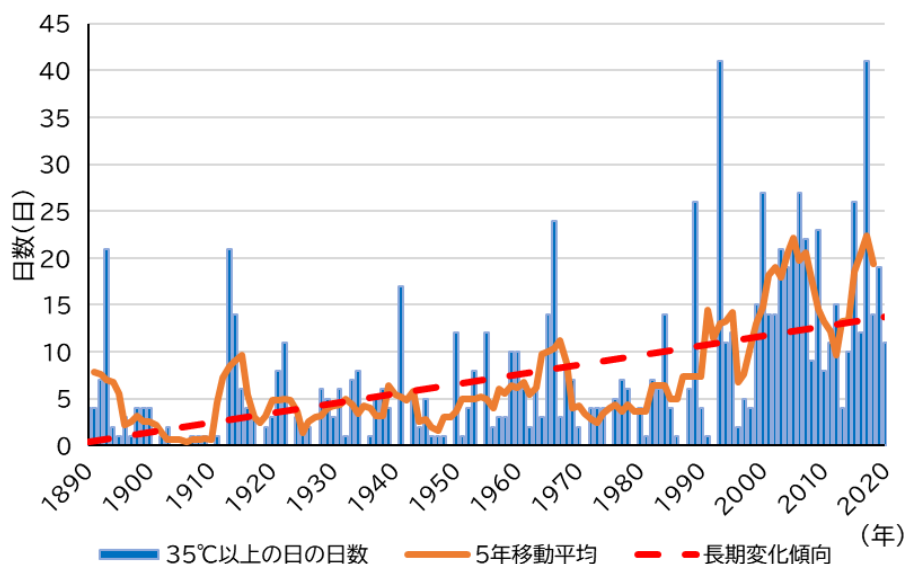


図 本市における年間猛暑日日数
(気象庁観測値（熊本県熊本地方）をもとに本市作成)

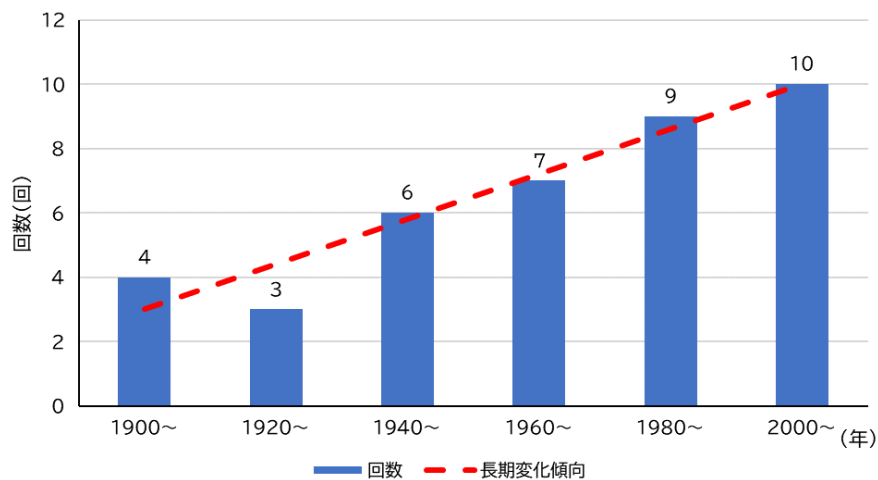


図 本市における 20 年毎の 1 時間降雨量 50mm 以上の発生回数
(気象庁観測値(熊本県熊本地方)をもとに本市作成)

オ 熊本連携中枢都市圏※地球温暖化対策実行計画

令和 2 年(2020 年)1 月に熊本連携中枢都市圏 18 市町村共同で「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。

また、「熊本連携中枢都市圏気候非常事態宣言」を行い、これら二つの宣言を着実に実行していくための具体的な計画として、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画を令和 3 年(2021 年)3 月に策定しています。

熊本連携中枢都市圏の自然環境の保全、自然エネルギーの都市圏内での活用・循環により、脱炭素化と持続可能で豊かな都市圏を実現することを基本理念として掲げ、計画で定めた令和 32 年(2050 年)温室効果ガス排出実質ゼロ等の実現に向け、五つの基本方針と四つの重点取組等を示しています。

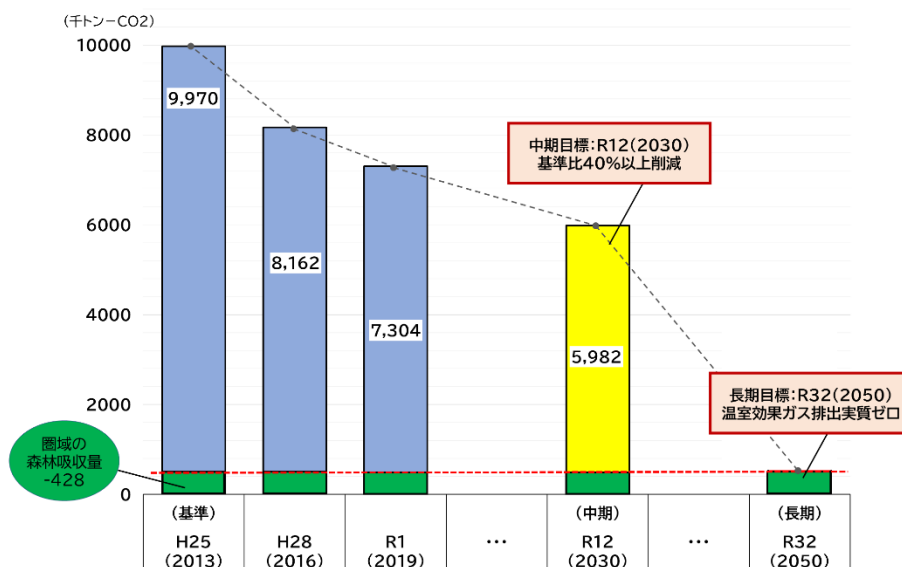


図 熊本連携中枢都市圏域の温室効果ガス排出量の現状と将来の目標
(熊本連携中枢都市圏温暖化対策実行計画をもとに作成)

■環境教育

ア 持続可能な開発のための教育（ESD）※

持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development: ESD）とは持続可能な社会の創り手を育む教育であり、平成14年（2002年）に日本が国連に提案した新たな教育理念です。

世界的に ESD の重要性が認識されており、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大といった人類の開発活動に起因する世界の様々な現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む（think globally , act locally）ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。

イ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）

平成24年（2012年）に施行されており、多様な主体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場で相互に協力して環境教育等に関する取組を行う

「協働取組」を基本理念として位置付けています。また、地方公共団体は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育、協働取組の4点の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定、実施するよう努めるものとされています。

ウ 環境教育等促進法基本方針

平成30年（2018年）6月には、環境教育等促進法に基づく、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、地域や民間企業の「体験の機会の場」の積極的な活用を図っていくことが掲げられています。

(3) 熊本市環境基本条例の改正

前述の(1)第3次熊本市環境総合計画の振り返りと、(2)熊本市を取り巻く環境の現状と課題を踏まえ、制定以来30年以上経過していた基本条例を大幅に改正し、令和3年（2021年）10月1日に施行しました。

基本条例において私たちは、引き続き将来を見据え、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に長期的に取り組むことが重要であること、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、持続可能な状態でこれを将来の市民へと継承する責務があることを謳っています。

また、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展す

ることができる社会を構築するためには、良好な環境の保全が不可欠であることから、私たちは、そのために行動の変革を起こさなければならないことを謳っています。

このような基本条例の趣旨に基づき、前計画の見直しを行い、本計画を策定します。

(4) 関連計画との整合

市の最上位計画である熊本市第7次総合計画や個別分野計画と整合を図ります。また、個別分野計画においては、今後、本計画が示す方向性を取り入れながら改定するものとします。

なお、本計画が整合を図る個別計画は第3章に記載しています。

4 計画の対象区域

本計画の対象区域は、熊本市全域とします。ただし、本市の区域内にとどまらない環境問題については、国や県、他の地方公共団体と連携した広域的な取組を行います。

5 計画の期間

計画の期間は、初年度の令和4年度(2022年度)から、最終年度(計画目標年度)の令和13年度(2031年度)までの10年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間の中間年度である令和8年度(2026年度)に中間見直しを行います。

6 計画における環境の範囲

本計画の対象とする環境は、本市の歴史・背景を踏まえ、持続可能な社会を実現するために、市民が健康で文化的かつ快適な生活を持続的に営むことができる「生活環境」、「自然環境」、「歴史的及び文化的環境」、「地球環境」の四つに分類します。

第2章 計画の理念・目標

1 基本理念（目指す都市像）

令和元年度(2019年度)に中間見直しを行った熊本市第7次総合計画（目標年次：令和5年度(2023年度)）に掲げる、めざすまちの姿の実現に環境面から寄与していきます。

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれ、災害に強くだれもが安心して暮らせるまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」を、私たちはめざします。

めざすまちの姿を実現するために、本計画では計画の基本理念（目指す都市像）を以下のとおりとします。

恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市

本市は、清らかな地下水や豊かな緑をはじめとする自然と、先人が築いた歴史遺産や伝統文化に恵まれた魅力ある都市であり、「森の都」都市宣言に関する決議、地下水保全都市宣言に関する決議、環境保全都市宣言を行いながら、官民一体となって、安らぎと潤いのある恵まれた環境の保全に取り組んできました。

このような中で、これまでの環境課題に加え、生物多様性の損失、地球温暖化など、複雑かつ広域的な課題が一層深刻化するなど、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

持続的に発展することができる社会を構築するためには、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に取り組むことが重要であり、私たちには、持続可能な状態で良好な環境を将来へ継承する責務があります。

そこで、本市は、これまでの環境保全に取り組んできた経験を活かし、本市の恵まれた環境をまもり、はぐくみながら、未来につないでいく「持続可能な環境都市」を目指します。

2 基本方針

本計画における施策・取組は、「恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市」の実現に向け、新たな環境課題への対応を盛り込んだ基本条例の趣旨に基づき進めていく必要があります。

そこで、以下のとおりの七つの基本方針を掲げ、施策・取組を推進します。

現在及び将来の市民生活における市民が健康で文化的かつ快適な生活を持続的に営むことができる良好な環境の確保を図るために、以下の取組を推進します。

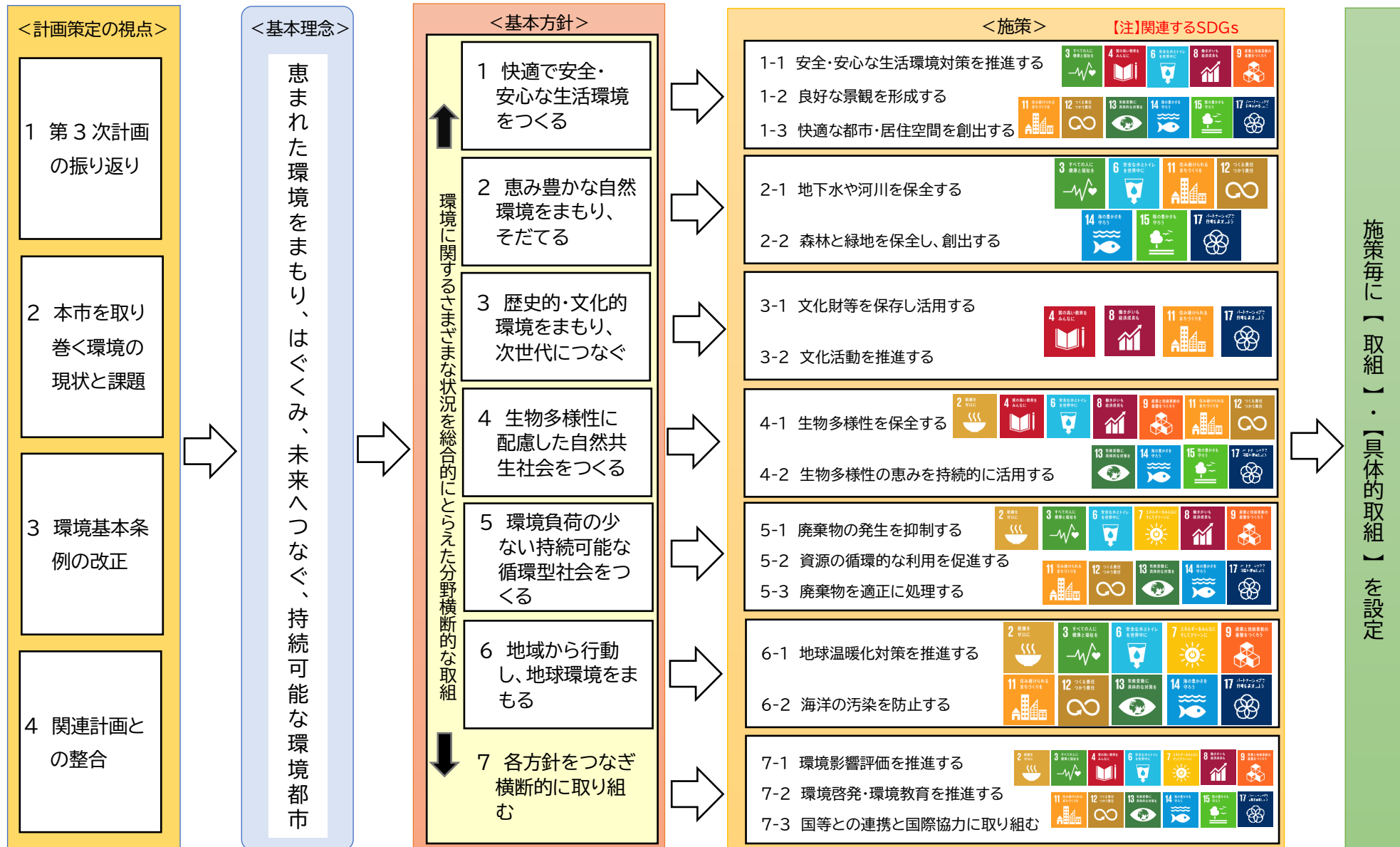
- 基本方針 1 快適で安全・安心な生活環境をつくる
- 基本方針 2 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる
- 基本方針 3 歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ
- 基本方針 4 生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる
- 基本方針 5 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる
- 基本方針 6 地域から行動し、地球環境をまもる
- 基本方針 7 各方針をつなぎ横断的に取り組む

基本方針 1～6 は、基本条例第 6 条（市の施策）各号に沿った項目としています。

また、基本方針 7 は、基本条例第 8 条（環境影響評価の推進）、第 9 条（環境教育）、第 10 条（国等との連携及び国際協力）の 3 項目を「各方針をつなぎ横断的に取り組む」取組としています。

なお、本計画の基本方針「横断的取組」のうち、施策 7-2「環境教育を推進する」は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく「環境教育等行動計画」として位置づけるものとします。

(施策体系図)



第3章 基本計画

1 施策体系

基本理念（目指す都市像）である「恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市」の実現に向けた具体的な方向性を示すものとして、七つの基本方針のもと、総合的・体系的に17の施策を展開します。

施策体系は、基本方針・施策^{【注】}・取組・具体的取組^{【注】}で構成します。

【注】施策・・・基本方針を実現するための手段です。

取組・具体的取組・・・施策を達成するための具体的な手段です。

基本方針	施策	取組
1 快適で安全・安心な生活環境をつくる	1-1 安全・安心な生活環境対策を推進する	1-1-1 大気汚染対策
		1-1-2 騒音・振動・悪臭の防止
		1-1-3 有害化学物質汚染の防止
		1-1-4 環境衛生における調査研究の充実
	1-2 良好な景観を形成する	1-2-1 地域の特性に即した景観の保全、育成、創造
		1-2-2 青少年の健全な育成
	1-3 快適な都市・居住空間を創出する	1-3-1 計画的な都市づくりの推進
		1-3-2 良好な居住環境の形成
		1-3-3 道路の整備と維持管理
		1-3-4 公園の整備と維持管理
		1-3-5 市有施設の整備
2 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる	2-1 地下水や河川を保全する	2-1-1 地下水の水量の保全
		2-1-2 地下水の水質の保全
		2-1-3 河川や水路の水質の保全
	2-2 森林と緑地を保全し、創出する	2-2-1 緑の保全
		2-2-2 緑の創出

第3章 基本計画

3 歴史的・文化的環境を まもり、次世代につなぐ	3-1 文化財等を保存し活用する	3-1-1 文化財等の調査と保存、活用と継承
	3-2 文化活動を推進する	3-2-1 文化活動の支援

4 生物多様性に配慮した 自然共生社会をつくる	4-1 生物多様性を保全する	4-1-1 絶滅危惧種の保全と外来種の対策の推進
		4-1-2 生物多様性に配慮した農水産業の推進
	4-2 生物多様性の恵みを持続的に活用する	4-2-1 生態系を活用した減災の維持と推進

5 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる	5-1 廃棄物の発生を抑制する	5-1-1 リデュースとリユースの推進
		5-1-2 食品ロス対策の推進
		5-1-3 プラスチックごみの公共用水域※への流出抑制
	5-2 資源の循環的な利用を促進する	5-2-1 リサイクルの推進
		5-2-2 廃棄物等のエネルギーや資源としての活用
		5-2-3 プラスチックの資源循環
	5-3 廃棄物を適正に処理する	5-3-1 効率的な収集運搬体制の確立
		5-3-2 適正な中間処理・最終処分体制の確立
		5-3-3 不法投棄・資源物等の持ち去り行為防止対策の強化
		5-3-4 フロン類の適正な回収

6	地域から行動し、地球環境をまもる	6-1 地球温暖化対策を推進する	6-1-1 再生可能エネルギー※の利用の促進
			6-1-2 省エネルギーの推進
			6-1-3 環境にやさしい交通の推進
			6-1-4 気候変動による影響への適応
	6-2 海洋の汚染を防止する		6-2-1 海の水質保全
			6-2-2 プラスチックごみの公共用水域への流出抑制
			6-2-3 プラスチックの資源循環

7 組む	7-1 環境影響評価を推進する	7-1-1 環境影響評価条例の制定と体制の構築
		7-1-2 事前配慮の仕組みの構築
	7-2 環境啓発・環境教育を推進する	7-2-1 環境保全活動を実践できる人材の育成と環境に関する情報発信
		7-2-2 学校教育の場におけるESDの推進
	7-3 国等との連携と国際協力に取り組む	7-3-1 市民等の参画・協働
		7-3-2 国等との連携
		7-3-3 国際協力の推進

2 達成指標・成果指標

前述の施策体系を取りまとめ、計画の全体的な達成状況を測る達成指標（KGI・最上位目標の達成指標）を以下のとおり設定します。

達成指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
良好な環境が守られていると感じる市民の割合	%	58.5	75

また、施策毎に成果指標（KPI・施策毎の達成状況の評価指標）を設定し、施策の進捗状況を測る客観的な指標を設定します。

いずれも、基準値と計画目標年度である令和13年度(2031年度)の目標値を設定し、毎年の進行管理に努めます。なお、目標値について、令和13年度(2031年度)の設定が困難なものについては、これより以前の年度において設定することとし、

中間見直しにおいて改めて設定します。この場合、目標値の数値の下に、「(RO)」と表記します。

なお、基準値及び目標値は単年度の数値を用いますが、指標の性質上、累計値を用いた方がよいと判断されるものは、累計値を用いています。この場合、指標の名称の箇所に「(累計)」と表記します。

その他、成果指標の設定にあたっては、施策の継続性という観点から、前計画から引き継ぐ指標、熊本市第7次総合計画や個別分野計画における指標を設定するほか、新たな指標を設定します。

3 施策の展開

次頁以降では、施策ごとに、現状と課題、施策の方向性（取組・具体的取組及び担当課）、成果指標、関連計画を示します。

また、施策ごとに、関連するSDGsの17の目標（ゴール）を整理し、成果指標の目標達成と併せて、環境・経済・社会の統合的な発展を目指すとともに、施策の下部にSDGsの17のアイコンを表示し、視覚的にSDGsとの関連を分かりやすくしています。

基本方針 1 快適で安全・安心な生活環境をつくる

施策 1-1 安全・安心な生活環境対策を推進する



現 状 と 課 題

■取組 1-1-1 大気汚染対策

さわやかな空気は、やすらぎと潤いのある生活環境の基本的事項であり、PM2.5※をはじめとする大気環境は、年々改善していますが、光化学オキシダント※については市内全ての測定局で環境基準未達成となっています。このことについては、越境大気汚染の影響も考えられるため、国の動向を注視しながら今後も継続して常時監視や研究を実施する必要があります。

また、令和3年(2021年)4月に大気汚染防止法が改正され、石綿(アスベスト※)飛散防止にかかる規制が強化されました。アスベスト除去を伴う解体等工事は令和10年(2028年)頃をピークに年々増加が見込まれることから、今後、アスベストを含む建築材料を使用している建築物の立入検査等、監視指導を強化していく必要があります。この他、苦情に対する指導などの大気汚染対策に取り組む必要があります。

■取組 1-1-2 騒音・振動・悪臭の防止

騒音・振動環境についても同様、生活環境の基本的事項であり、事業場から発生する騒音・振動による公害の未然防止のため、工場・事業場等へ公害防止事前指導届等の各種届出の遵守について、今後も周知していく必要があります。この他、自動車騒音の定期的な測定、苦情に対する指導などの騒音・振動・悪臭の防止に取り組む必要があります。

■取組 1-1-3 有害化学物質汚染の防止

有害大気汚染物質及びダイオキシン類の状況については、ともに例年、環境基準値及び指針値を大幅に下回っています。また、有害大気汚染物質については、国により、近い将来、測定項目が追加される予定であるため、測定計画の見直しが必要です。この他、有害化学物質に関する調査や市民への情報提供などの有害化学物質汚染の防止に取り組む必要があります。

■取組 1-1-4 環境衛生における調査研究の充実

環境衛生における調査研究は、新型コロナウイルス感染症の検査対応を最優先としつつ、必要な検査業務に対応しています。法改正や社会情勢の変化による検査項目の増加、より微量な物質の分析等の検査技術の高度化が求められる中、新たな検査技術の導入や、突発的な危機管理事案等、社会的問題にも対応できるよう、職員の育成が必要です。この他、環境汚染物質等の正確な試験・検査などの調査研究に取り組む必要があります。

施策の方向性

■取組 1-1-1 大気汚染対策

具体的取組	担当課
大気状況を常に監視することで、状況把握に努めるとともに、市民へ迅速に情報を提供します。	・環境政策課
国や県と協力しながら、光化学オキシダント等の大気汚染物質の研究と発生メカニズムの解明を進めます。	
大気汚染の発生源である ばい煙発生施設や誘発性有機化合物（VOC）排出施設等を設置する工場・事業場に対し、適正管理について指導を強化します。	
光化学スモッグ注意報等の発令時や、PM2.5 の注意喚起の発出時には、速やかに市民に対し情報を周知します。	
アスベストを含む建築材料を使用している建築物の解体工事の適正な施工についての周知を行うとともに、監視指導を強化します。	
大気汚染の苦情に対し適正な指導を行います。また、必要に応じ区役所と連携し初動体制の強化を図ります。	
工場・事業場の立地等の際には、「熊本市公害防止事前指導要綱」に基づき周辺の環境に配慮した公害防止の対策を実施するよう指導を行います。	

■取組 1-1-2 騒音・振動・悪臭の防止

具体的取組	担当課
主要幹線道路沿いで自動車騒音を定期的に測定し、環境基準が未達成の区間は、原因や改善方法の検討を進めます。	・環境政策課
新幹線の騒音・振動の問題に対しては、熊本県と連携しその対応にあたります。	
騒音・振動・悪臭の苦情に対し適正な指導を行います。また、必要に応じ区役所と連携し初動体制の強化を図ります。	
工場・事業場の立地等の際には、「熊本市公害防止事前指導要綱」に基づき周辺の騒音・振動の環境に配慮した公害防止の対策を実施するよう指導を行います。	
畜産施設等の適正管理による悪臭防止対策を推進します。	・農業支援課
騒音・振動・悪臭防止について、市民・事業者への啓発を進めます。	・環境政策課

■取組 1-1-3 有害化学物質汚染の防止

具体的取組	担当課
有害大気汚染物質やダイオキシン類濃度を常時監視することで、状況把握に努めるとともに、市民へ迅速に情報を提供します。	・環境政策課
PRTR 制度に基づく事業者からの届出により化学物質の排出量や移動量を把握し、その結果を市民へ情報提供します。	
新たな環境汚染物質（化学物質）に対し分析・検査体制を充実するとともに、測定計画の見直しを検討します。	・環境総合センター
酸性雨の適正な調査を行い、結果を公表します。	・環境政策課

■取組 1-1-4 環境衛生における調査研究の充実

具体的取組	担当課
環境汚染物質、食品や感染症の正確な試験・検査を行います。	・環境総合センター
環境や保健衛生の様々な問題や新たな感染症へ対応できるよう検査体制の充実や職員の育成を図ります。	
環境保全のための調査・研究や環境情報の解析を行い、その成果を施策に活かすとともに、ホームページ、年報や各種メディアなどで広く市民に提供します。	
テロ災害などの有事の際に、原因物質の特定を安全かつ迅速に実施するために、科学捜査研究所などの関係機関との連携を強化します。	

成 果 指 標

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
二酸化窒素（自動車排出ガス測定局）の環境基準達成率	%	100	100
微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準達成率	%	75	100
光化学スモッグ注意報発令回数	回	0	0
アスベスト調査のための解体等工事現場への立入検査数	件	34	300
自動車騒音環境基準達成率	%	97.1	100
有害大気汚染物質の環境基準及び指針達成率	%	100	100
大気中のダイオキシン類の環境基準達成率	%	100	100

第3章 基本計画

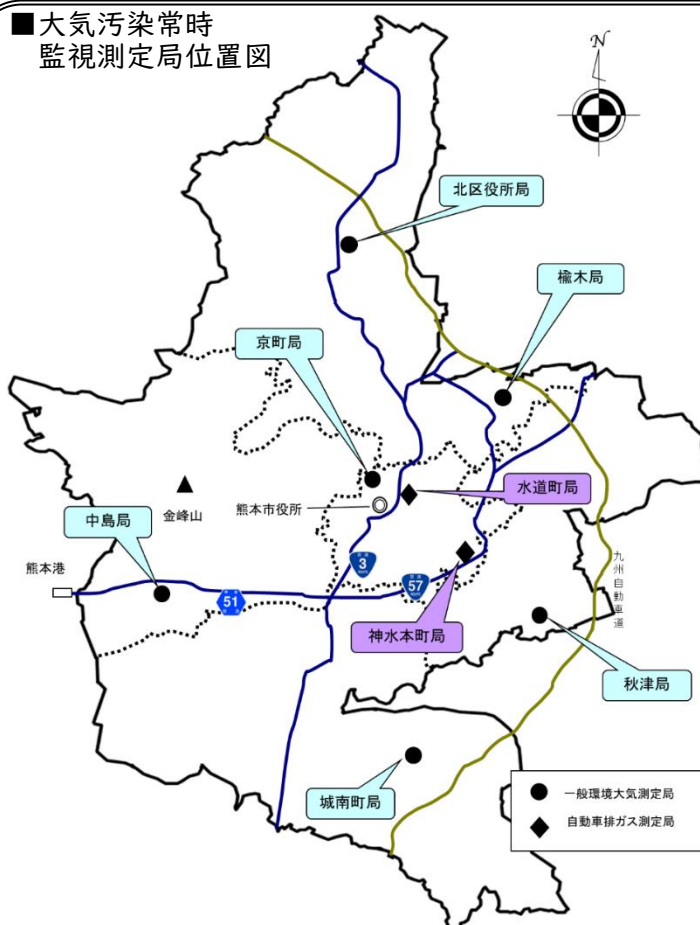
成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
測定計画検査数達成率	%	55	100

関 連 計 画

各法令に基づく施策

熊本市公害防止事前指導要綱

■大気汚染常時 監視測定局位置図



秋津測定局
(一般環境大気測定局)

■環境衛生における調査研究施設

環境総合センター外観



施策 1-2 良好な景観を形成する



現 状 と 課 題

■取組 1-2-1 地域の特性に即した景観の保全、育成、創造

本市の景観に関する施策は、基本条例の精神にのっとり制定された熊本市都市景観条例が転換点として挙げられます。景観法の制定で、熊本市景観条例に全面改正されましたが、「水、緑、歴史、街並み等森の都くまもとが持つ豊かな地域の特性を生かした良好な景観の形成を総合的に推進し、もって文化と歴史にはぐくまれた快適な市民生活の確保に資する」と条例制定の目的にも記されており、熊本市の良好な環境の確保のためにも景観は重要な環境の一部となっています。

なお、基本条例では、景観を「都市景観」、「自然景観」、「歴史的景観」の3種類に分類していますが、これらは個別に存在するものではなく、それぞれが調和しながら熊本らしい景観を形成することから、本項でまとめて記載します。

また、私たちの生活にゆとりやうるおいをもたらす快適な環境を創造することも求められており、身近な緑や水辺に代表される自然景観の保全、美しい街並みに代表される良好な都市景観の創出、歴史的景観の継承といった、良好な景観の形成は「生活環境」の向上につながります。今後とも、景観計画に基づき、熊本らしい景観の保全、育成に努めるとともに、景観形成に関する普及啓発を進める必要があります。

■取組 1-2-2 青少年の健全な育成

本市では、基本条例の趣旨を踏まえ、市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全な育成を図るため、ラブホテルの建築を規制することを目的として制定した、熊本市ラブホテル建築規制に関する条例に基づき、建築判定等を行っています。今後も引き続き、適正な運用が必要です。この他、青少年の健全育成に向けた取組が必要です。

施策の方向性

■取組 1-2-1 地域の特性に即した景観の保全、育成、創造

具体的取組	担当課
景観法に基づく届出に対し、景観計画に定める景観形成基準に適合するよう適正な審査、指導を行います。	・都市デザイン課
ゾーン（地域）や軸（道路や河川）の景観方針を定め、それぞれの地域特性を生かした個性ある景観形成を進めます。	
熊本城など六つの重要地域の景観方針を定め、熊本らしさを印象づけ、本市の景観形成を先導する景観形成を進めます。	
市民による景観形成活動に対し、専門家の派遣など各種支援を行うほか、景観重要樹木※の指定、景観重要建造物※、景観形成建造物の指定及び保存、修景行為に対する助成を行います。	
歴史的建造物の保存活動に取り組んでいる地域まちづくり団体などと連携しながら歴史的建造物の保存と利活用を推進します。	
地域住民による景観形成基準等の提案や、地域住民との景観協定の締結などにより、地域特性に応じた景観形成の推進に取り組めます。	
熊本市屋外広告物条例に基づく、適正な許認可事務や是正指導を行います。	
市民の景観及び屋外広告物に関する知識の普及、意識の高揚等啓発に努めます。	

■取組 1-2-2 青少年の健全な育成

具体的取組	担当課
熊本市ラブホテル建築規制に関する条例を適正に運用します。	・生活衛生課
地域及び関係機関との連携を強化し、街頭指導活動を推進し、青少年にとっての良好な生活環境の確保に努めます。	・青少年教育課

成果指標

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
新町・古町地区、川尻地区の町並みづくり助成件数	件	4	5
地域における青少年健全育成活動への参加者数	人	26,187	110,000 (R5)

関連計画

熊本市景観計画
熊本市歴史的風致維持向上計画～くまもと歴史まちづくり計画～
熊本市光のマスタープラン
熊本市公共サインガイドライン
屋外広告のてびき

■熊本市における良好な景観例



自然景観(江津湖)



歴史的景観(唐人町の街並み)

都市景観と歴史的景観の調和
(通町筋から熊本城を望む)

施策 1-3 快適な都市・居住空間を創出する



現状と課題

■取組 1-3-1 計画的な都市づくりの推進

今後加速する人口減少により、市街地の人口密度が低くなり、地域によっては、商業や公共交通など日常生活に必要なサービスの維持が困難となることが予想されます。将来においても安心して暮らしやすい都市とは、快適な都市・居住空間です。このような都市を実現するためには、まちの防災力を高めるとともに、中心市街地と日常生活に必要な機能が整う地域拠点に都市機能を維持・確保し、それらを利便性の高い公共交通で結ぶ「多核連携都市」の形成をはじめとして、無秩序な開発を防ぎ、適正な土地利用を推進していく必要があります。

■取組 1-3-2 良好な居住環境の形成

少子高齢化や人口減少社会の到来、さらに、建築物の老朽化、空き家の増加など、今後も様々な要因に伴う居住環境への影響が懸念されています。このような中、多様化する住宅ニーズへの対応や、住宅性能の向上などへの支援が不可欠であり、増加する空き家についても、発生の抑制、有効活用及び適正管理の促進など総合的な対策を講じる必要があります。

また、多くの建物が被害を受けた熊本地震の教訓を踏まえ、民間の住宅・建築物の耐震化を促進することが重要です。一方、市営住宅は、市民をはじめ利用者の方々が安全・安心に利用できるよう常に健全な状態を維持し続けることが求められます。しかし、高度成長期を中心に集中して整備された市営住宅が老朽化し、一斉に更新時期を迎えることが見込まれることから、効率的かつ計画的な保全に取り組み、増大する維持管理費用を軽減する必要があります。

■取組 1-3-3 道路の整備と維持管理

本市では、主要渋滞箇所数が三大都市圏を除く政令指定都市でワースト1であるなど、交通渋滞が常態化しており市民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしています。さらに、市内中心部と高速道路インターチェンジや空港などの交通拠点とのアクセス性が低いことから、平常時・災害時に求められる道路機能の強化が課題です。

安定的な物流・人流を確保するための長期的な広域道路ネットワークの構築を国県関係市町村で連携促進するとともに、骨格幹線道路網である2環状11放射道路網の整備を促進する必要があります。

また、あらゆる人にとって安全で快適な道路空間の整備が課題となっていることから、交差点改良や歩行空間の整備に加え、効率的な道路施設の管理や耐震化、長寿命化に取り組む必要があります。

■取組 1-3-4 公園の整備と維持管理

本市が管理する公園は千箇所を超えており、1人当たりの都市公園面積も約9.7㎡と標準としている10㎡に近づくなど、一定の整備水準に達していると考えられます。しかし、公園数の増加に併せて老朽化した公園施設も増えており、安全・安心な公園施設の維持管理や、維持管理費用の増加への対応などは新たな課題となっています。

一方、公園に求められる役割は、熊本地震やコロナ禍といった近年の社会を取り巻く環境の変化を受けて、以前にも増して重要になってきています。

そのため、長寿命化計画に基づいた公園施設の改修や自治会等へ公園の管理を委託する公園協働地域業務委託の推進、民間活力を活かした公園管理運営の検討など、効率的な維持管理と併せて公園の魅力を高める工夫が必要となっています。

■取組 1-3-5 市有施設の整備

本市は市民生活を支える学校、市営住宅、行政施設等の建築物や道路、橋梁、上下水道といったインフラ資産を多数保有していますが、これらの施設は、昭和50年(1975年)代を中心に整備されたものが相当数に上り、今後の老朽化による更新の際、多額の費用が集中的に必要となることが懸念されます。

財政状況が厳しさを増す中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことも予想され、限られた財源で市民ニーズに適切に対応しながら公共施設を維持管理するため、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現していくことが必要です。なお、市営住宅、道路、橋梁などは別取組にて記載します。

施策の方向性

■取組 1-3-1 計画的な都市づくりの推進

具体的取組	担当課
中心市街地を市域及び近隣市町村全体の拠点とし、周辺では行政・商業など地域の生活サービス機能が充実した地域拠点や生活拠点を核として複数の地域生活圏の形成を図ります。	・都市政策課
都市機能誘導区域及び利便性の高い公共交通軸の沿線に居住誘導区域を設定し、一定の人口密度を維持することで、日常生活サービス機能や公共交通などを確保し、市民の暮らしやすさを維持する取組を推進します。	
土地利用については、利便性の高い中心市街地や地域の拠点から市街地が段階的に形成され、外側では、ゆとりある住宅地や、地下水保全などに配慮した自然的環境が広がるような、効率的で秩序ある構成となるよう誘導します。	

■取組 1-3-2 良好な居住環境の形成

具体的取組	担当課
多様なニーズに対応した住まい（市営住宅、民間住宅）の確保と住環境を維持するため、市営住宅にあつては長寿命化を図るための改善や、高齢化に対応したバリアフリー化などの計画的な建替を行います。また民間住宅についても、バリアフリー化の推進を図ります。	・市営住宅課 ・住宅政策課
環境に配慮した住宅の普及など、災害時の備えにも繋がる新築住宅の質の向上を図ります。	・建築指導課 ・住宅政策課 ・環境政策課温暖化・エネルギー対策室
良質な住まい（戸建て住宅、分譲マンション）の長寿命化に向けた維持管理を推進します。	・住宅政策課
空き家の発生予防、適正管理、利活用といった空き家対策を総合的に推進します。	・空家対策課

■取組 1-3-3 道路の整備と維持管理

具体的取組	担当課
新広域道路交通計画に基づき、広域道路ネットワークの強化と都市内交通の円滑化に取り組みます。	・道路計画課
熊本都市圏の骨格となる2環状11放射道路網や国道57号熊本東バイパスの部分立体化などの整備を国や県と連携して進めます。	
都市計画道路や幹線道路の整備による交通容量の拡大を計画的かつ効率的に進めます。	
交差点改良、歩道整備、電線共同溝の整備により、あらゆる人にとってやさしく、災害に強い快適な歩行空間を創出します。	・道路保全課
事故危険箇所対策や通学路合同点検などを実施することで、安全・安心な交通環境の確保に努めます。	
道路施設の長寿命化修繕計画に基づき、舗装、橋梁、横断歩道橋などの維持管理、長寿命化、耐震化を推進します。	
道路の維持管理にあたっては、SNSなどの多様な媒体を活用した情報収集を行い、民間事業者や市民、地域と連携します。	・道路保全課 ・土木総務課
道路ふれあい美化ボランティアへの市民参加を促進します。	

具体的取組	担当課
道路や里道・水路の適正な財産管理を行うとともに、占用物の適正な管理・指導と道路台帳の計画的な整備及び適切な更新を行います。	・土木総務課
地籍調査による市民及び公共の土地情報の保全、管理を行います。	・土木総務課

■取組 1-3-4 公園の整備と維持管理

具体的取組	担当課
既存の公園の有効活用に取り組むほか、防災拠点機能や地域活動の拠点機能という視点を踏まえ、幅広い年代が利用しやすい安全・安心で魅力的な公園を提供します。	・公園課
公園愛護会の活動促進・育成に努めます。	
市民協働や公募設置管理制度などの民間活力導入による公園の管理運営を実施します。	
地域住民の意見を反映させた公園づくりの推進に取り組むとともに、公園利用の促進のための公園使用許可条件の緩和などを検討します。	
老朽化した公園施設は、計画的な改修を進めるとともに、改修にあたっては、バリアフリー化を行います。	
水前寺江津湖公園の自然環境・歴史文化資源の保全と公園の利活用を推進します。	
白川河川改修に伴い整備された河川敷について、公園としての活用を検討します。	・土木総務課 ・公園課
公園ふれあい美化ボランティアへの市民参加を促進します。	

■取組 1-3-5 市有施設の整備

具体的取組	担当課
庁舎や学校教育施設、図書館などの市民利用施設については、各種点検の適切な実施による不具合箇所の早期発見と改善、計画的な耐震化や保全計画に基づく長寿命化を行うことで適正な管理に努めるとともに財政支出の軽減・平準化を図ります。	・資産マネジメント課 ・管財課 ・営繕課 ・設備課 ・建築保全課 ・住宅政策課 ・学校施設課
市有建築物の整備にあたっては、バリアフリーなど施設利用者に配慮した設計に取り組みます。	・営繕課 ・設備課 ・学校施設課

成 果 指 標

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
都市機能誘導区域内に維持・確保すべき誘導施設が充足している区域の数	区域	13	16 (R5)
居住誘導区域内の人口密度(住民基本台帳ベース)	人/ha	60.4	60.7 (R5)
市営住宅建替に伴う解体戸数(累計)	戸	8	392 (R5)
事業中である幹線道路の整備進捗率(供用率)	%	49	70 (R5)
公園長寿命化計画に基づき改修した公園数(累計)	公園	162	273
建築物の長寿命化に向けた点検の適切な実施と結果の周知、改善指導	%	100	100 (R5)

関 連 計 画

第2次熊本市都市マスタープラン
熊本市立地適正化計画
熊本市住生活基本計画
熊本市建築物耐震改修促進計画
熊本市マンション管理適正化推進計画
熊本市空家等対策計画
熊本県新広域道路交通計画
道路施設長寿命化修繕計画
熊本市無電柱化推進計画
公園施設長寿命化計画
水前寺江津湖公園利活用・保全計画
熊本市緑の基本計画
熊本市国土強靱化地域計画
熊本市公共施設等総合管理計画
市有建築物耐震対策基本方針

基本方針2 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる

施策2-1 地下水や河川を保全する



現状と課題

■取組2-1-1 地下水の水量の保全

都市化の進展により地下水かん養域の減少などによる地下水位の低下がみられましたが、本市をはじめ、近隣自治体との連携、官民一体となった地下水保全の取組により、水量については長期的な地下水位の低下傾向が鈍化し、多くの観測地点で地下水位の横ばい若しくは上昇・改善傾向が見られます。また、市民の憩いの場である江津湖の湧水量も改善傾向が確認されています。

今後もこの傾向を継続していくため、これまでの取組を継続・強化することが必要です。

■取組2-1-2 地下水の水質の保全

地下水質について、有機塩素系化合物等による地下水汚染は、原因者による浄化対策等により改善傾向が認められています。しかし、一旦汚染された地下水の浄化対策には長い年月がかかるため、継続した取組を行うとともに、地下水汚染や土壌汚染を未然に防止する取組も必要です。また、硝酸性窒素濃度が上昇傾向にあり、既に環境基準を超過している井戸も存在しています。本市の水道水の4分の1をまかなっている健軍水源地においても硝酸性窒素の濃度は上昇傾向にあり、水道水源の全量を地下水に頼る本市において憂慮すべき状況です。このため、健軍水源地等の主要な水道水源へと流れる大きな地下水の流れの上に位置する、東部地域の硝酸性窒素濃度削減を目的に設置した東部堆肥センターを適正に運用する必要があります。

■取組2-1-3 河川や水路の水質の保全

河川等の公共用水域については、いまだ環境負荷の高い単独処理浄化槽やくみ取り便槽が残っており、水質の悪化が懸念されています。良好な水環境を実現するため、今後も未普及地区へ公共下水道を整備するとともに、合併処理浄化槽※への転換を進める必要があります。

施策の方向性

■取組 2-1-1 地下水の水量の保全

具体的取組	担当課
地下水位の観測と地下水採取量の調査やかん養域の土地利用状況などの地下水環境の状況について調査研究を行います。	・ 水保全課
水源かん養林整備、雨水浸透施設の設置、白川中流域かん養推進、雨水貯留施設助成、雨水利用促進などの地下水かん養事業に取り組みます。	
市民の節水意識の更なる向上を図ります。	
地域循環共生圏の実現に向けた取組の一環として、公益財団法人くまもと地下水財団をはじめ地下水を共有する熊本地域の住民、事業者、行政などが一体となって地下水保全に取り組みます。	
大学等の研究機関と連携協力して、地下水保全対策に関する調査研究に取り組みます。	
市民がくまもと水ブランドに誇りを持てるような発信を行うことで、市民協働での水保全の取組につなげていきます。	
地下水を共有する熊本地域の各市町村や熊本県、地下水利用者その他関係団体等と連携し、地下水かん養をはじめとした広域的な地下水保全対策を推進します。	・ 水道維持課
水道の漏水調査を実施し、漏水の早期発見・修繕を行うことで地下水量の保全に努めます。	

■取組 2-1-2 地下水の水質の保全

具体的取組	担当課
地下水質の常時監視と化学物質汚染などの調査研究を行います。	・ 水保全課
地下水汚染地区の浄化対策と継続的な監視を行います。	
事業者への事前審査制度や立入調査等により、地下水汚染及び土壌汚染の未然防止に取り組みます。	
地域循環共生圏の実現に向けた取組の一環として、公益財団法人くまもと地下水財団をはじめ地下水を共有する熊本地域の住民、事業者、行政などが一体となって地下水保全に取り組みます。（取組 2-1-1 再掲）	
大学等の研究機関と連携協力して、地下水保全対策に関する調査研究に取り組みます。（取組 2-1-1 再掲）	

具体的取組	担当課
市民がくまもと水ブランドに誇りを持てるような発信を行うことで、市民協働での水保全の取組につなげていきます。(取組 2-1-1 再掲)	・水保全課
適正施肥や家畜排せつ物の適正処理・利用の拡大等により、地下水への窒素負荷量の低減を推進します。	・水保全課
東部堆肥センターの適切な運営や利活用の推進により、東部地域の地下水への窒素負荷量を低減します。	・農業支援課
硝酸性窒素を削減するため、熊本県に対して「熊本地域硝酸性窒素削減計画」に基づく積極的な取組を求めるとともに、熊本地域の各市町村に対しては、それぞれに削減計画を策定することをはじめとして、必要な対策を実施するよう、公益財団法人くまもと地下水財団と連携し働きかけを強化します。	・水保全課

■取組 2-1-3 河川や水路の水質の保全

具体的取組	担当課
公共用水域の常時監視と化学物質汚染調査を継続して実施します。	・水保全課
事業者への立入指導や啓発により、水質汚濁事故及び排水基準違反の防止に取り組みます。	
水質事故が発生した場合は被害の拡大防止を行います。	
下水道計画区域内の未普及地区への公共下水道の整備、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換等の汚水処理対策を推進します。	・計画調整課 ・浄化対策課
農業用燃料タンクの適正管理による河川等への油流出の防止対策を推進します。	・農業支援課
河川ふれあい美化ボランティアへの市民参加を促進します。	・土木総務課 ・河川課



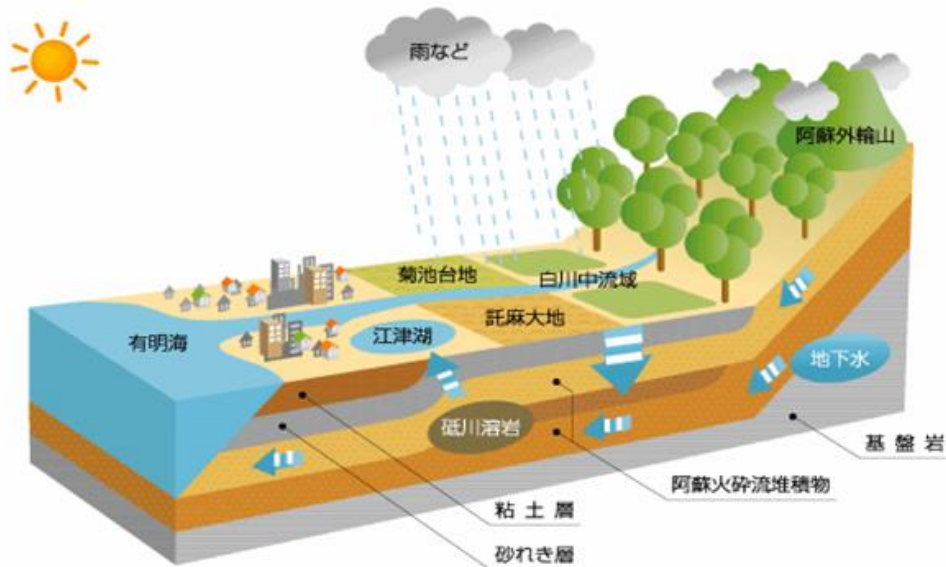
成 果 指 標

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
地下水採取量	万 m ³	10,446 (R1)	10,600 (R6)
地下水人工かん養量	万 m ³	2,415	3,000 (R6)
河川の環境基準の達成率 (BOD※)	%	100	100
地下水の硝酸性窒素の環境基準超過井戸の割合	%	16.0	16.0 以下
生活排水処理率	%	94.9	98.6

関 連 計 画

熊本地域地下水総合保全管理計画
第3次熊本市地下水保全プラン
第4次熊本市硝酸性窒素削減計画
第2次熊本市農水産業計画 改訂版
第6次水源涵養林整備計画
熊本市公共下水道全体計画

■熊本地域の地質イメージ図及び熊本地域の地下水の流れ



施策2-2 森林と緑地を保全し、創出する



現状と課題

■取組2-2-1 緑の保全

森林には、多面的機能（山地災害防止や水源かん養、生物多様性保全、地球環境保全（二酸化炭素吸収等）など）があり、将来にわたって安定的にその機能を発揮させるため、適切な保全と維持管理を進めていく必要があります。また、生態系、里山景観への悪影響や、土砂流出等が懸念される放置竹林について、その対策に向けた取組を拡大することが必要です。

さらに、市街地周辺に広がる田園や鎮守の森、屋敷林等の緑も、貴重な財産として、身近に親しめる自然環境として保全する必要があります。

■取組2-2-2 緑の創出

市街地では、身近な生き物の保全、地震等に対する防災・減災対策、ヒートアイランド対策、良好な景観の形成、ゆとりとうるおいのあるライフスタイルの実現などの諸課題に対応した、持続可能なまちづくりが求められています。

安全で快適な生活環境や都市景観を創出し、生物多様性を確保するため、緑の基本計画における緑化重点地区を中心に市街地において新たに緑を創出していく必要があります。

施策の方向性

■取組2-2-1 緑の保全

具体的取組	担当課
市町村が主体となって森林整備を行う「森林経営管理制度※」の運用を行い、適切な森林管理を推進します。	・農業政策課森づくり推進室
森林の多面的機能を体感できる場と機会を積極的に提供するとともに、森林整備の必要性等を市民に周知するため、市有林を市民が親しむ森林として整備し有効に活用します。	
放置竹林対策に取り組む団体の活動の継続を支援し、放置竹林対策に取り組む面積の拡大や竹林の地域資源としての有効利用を推進します。	
市民との協働による里山林保全の継続的な取組に向けた推進体制を整備し、市民の森への親しみと積極的な活用を推進します。	

具体的取組	担当課
良好な自然環境を有する地区を将来にわたり保全するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区、緑地保全地域の指定を検討します。	・環境共生課
市域に残された貴重な緑地や樹木の保全のため、環境保護地区の管理状況把握や、保存樹木の指定・支援を行い、適切な維持管理を促進します。	
建築・開発時における届出の際には、市と事業者による緑の保全と創出に向けた協議を義務付けるとともに、防災・景観上良好な樹林地等がある場合は保全を要請します。	
募金呼びかけにより熊本市ふるさとの森基金を充実させ、緑化推進に寄与する事業へ活用します。	
企業や市民団体へ、水源かん養域における自主的な森づくりを働きかけます。	・水保全課

■取組 2-2-2 緑の創出

具体的取組	担当課
市街地における壁面緑化補助や市電緑のじゅうたん事業などを行い、ヒートアイランド対策や良好な景観づくりに努めます。	・環境共生課
地域の緑化を推進するため、植栽の助成や苗木等の配布、市民活動団体が行う緑化活動の支援や緑のマイスター派遣など、民有地緑化を図ります。	
市民参加による植栽ボランティア活動への支援など、地域住民・事業者・行政が一体となって、持続可能な緑の保全や適切な活用を推進します。	
街路樹愛護会の活動への支援や、樹木ふれあい美化ボランティア・緑のまちづくりボランティアへの市民参加を促進します。	
市民緑地の設置や管理、特別緑地保全地区内における緑地の管理などが実施できる緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の活用について検討します。	
ICT、AIなどを活用することで、市民参加型による緑視率調査（撮影、アプリによる緑視率算出）などの取組を検討します。	
市電緑のじゅうたんサポーターの拡大を図ります。	
熊本県緑化推進委員会と熊本市地域みどり推進協議会が行う緑の募金運動を推進するほか、くまもと緑・景観協働機構の活用を推進します。	

具体的取組	担当課
子どもたちと地域の未来を考える花と緑のまちづくり全国首長会※へ参加し、花と緑のまちづくりを実現する輪を全国と連携して進めます。	・環境共生課 ・公園課全国都市緑化フェア推進室
学校における花壇やグリーンカーテン等による緑化を地域と連携して推進します。	・指導課
市民・事業者・行政の協働による緑化活動の展開を促進するため、市民団体及び市民が情報共有できるよう、相互のつながりを持てる場（プラットフォーム）を行政が設置運用します。	・環境共生課 ・公園課 ・公園課全国都市緑化フェア推進室
企業に対し緑化活動への参画を働きかけるほか、企業から協賛金を募り、公共地の植樹帯等を「スポンサー花壇」として整備・運営し、上質な緑地空間の確保に努めます。	
企業をはじめ、市民や地域などが所有する花壇等を、「パートナー花壇」として位置づけ、緑化活動の促進を図ります。	・公園課 ・公園課全国都市緑化フェア推進室

成 果 指 標

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
緑被率	%	32.8 (H30)	32.8 (R12)
森林経営管理制度に基づく森林所有者意向調査の実施面積（累計）	ha	56	720
放置竹林対策（森林・山村多面的機能発揮対策交付金等）に取り組んだ面積（累計）	ha	37	71
16 地点の緑視率の平均値	%	11.5	25 (R12)
民有地緑化支援事業による緑の創出面積	m ²	520	800

関 連 計 画

熊本市健全な森づくり推進計画（熊本市森林整備計画）
熊本市緑の基本計画

基本方針3 歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ

施策3-1 文化財等を保存し活用する



現状と課題

■取組3-1-1 文化財等の調査と保存、活用と継承

私たちの生活は、清らかな地下水や豊かな緑といった自然環境と、先人の築いた歴史的・文化的環境のもとに成り立っており、貴重な文化財、伝統芸能などの歴史的文化遺産を保全、活用しながら、次世代に引き継いでいかなければなりません。

特に、熊本地震で被災した熊本城は、文化財的価値の保全を基本としつつ、市民の憩いの場としての都市公園の早期復旧の観点、文化財・都市公園が調和した重要な本市の観光資源としての早期再生を図る観点から、効率的・計画的な復旧と戦略的な公開・活用を進めていくことが必要です。

熊本城以外にも水前寺成趣園などの史跡・名勝や伝統芸能など多くの文化財の保全、継承も必要です。

また、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物等及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境は、歴史的風致として将来にわたって守っていかなければなりません。

施策の方向性

■取組3-1-1 文化財等の調査と保存、活用と継承

具体的取組	担当課
熊本城においては、「熊本城復旧基本計画」に基づき、効率的・計画的な復旧を着実に進めるとともに復旧過程の戦略的な公開・活用に取り組み、観光資源としての早期再生を図ります。	・熊本城総合事務所 ・観光政策課
熊本城跡を総合的に調査研究し、その調査研究成果について広く情報発信を行います。	・熊本城総合事務所
特別史跡となった千葉城地区（JT跡地、NHK跡地）について、土地の取得、保存・整備・活用に取り組みます。	
地権者や継承団体などの理解や協力を得ながら、計画的に有形・無形文化財や民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物などの歴史的文化遺産を調査するとともに、適正に保存・整備・活用し後世に継承していきます。	・文化政策課 ・文化財課

具体的取組	担当課
埋蔵文化財の保存に努めるとともに、必要な発掘調査を行います。発掘調査の結果は、積極的に情報発信を行います。	・文化財課
地域で守られてきた「熊本水遺産」の適切な維持管理に努め、補助制度の利用促進を図ります。	・水保全課
本市の良質な地下水により育まれる農産物や食、自然、観光、文化等を融合させ、ストーリー性を持たせた総合的なくまもと水ブランドを発信します。	
歴史的風致の認識を高めながら、歴史と伝統を反映した人々の活動の継承や歴史的建造物の保存、活用、歴史的建造物を取り巻く環境の保全を図ります。	・都市デザイン課

成 果 指 標

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
指定文化財件数（累計）	件	270	292
市が所管する指定・登録文化財のうち通常公開を行っている文化財数	件	32	42

関 連 計 画

熊本市文化芸術振興指針
熊本城復旧基本計画
特別史跡熊本城跡保存活用計画
熊本城跡 千葉城地区（JT 跡地、NHK 跡地）保存活用基本構想
第3次熊本市地下水保全プラン
熊本市歴史的風致維持向上計画～くまもと歴史まちづくり計画～

■復旧が進む熊本城



施策3-2 文化活動を推進する



現状と課題

■取組3-2-1 文化活動の支援

本市には、熊本城をはじめとする文化財や、地域に根付き脈々と受け継がれてきた芸能などの伝統文化、文学・美術・音楽といった芸術文化、さらには食文化などの生活文化等、様々な文化芸術が息づいています。

これら文化芸術には、人に楽しさや感動、心の安らぎや生きる希望をもたらし、想像力や感性を養い、豊かな人間性を育む力があります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が日常生活に影響を与え、芸術活動の停滞や伝統文化等の継承機会が減少するなど、市民はこれらに親しめる機会を失ってきています。

先人が築いた文化財や伝統文化、生活文化は身近にあるため、その魅力に改めて気付くことは容易ではありません。また、文化施設の環境整備はもとより、停滞した芸術活動が活発化する環境づくりも必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響が及ぶ中においても、市民が心豊かな生活をおくるために文化芸術を身近に触れる機会を増やす取り組みが必要となっています。

文化芸術が持つ多様な魅力と創造性をまちづくりに活かすことにより、文化に満ち溢れた日常の中で、次世代を担う若い世代はもとより、あらゆる世代が郷土への誇りと愛着を感じ、ここで暮らし続けたいと思える「上質な文化都市くまもと」の実現を目指します。

施策の方向性

■取組3-2-1 文化活動の支援

具体的取組	担当課
伝統芸能の後世への伝承はもとより、様々な文化芸術の分野に関する情報収集や分析を行い、次代の担い手の育成に取り組めます。	・文化政策課
地域の公民館や学校などで、邦楽や伝統工芸などの出張公演を行うことで、文化芸術に接する機会の少ない人たちに鑑賞機会を提供します。	
市民会館や熊本城ホール、現代美術館などにおいて、魅力あるコンサートや企画展、講演会などを開催し、文化芸術の発信基地と位置づけた管理運営を行います。	

具体的取組	担当課
地域の文化団体などとの連携により新たな文化芸術を創造し、これを活かしたまちづくりに取り組みます。	・文化政策課

成果指標

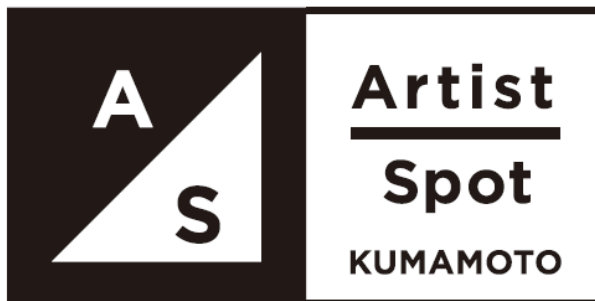
成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
文化団体助成及び人づくり基金助成の件数	件	17	35
学校等への出張公演の件数	件	13	21
文化施設での市主催公演の件数	件	14	15

関連計画

熊本市文化芸術振興指針

■新たな文化芸術の創造

・「アーティストスポット熊本」とは？



オリジナルロゴ

熊本市内で活動されている「アーティスト」と熊本市内にある発表の場「スポット」をつなぎ熊本市民に文化芸術に触れる機会をつくるものです。

文化芸術は、人と人との絆を結び、心に潤いを与えるもの、社会生活になくてはならないものです。

「スポット」という「点」がつながって「面」として広がってほしいと願い、いろいろな場所でアーティスト活動が行われる都市になり、市民の心豊かな生活につながることを目指しています。

・「郷土文化財制度」とは？

地域で大切に守られている文化資源を郷土文化財に認定し、地域の宝として顕彰することで、次世代を担う子どもたちをはじめ幅広い世代で郷土への誇りと愛着を深め、後世への継承を行い、まちづくりに活かしていくための制度です。

令和4年(2022年)3月現在、「託麻新四国八十八ヶ所巡り」が認定されています。

四国八十八ヶ所巡りを模して大正15年(1926年)に託麻三山一帯に開設された八十八ヶ所の札所を巡ることです。現在は84ヶ所の札所が地域で大切に守り伝えられており、毎年4月にたくま八十八ヶ所巡り実行委員会主催で集団巡礼が開催されています。

地域に根付いた文化資源が地域で大切に継承されています。



託麻新四国八十八ヶ所巡り
ロゴマーク

基本方針4 生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる

施策4-1 生物多様性を保全する



現状と課題

■取組4-1-1 絶滅危惧種の保全と外来種の対策の推進

現在の本市の自然環境や生物多様性は、阿蘇山の火山活動や河川による上流とのつながり、多様な地形といった自然環境の基盤と人の営みの歴史の上に成り立っています。金峰山系や立田山、雁回山、江津湖、有明海には多くの生きものがすんでおり、白川や緑川などの河川によって、それぞれの生態系がつながれ、豊富な地下水や多様な農産物、海産物などの様々な恵みを受けています。

一方で、都市開発、森林や農地の減少や竹林の拡大、外来種の侵入、地下水の減少・汚染などにより、生物の生息・生育環境が悪化し、本市の生物の多様性は危機に直面しています。

具体的には、本市に生息・生育している動物の種の16%にあたる171種^{【注】}、植物では11%にあたる158種^{【注】}が絶滅のおそれがあるとして環境省及び熊本県のレッドリストやレッドデータブックに掲載されています。

また、これまでに19種の特定外来生物が確認されているほか、アライグマによる被害等も懸念されています。

絶滅のおそれのある種やそれらが生息・生育できる環境を保全するとともに、外来種の侵入や被害を防ぐことは、生物多様性を保全していくために取り組まなければならない課題の一つです。

■取組4-1-2 生物多様性に配慮した農水産業の推進

本市では、各地域の特性を生かして野菜、果樹、米、畜産、花きなどの多様な農産物が生産されています。また、水産業については、有明海沿岸におけるノリ養殖業を基幹とし、採貝業や網漁業なども行われています。

本市の農水産業は、これらの食料の供給という役割のみならず、地下水のかん養や美しい景観の維持など自然環境と密接に関係し、多くの生きものにとって貴重な生育・生息環境を提供するなど生物多様性にも深く関わっており、今後とも環境に配慮した農水産業を推進していく必要があります。

【注】絶滅のおそれのある種の割合と数の算出は、富合町、城南町、植木町との合併が行われるより前に作成された「熊本市史関係資料第3集 熊本市の植物・動物目録」（熊本市、平成11年）に掲載されている種のうち、「環境省レッドリスト2015」（環境省、平成27年）、「熊本県の保護上重要な動植物-レッドリストくまもと2014-」（熊本県、平成26年）で絶滅危惧種（絶滅危惧ⅠA類、絶滅危惧ⅠB類、絶滅危惧Ⅱ類）及び準絶滅危惧、情報不足、絶滅のおそれのある地域個体群、要注目種に指定されている種としています。

施策の方向性

■取組 4-1-1 絶滅危惧種の保全と外来種の対策の推進

具体的取組	担当課
絶滅危惧種や外来種等の動植物データの収集体制の整備や、生物多様性に関する情報の収集、整理や分析、モニタリングを実施します。	・環境共生課
江津湖などの水辺環境の適切な管理と、生きものの生息・生育地となる緑地の保全・創出に努めます。	
絶滅危惧種の生息・生育状況を把握した上で、保全に向けた取組を推進します。	
特定外来種等の侵入・拡散防止及び駆除を行います。	
近隣自治体をはじめ関係機関と連携し、外来種駆除に対する計画的かつ効果的・効率的な対策を実施します。	
NPO や市民活動団体等が連携し協働する仕組み「いきもんネット」を活用し、地域資源としての生物多様性の適切な活用を推進します。	
市民活動団体などが行う自然環境保全活動を支援します。	・河川課
河川整備にあたっては、生態系や自然環境に配慮した水辺空間の形成を推進します。	

■取組 4-1-2 生物多様性に配慮した農水産業の推進

具体的取組	担当課
安全・安心な農産物づくりや環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための農業生産工程管理（GAP）の認証取得を推進し、適正な農業経営管理の確立及び経営の安定化を推進します。	・農業支援課
国の事業を活用し、農業者団体等が取り組む環境保全に効果の高い営農活動を支援します。	
ほ場（農地）の整備にあたっては、水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワーク保全を念頭に実施します。	・農地整備課
アサリやハマグリ等の二枚貝資源調査結果に基づいた管理指針を示すことにより、資源の維持と再生産を促します。	・水産振興センター
漁業者による効果的な耕うん作業といった漁場環境改善や保護区の設置といった資源増殖の取組等を推進します。	

具体的取組	担当課
市場価値や地域性の高い魚種種苗の放流、魚介類の産卵期における保護等を進めることにより資源の維持増殖を図るとともに、漁業者に対して漁獲サイズや漁獲時期等の規制遵守を働きかけることにより資源管理を推進します。	・水産振興センター
豪雨等に伴い、漁場に流出・堆積した土砂について、国や県の補助事業等を活用した作濤※、削土及び覆砂等や底質の状況調査を実施し、漁場環境の整備や生産性の向上を推進します。	

成果指標

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
江津湖の調査における指定外来魚（個体数）の割合	%	4.3	基準値比 減少
環境保全型農業の実施面積（国交付金事業の取組面積）	ha	55	62 (R5)

関連計画

熊本市生物多様性戦略
第2次熊本市農水産業計画 改訂版

■江津湖での外来魚調査とは？

江津湖では、電気ショッカー船を導入し、外来魚の駆除を行いつつ、在来種も含めた江津湖の魚類に関するデータの収集を行っています。

電気ショッカー船とは、電流や電圧などを調節することのできる本体と発電機を搭載し、6本の電極を垂らした2本のアームが舳先に取り付けられている船で、この電極から水中に電気を流しながら航行するといった仕組みのものです。

これにより、感電して一時的なショック状態に陥って浮上もしくは沈下していく魚類を網ですくい取るなどして、種、全長（目測）、個体数を確認して記録しています。

また、令和3年度(2021年度)は、生物のフンや剥がれ落ちた皮膚、分泌物に由来し、水中に含まれる生物のDNAの分析により、江津湖の魚類の全体像を把握することを目指しています。



電気ショッカー船による外来種の駆除風景

施策 4-2 生物多様性の恵みを持続的に活用する



現状と課題

■取組 4-2-1 生態系を活用した減災の維持と推進

安全で豊かな生活を営むために、人と自然との関係を再構築し、健全な生態系が有する防災・減災機能を積極的に活用して災害リスクを低減させる「Eco-DRR（エコ・ディー・アール・アール：Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）」という考え方が注目されています。国際的にも、生態系がもつ様々な機能を社会づくりに積極的に活用する取組が広がっており、欧州連合（EU）では生態系を暮らしを支える社会資本（グリーン・インフラストラクチャー）として捉え、ネットワーク化して計画的に活用していますが、いまだ認知度が低いのが現状です。

生態系を用いた防災・減災の利点は、地域の産業や景観を維持し、地域の暮らしを支え、地域づくりにも貢献できることです。

将来、気候変動の影響による気象災害の激甚化や巨大地震の発生が予測されており、想定を超える規模の自然現象の発生を前提として防災・減災を考えることが大切です。また、人口減少・高齢化と低・未利用地の増加や、これまで整備された社会資本の老朽化、維持コストの増大が懸念されます。

このような社会的、経済的課題を解決し、持続可能な社会を形成する方策として、生態系の持つ機能を積極的に活用する必要があります。

また、「いきもんネット」を活用し、熊本の生きものや自然の恵みを活かした取組を推進している市民活動団体、事業者、学校、行政機関などと連携、協働し、活動等の情報を発信していきます。

施策の方向性

■取組 4-2-1 生態系を活用した減災の維持と推進

具体的取組	担当課
防災・減災機能の補強や生態系の保全・再生など地域が必要とする機能を発揮させるよう、生態系の保全と再生、持続的な管理を実施します。	・環境共生課
森林の山地災害防止機能を発揮させるため、地形、地質等の条件を考慮した上で、自然条件や市民のニーズ等に応じ、自然の遷移も活用した針広混交林の育成などの施業を推進します。	・農業政策課森づくり推進室
街路樹植栽スペースの雨水貯留機能を活用し、大雨時の流出先の負担軽減や、蒸発作用等によるヒートアイランド対策などグリーンインフラとしての活用に努めます。	・道路保全課

成果指標

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
—	—	—	—

【注】令和3年(2021年)7月30日付け 次期生物多様性国家戦略研究会報告書においても、Eco-DRRに関する候補指標の提示があっているものの、国及び本市において定量的に測れる指標が存在しないことから、本施策に係る成果指標は設定しないこととし、中間見直しの時点で再度検討します。

関連計画

熊本市生物多様性戦略

熊本市緑の基本計画

熊本市健全な森づくり推進計画（熊本市森林整備計画）

熊本市域街路樹再生計画

■様々な生物多様性の恵みについて

本項では、生物多様性の恵みを活用した防災に関してのみ記載していますが、生物多様性の恵みは以下の四つに分類されます。私たちの生活は、生態系サービスなしでは成り立たないことがわかります。生物多様性が健全な状態であることで、私たちは様々な生態系サービスを享受することができるのです。

供給サービス



人が生きるための資源として利用する食料や、建物の材料となる木材などを提供してくれます。綿などの繊維や、医学分野に関係するような遺伝子資源もこれに当たります。

文化的サービス



風景に感じる安らぎやレクリエーション、観光の機会などとして、私たちが享受しているものです。祭りや信仰、食文化など、地域に伝わる多様な文化も、豊かな自然に影響を受けています。

調整サービス



気候を調整したり、自然災害を和らげる働きです。例えば地球全体で見たときに、豊かな森は水を蓄えて陸水の量を調節し、また二酸化炭素を吸収することで地球の温度が上がりすぎないように調整しているのです。

基盤サービス



栄養豊かな土壌や植物が作り出す酸素、水の循環や浄化などを行います。私たち人間を含む、全ての生物を支える大切な役割を果たしています。

出典：熊本市生物多様性戦略

基本方針5 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる

施策5-1 廃棄物の発生を抑制する



現状と課題

■取組5-1-1 リデュースとリユースの推進

本市のごみ処理量について、平成21年(2009年)10月に家庭ごみ(燃やすごみ・埋立ごみ)収集の有料化を導入して以降、家庭ごみの減量化や資源化が進みましたが、近年は横ばいの状況です。今後とも、使い捨ての商品をできるだけ避けるなどのごみの発生抑制に重点を置いた取組を推進する必要があります。また、事業ごみは、近年増加傾向にあることから、減量化を進めるため、事業者に対する指導や啓発を強化し、発生抑制に取り組むよう働きかける必要があります。

■取組5-1-2 食品ロス対策の推進

令和元年(2019年)10月に食品ロス削減法が施行されたことを受け、市民・事業者への普及啓発、フードバンク活動への支援など、法に基づく取組を行ってきました。令和元年度(2019年度)の本市の食品ロス発生量は、約39,100tと推計しており、食品ロスを削減することで、各家庭では家計における食費の負担軽減、事業所等では廃棄に係る費用の軽減につながることから、正確な情報発信や啓発を強化していく必要があります。また、事業所等における食品ロスについては、発生量や発生段階(業種)に応じた対応策が必要です。

■取組5-1-3 プラスチックごみの公共用水域への流出抑制

ポイ捨てや不法投棄などにより自然界に流出したプラスチックごみは、長い期間、自然環境中に残り続け、河川等を通じて海にたどり着くことで、生態系を含む海洋環境や景観の悪化など様々な問題を引き起こすと言われており、地球規模での課題として早急に対策を講じる必要があります。本市においても、江津湖の湖面や湖水中からマイクロプラスチック*が確認されており、海洋以外の水域にもプラスチック汚染が広がっています。これまでもプラスチックごみ対策として、ペットボトル、プラスチック製容器包装の分別収集や、マイバッグ持参の啓発、地域の美化・清掃活動などの取組を実施してきましたが、陸域から江津湖などの公共用水域への流出を防ぐため、更なる取組が必要です。

施策の方向性

■取組 5-1-1 リデュースとリユースの推進

具体的取組	担当課
市民が実施するフリーマーケットを支援します。	・ごみ減量推進課
事業ごみについて、ごみ減量・リサイクル責任者の設置を促進するとともに、多量排出事業者への立ち入りや指導を強化します。また、多量排出事業者に該当しない飲食店等に対しても、これまでに引き続き、関係部署と連携して立入調査を実施し、ごみの減量やリサイクルの取組を推進するよう働きかけます。	・ごみ減量推進課 事業ごみ対策室
環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入するグリーン購入を推進します。	・環境政策課温暖化・エネルギー対策室

■取組 5-1-2 食品ロス対策の推進

具体的取組	担当課
熊本連携中枢都市圏 18 自治体が連携し、フードドライブ等の食品ロス削減のための取組を推進します。	・ごみ減量推進課
ごみを少なくするため「買いすぎ」「作りすぎ」をしないよう心がけている市民の割合を増やすため、市民への健康教育や食生活改善推進員活動の中で、健康面も考慮した「食べきれる量」の調理や、食べ物を大切する気持ちを持つよう啓発を行います。	・健康づくり推進課

■取組 5-1-3 プラスチックごみの公共用水域への流出抑制

具体的取組	担当課
市民や民間企業等と連携した河川・公園の清掃を実施します。また、江津湖周辺を対象とした不法投棄監視パトロールを実施します。	・廃棄物計画課 ・ごみ減量推進課 事業ごみ対策室

成果指標

成果指標	単位	R1 基準値	R13 目標値
ごみ総排出量（資源化された量を含む） （1人1日当たり）	t (g)	263,004 (983)	237,408 (905)

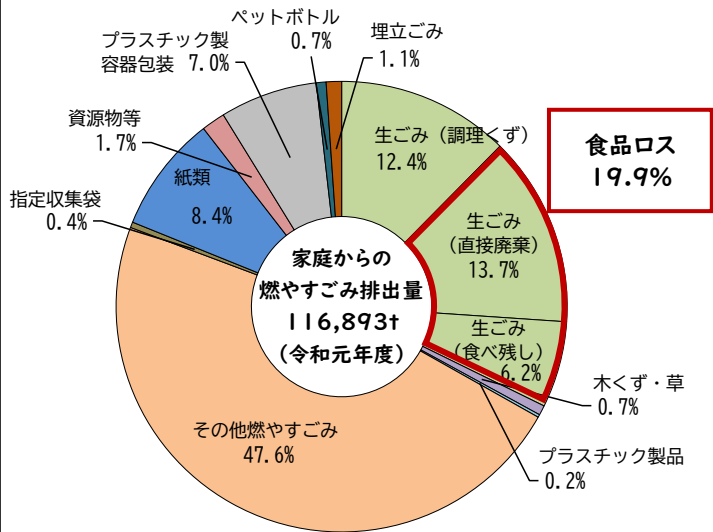
成果指標	単位	R1 基準値	R13 目標値
家庭ごみ処理量（資源化された量を除く） （1人1日当たり）	t (g)	123,791 (463)	105,672 (403)
事業ごみ処理量（資源化された量を除く）	t	95,039	88,490

関連計画

熊本市一般廃棄物処理基本計画
熊本市循環型社会形成推進地域計画
第3次熊本市食の安全安心・食育推進計画

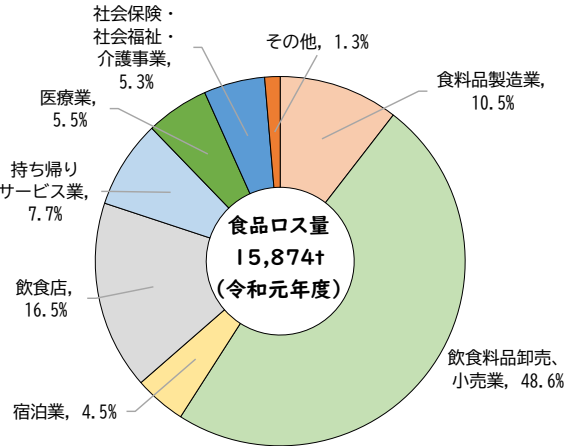
■食品ロスについて

令和元年度（2019年度）に実施した家庭ごみ（燃やすごみ）の組成分析調査では、燃やすごみに食べ残しや直接廃棄といった食品ロスが19.9%含まれていました。



直接廃棄された食品

また、右グラフは、事業系食品ロスの産業分類別の発生状況（令和元年度（2019年度））です。
飲食料品卸売、小売業が48.6%と最も多く、次いで飲食店が16.5%、食料品製造業が10.5%となっています。



出典：熊本市一般廃棄物処理基本計画

施策 5-2 資源の循環的な利用を促進する



現 状 と 課 題

■取組 5-2-1 リサイクルの推進

ごみ分別ルールへの周知や啓発に積極的に取り組んできたことにより、市民のごみ分別ルールの認知度が上がっていること、また、パトロールの拡充など持ち去り対策を強化したことによって、家庭ごみのリサイクル率は上昇傾向にあります。一方、市民リサイクル活動（旧再生資源集団回収）の回収量が年々減少していることから、回収量増加に向けた取組を推進する必要があります。

■取組 5-2-2 廃棄物等のエネルギーや資源としての活用

これまで有効に活用されていなかった廃棄物等について、環境工場や下水道施設で処分や処理する際に発生する熱エネルギーや下水汚泥、また、下水道処理水などといったエネルギーや資源を、更に有効に活用する必要があります。

■取組 5-2-3 プラスチックの資源循環

プラスチックについての現状と課題は、施策 5-1 で記載のとおりですが、資源の循環的な利用という観点から、不必要なワンウェイ（使い捨て）プラスチックを削減するため、更なる取組が必要です。

施 策 の 方 向 性

■取組 5-2-1 リサイクルの推進

具体的取組	担当課
地域における積極的なリサイクル活動を支援するため、地域団体や市民活動団体等の取組を支援するとともに、再生資源の回収量が多い団体等に記念品や感謝状の贈呈を行い活性化を図ります。	・ ごみ減量推進課
ごみカレンダーアプリの普及啓発など、分別方法等を広く情報発信します。	
家庭ごみは、ごみステーションでの違反ごみに対する啓発に取り組むとともに、事業ごみは、環境工場での搬入物の展開検査や最終処分場での分別指導を実施します。	・ 各クリーンセンター ・ ごみ減量推進課 ・ 東部環境工場 ・ 環境施設課扇田環境センター
拠点回収の充実や収集品目の見直しを検討します。	・ 廃棄物計画課

■取組 5-2-2 廃棄物等のエネルギーや資源としての活用

具体的取組	担当課
下水処理水の農業用水などへの利用を進めるとともに、下水汚泥や消化ガスを資源・エネルギーとして有効に活用します。	・計画調整課
環境工場（ごみ焼却施設）を活用した廃棄物発電や熱エネルギーの活用を行います。	・環境施設課

■取組 5-2-3 プラスチックの資源循環

具体的取組	担当課
ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減やバイオプラスチックの利用を促進する民間企業の取組を支援します。また、指定収集袋へのバイオマスプラスチック配合に向けた検討を行います。	・廃棄物計画課

成果指標

成果指標	単位	R1 基準値	R13 目標値
家庭ごみのリサイクル率	%	23.9	30.0

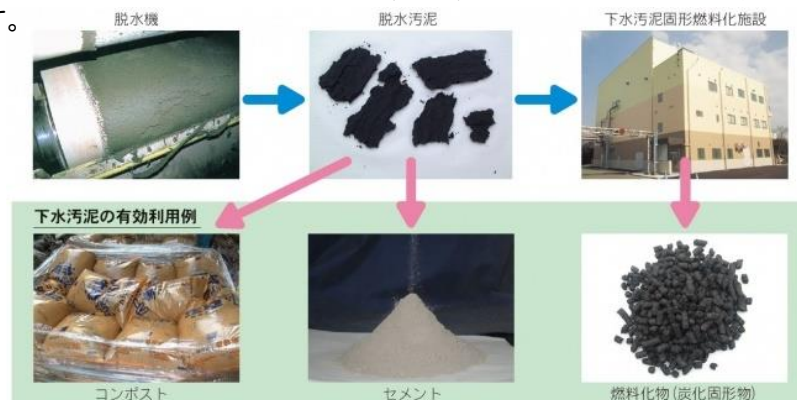
関連計画

熊本市一般廃棄物処理基本計画

熊本市循環型社会形成推進地域計画

■下水汚泥の有効利用について

熊本市上下水道局では、脱水汚泥の有効利用に積極的に取り組み、平成20年度（2009年度）からは一部をセメントやコンポスト（堆肥）の原料として活用し、平成25年度（2013年度）からは固形燃料化施設が稼働し、火力発電所の石炭代替燃料として有効利用することで、セメントやコンポスト（堆肥）と合わせてリサイクル率100%を達成しています。



施策 5-3 廃棄物を適正に処理する



現状と課題

■取組 5-3-1 効率的な収集運搬体制の確立

循環型社会の構築に向けて、ごみの発生抑制や再使用に取り組んだ上で、やむを得ず発生するごみは適正に処理していかなければなりません。ごみの収集運搬については、今後も、超高齢社会の進展や頻発する大規模災害に対応できるよう、民間活力の導入を含め、適正かつ効率的なごみ収集運搬体制のあり方を検討する必要があります。

■取組 5-3-2 適正な中間処理・最終処分体制の確立

本市の中間処理施設及び最終処分場は、設備の耐用年数や今後の処理量の見込みを踏まえて、適正な処理を実施するための施設の整備等を進める必要があります。

■取組 5-3-3 不法投棄・資源物等の持ち去り行為防止対策の強化

資源物の持ち去り行為の撲滅に向け、令和2年(2020年)3月、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正(同年10月施行)しました。これ以降、持ち去り行為を確認した件数が大幅に減少し、条例改正による規制強化の効果が表れています。持ち去り行為は、市民のリサイクル意識の低下や市の歳入減につながることから、今後も引き続き、持ち去りを防ぐ環境づくりに取り組む必要があります。あわせて、不法投棄対策にも取り組む必要があります。

■取組 5-3-4 フロン類の適正な回収

地球を取り巻く大気のうち、成層圏に存在するオゾン層は、太陽からの光に含まれる有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を保護しています。このオゾン層が、冷媒等として使用されてきたフロン類等のオゾン層破壊物質によって破壊されることにより、有害な紫外線による健康被害、生態系への悪影響等が生じることが懸念されています。このため、過去に生産された冷蔵庫、エアコン等に充填されているフロン類等の管理の適正化など、オゾン層の保護に資する取組を推進する必要があります。

施策の方向性

■取組 5-3-1 効率的な収集運搬体制の確立

具体的取組	担当課
ごみ出しが困難な世帯を対象とした戸別収集制度である「ふれあい収集」の制度周知を図るとともに、利用者増に対応した体制を整備します。	・ 廃棄物計画課
民間活力の導入を含め、適正かつ効率的なごみ収集運搬体制の在り方を検討します。	
環境負荷の低減を図るため、収集運搬車両の脱炭素化を図ります。	
災害廃棄物の収集運搬や処分について、定期的に協定締結先と発災時の連絡体制や協定内容の確認を行うなど情報共有を図ります。	

■取組 5-3-2 適正な中間処理・最終処分体制の確立

具体的取組	担当課
東部環境工場における燃やすごみの適正処理を維持していくための整備工事を実施します。	・ 環境施設課 ・ 東部環境工場
環境工場（ごみ焼却施設）から発生する焼却灰等を再資源化し、埋立量を減らすことで埋立処分場の延命化を図ります。	
焼却施設の運営にあたっては、発電効率が高い運転手法の実施や、工場内で使用する電気の削減に努め、環境負荷の低減を図るとともに、回収したエネルギーを周辺施設や庁舎で使用するなど、地域エネルギー事業の中核施設として、エネルギーの有効活用を図ります。	・ 環境施設課
家庭から排出、搬入された「埋立ごみ」を、破碎・選別によって金属回収と可燃残さの除去を行い、埋立量を減らすことで埋立処分場の延命化を図ります。	
近隣自治体と連携して地域循環共生圏の構築を目指し、ごみ処理の広域化を検討します。	・ 廃棄物計画課

■取組 5-3-3 不法投棄・資源物等の持ち去り行為防止対策の強化

具体的取組	担当課
中心市街地では、商店街・不動産業者・ごみ処理業者などの関係者による「中心市街地ごみ対策連絡会議」を開催し、清掃活動や不法投棄対策等を連携して取り組むほか、山間地では、計画的な監視パトロールを実施することで、早期発見・早期対策につなげ、不法投棄を未然に防ぎます。	・ごみ減量推進課 事業ごみ対策室
LINE を活用した通報システムの利用促進、持ち去り意思表示テープや袋の配布、職員による市内一円のパトロールや資源物買取業者への立ち入り、条例違反者への厳正な行政処分の執行などに取り組みます。	・ごみ減量推進課

■取組 5-3-4 フロン類の適正な回収

具体的取組	担当課
オゾン層の破壊やフロンなどオゾン層破壊物質の適正な回収及び処理についての啓発を行います。	・ごみ減量推進課 事業ごみ対策室
フロンなどオゾン層破壊物質を回収及び処理する事業者への適切な指導を行います。	
市の施設におけるフロンなどオゾン層破壊物質を含む機器については、フロンの漏れが無いように適正に管理します。	・施設所管課

成 果 指 標

成果指標	単位	R1 基準値	R13 目標値
年間の埋立処分量	t	24,862	19,889

関 連 計 画

熊本市一般廃棄物処理基本計画
熊本市循環型社会形成推進地域計画

基本方針6 地域から行動し、地球環境をまもる

施策6-1 地球温暖化対策を推進する



現状と課題

近年、世界各地で強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波、森林火災、寒波などの異常気象による災害が発生し、多数の死者や農作物等への甚大な被害が報告されています。

令和2年(2020年)7月豪雨では、熊本県南を中心に九州や中部地方などで集中豪雨が発生し、80名以上の死者、行方不明者が発生する大規模災害となったことは記憶に新しいところですが、このような過去に類を見ないような異常気象に伴う災害が毎年のように起こっています。

異常気象の発生は、世界気象機関(WMO)が、長期的な地球温暖化の傾向と一致しているとするなど、地球温暖化が要因と言われています。また、国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)では、地球温暖化の原因は人類が排出した温室効果ガスであることは疑う余地がないと断言しています。そして、IPCCが、令和32年(2050年)までに温室効果ガス排出実質ゼロを達成しないと、産業革命前(1850年から1900年)からの温度上昇を1.5℃に抑えることができないと発表しています。

このように、地球温暖化対策は全世界で取り組むべき喫緊の課題であり、熊本市を含む熊本連携中枢都市圏18市町村では、令和3年(2021年)3月に「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目標とする「地球温暖化対策実行計画」を共同で策定しました。目標の達成を目指し、主に以下の四つの項目で地球温暖化対策に取り組む必要があります。

■取組6-1-1 再生可能エネルギーの利用の促進

脱炭素社会の実現に向け、太陽光や太陽熱、風力、水力、地中熱、バイオマスなどの地域の資源を活用した、発電時にCO₂を排出しない再生可能エネルギーの利用を推進する必要があります。

また、一定規模以上の太陽光発電設備の設置の際には、周辺景観への影響が懸念されるため、計画時に一定の景観配慮が望まれることから、再生可能エネルギーの推進と良好な景観の調和にも取り組む必要があります。

■取組6-1-2 省エネルギーの推進

都市圏の各主体が、高効率な設備やZEH*など住宅における省エネルギー、オフィス等におけるZEB*や環境マネジメントシステムなど事業活動における省エネルギー、行政による率先した省エネルギーを推進する必要があります。

■取組 6-1-3 環境にやさしい交通の推進

公共交通機関の連結機能の向上や地域の実情にあった公共交通の利用促進を図り、利便性の高い地域公共交通システムの構築が必要です。また、自動車保有台数は増加傾向にあり、電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）等の次世代自動車※の導入促進など、脱炭素モビリティへのシフトが求められるほか、健康にも良い自転車の利用促進も必要です。

■取組 6-1-4 気候変動による影響への適応

再生可能エネルギーの導入などによる創エネルギー化や高効率機器への更新などによる省エネルギー化などの「緩和策」を強力に推進しつつ、それでも残る不可避な影響に対して「適応策」を実施し、気候変動のリスクを低減する必要があります。

施策の方向性

■取組 6-1-1 再生可能エネルギーの利用の促進

具体的取組	担当課
行政が率先して、地域特性等を活かしながら、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの活用を目指します。	・環境政策課温暖化・エネルギー対策室
住宅やオフィス・店舗・工場等への太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の導入を促進します。	
災害等の非常時に必要なエネルギーを確保するため、電力の地産地消や蓄電池の設置、余剰エネルギーの面的利用など、自立・分散型のエネルギーシステム※の普及拡大を目指します。	
令和4年度(2022年度)中に熊本市景観条例施行規則を改正し、太陽光発電施設を景観法に基づく届け出対象行為と位置付け、再生可能エネルギーの普及と良好な景観との調和を図ります。	・都市デザイン課

■取組 6-1-2 省エネルギーの推進

具体的取組	担当課
高効率・省エネルギー設備の導入や建築物等の断熱化などを促進し、住宅や事業所等の省エネルギー化を推進します。	・環境政策課温暖化・エネルギー対策室
エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物である ZEH や ZEB の導入を促進します。	・環境政策課温暖化・エネルギー対策室 ・建築指導課
環境への負荷の低減に向け、省エネルギーに資する農業用施設・機械の導入や生産技術の普及などを推進します。	・農業支援課

具体的取組	担当課
市内の農産物直売所の魅力向上や活性化、学校給食での地域の農水産物の活用、地元の食品関連事業者と連携した野菜摂取量の増加等の食育の推進など、輸送による温室効果ガスの排出削減にも資する農産物の地産地消を推進します。	・農業政策課農水ブランド戦略室 ・健康づくり推進課

■取組 6-1-3 環境にやさしい交通の推進

具体的取組	担当課
年齢層や居住地域など公共交通の利用特性に応じたモビリティマネジメントの展開や、パークアンドライドの推進等により、自家用車から公共交通機関への利用転換を促進します。	・交通政策課 ・交通局総務課 ・運行管理課
公共交通ネットワークの維持・再構築の推進、基幹公共交通の機能強化、公共交通の利便性を高め、持続可能な公共交通網の形成を目指します。	
熊本桜町バスターミナルや、JR 熊本駅、熊本港などの交通拠点における公共交通機関相互の結節性を高めるほか、多様な乗換拠点の整備検討を進めます。	
次世代自動車の普及促進を図り、自動車から排出される温室効果ガス排出量の削減を図ります。	・環境政策課温暖化・エネルギー対策室
自転車走行環境の整備、駐輪マナー啓発等により、自転車を便利に、気軽に、安全に利用できる環境づくりを推進します。	・交通政策課自転車利用推進室

■取組 6-1-4 気候変動による影響への適応

具体的取組	担当課
ハザードマップの周知や国土強靱化計画に基づく災害に強い都市基盤や農業、漁業施設の整備と保全を進め、自然災害の防止、軽減に取り組みます。	・危機管理防災総室 ・農地整備課 ・水産振興センター
災害時の応急給水体制の構築のため、新たに協力していただく井戸を所有する民間事業者との協定を進め、出前講座やイベント等で災害用井戸の登録状況や災害時での利用法等について周知します。	・水保全課
民間事業者との電気自動車 (EV) やプラグインハイブリット車 (PHV/PHEV) 等を活用した避難所の電力供給等の協定に基づき、震災対処実働訓練時の電力供給訓練などを継続します。	・環境政策課
熱中症についての基礎知識、対処法、予防対策等の情報提供を行い、熱中症による被害の防止に取り組みます。	・健康づくり推進課

第3章 基本計画

具体的取組	担当課
低コスト耐候性ハウス等の気象災害の影響を軽減する施設等の導入を推進するほか、温暖化等の気候変動に対応した品種、生産技術、資材などの普及を推進します。	・農業支援課
海水温上昇等の影響により、ノリの養殖期間の短縮を余儀なくされている現状を踏まえ、海域環境のデータ解析やノリ養殖スケジュールの見直しなどを実施し、温暖化など環境の変動への対応を推進します。	・水産振興センター

成果指標

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
温室効果ガス排出量（熊本連携中枢都市圏）	千 t- CO ₂	9,970 (H25)	5,982 (R12)
公共交通機関利用者数	千人	53,216 (R1)	56,000 (R7)
通勤時間帯の自転車交通量	台	13,793 (R1)	16,500 (R12)
交通結節点等駐輪場の利用台数	台	4,250	5,100 (R12)
低コスト耐候性ハウスの導入面積	ha	75	84 (R5)

関連計画

熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画
熊本市公共事業環境配慮指針
熊本都市圏都市交通マスタープラン
熊本都市圏総合交通戦略
熊本地域公共交通計画
熊本市交通局経営計画（2021～2028）
熊本市自転車3“ばい”プラン～熊本市自転車活用推進計画～
熊本市地域防災計画
熊本市水防計画
熊本市国土強靱化地域計画
第2次熊本市農水産業計画 改訂版
第3次熊本市食の安全安心・食育推進計画

施策 6-2 海洋の汚染を防止する



現状と課題

■取組 6-2-1 海の水質保全

水質汚濁防止法に基づき、公共用水域（河川・海域）の水質の調査を実施しており、令和2年度(2020年度)は31地点（河川27、海域4）において調査を実施しました。その結果、全体的な傾向としては概ね良好な状態であり、市内の15類型指定水域（河川13、海域3）のうち、BOD（河川）・COD（海域）環境基準達成状況は、海域の2指定水域を除き基準を達成しました。達成しなかった海域については、原因を調査し水質改善に取り組むことが必要です。

■取組 6-2-2 プラスチックごみの公共用水域への流出抑制

■取組 6-2-3 プラスチックの資源循環

自然界で分解されにくいプラスチックは、ポイ捨てや不法投棄などにより、自然界に流出し、河川等を通じて海にたどり着くことで、生態系を含めた海洋環境の悪化など、地球規模の問題となっています。本市においても、江津湖の湖面や湖水中からマイクロプラスチックが確認されており、海洋以外の水域にもプラスチック汚染が広がっています。これまでもプラスチックごみ対策として、ペットボトルの分別収集・プラスチック製容器包装や、マイバッグ持参の啓発、地域の美化・清掃活動などの取組を実施してきましたが、陸域から江津湖などの公共用水域への流出を防ぐため、あるいは、不必要なワンウェイ（使い捨て）プラスチックを削減するため、更なる取組が必要です。【再掲】

施策の方向性

■取組 6-2-1 海の水質保全

具体的取組	担当課
有明海の水質改善に向けて下水道高度処理施設を導入し適切に運用します。	・ 計画調整課

■取組 6-2-2 プラスチックごみの公共用水域への流出抑制

具体的取組	担当課
マイクロプラスチック問題に関する情報収集、河川・公園の清掃、江津湖周辺における不法投棄パトロールの実施に取り組めます。	・ 廃棄物計画課 ・ ごみ減量推進課 事業ごみ対策室

■取組 6-2-3 プラスチックの資源循環

具体的取組	担当課
ワンウェイプラスチック削減やバイオプラスチックの利用を促進する民間企業の取組を支援します。また、指定収集袋へのバイオマスプラスチック配合に向けた検討を行います。	・廃棄物計画課

成果指標

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
COD（海域）環境基準達成率	%	33.3	33.3 以上
プラスチックごみの削減に取り組んでいる市民の割合	%	75.4	90

関連計画

第3次熊本市地下水保全プラン
熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画
熊本市公共下水道全体計画
熊本市一般廃棄物処理基本計画

■江津湖におけるマイクロプラスチック調査について

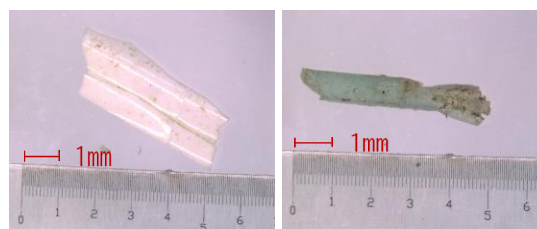
令和2年度（2020年度）に、浮遊ごみ回収装置を上江津湖と下江津湖に各1か所設置し、マイクロプラスチックの実態調査を行いました。その結果、お菓子の袋やペットボトル、たばこのフィルター等が多く確認されたほか、湖面の浮遊物からマイクロプラスチックが確認されました。

発生源としては、江津湖の上流から流入、陸域からの飛来などが考えられます。



江津湖で採取したプラスチックごみ

江津湖で採取したマイクロプラスチック



低密度ポリエチレン

ポリプロピレン

出典：熊本市一般廃棄物処理基本計画

基本方針7 各方針をつなぎ横断的に取り組む

施策7-1 環境影響評価を推進する



現状と課題

■取組7-1-1 環境影響評価条例の制定と体制の構築

環境影響評価制度とは、高速道路や新幹線、廃棄物処理施設等の大規模な開発事業を行う場合、それが環境にどのような影響を及ぼすか、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民や行政などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げるための制度です。環境影響評価制度は、このような過程を経ることから、合理的な意思決定をサポートする手法として位置づけられています。

環境影響評価制度の利点として、大規模な開発事業を行う事業者が自ら環境に配慮して開発行為を行うことにより、環境影響を最小限に抑えることが期待できること、事業者による環境配慮に関する書類の公表及び市民の意見参加の機会があることにより、大規模な開発行為に対する市民の理解の促進が期待できること、といった点が挙げられます。

本市ではこれまで、本市域の開発事業に伴う環境の影響について、熊本県環境影響評価条例に基づき、市長は知事の求めに応じ、事業者に対し意見を述べてきたところですが、市による主体的な対応を可能とし、本市における良好な環境の確保を図るための有効な手段として、令和3年(2021年)9月に熊本市環境基本条例を改正し、環境影響評価の推進に関する規定を盛り込んだところです。今後、個別条例を制定し、事業者による環境配慮の準備を進める必要があります。

■取組7-1-2 事前配慮の仕組みの構築

本市が行う公共事業において、開発等によって、大気、水、緑などの環境が損なわれることを未然に防ぎ、適切な環境配慮を行うこととしており、率先した環境配慮を行う「熊本市公共事業環境配慮指針」を策定し運用しています。平成21年度(2009年度)に策定以降、適宜見直しを行っていますが、環境配慮の内容が時代にそぐわなくなっているものもあるため、全面改訂が必要です。

施策の方向性

■取組 7-1-1 環境影響評価条例の制定と体制の構築

具体的取組	担当課
対象事業や規模要件の検討を行い、令和6年度(2024年度)中を目途に、(仮)熊本市環境影響評価条例を制定します。また、環境影響評価に必要な評価体制を構築します。	・環境政策課
条例の施行にあたっては、事業者や市民への周知が必要となることから、制度の周知に努めます。	
条例の適正かつ円滑な運用のため、事業者に対し適正に意見を述べるほか、地域環境に関する情報の収集・整備、事業者や市民への提供、事業者等の求めに応じて必要な協力を行います。	

■取組 7-1-2 事前配慮の仕組みの構築

具体的取組	担当課
熊本市公共事業環境配慮指針を適切に運用するとともに、環境配慮に関する最新の動向を踏まえ、全面改訂します。	・環境政策課
建築物環境配慮制度等による環境に配慮された建築物の建築を誘導するための啓発に取り組みます。	・建築指導課

関連計画

熊本市公共事業環境配慮指針

施策 7-2 環境啓発・環境教育を推進する



現 状 と 課 題

環境教育の対象は、次世代を担う子どもたちのみならず、大人も含まれます。今日では学校や企業などで環境教育が行われており、持続的発展が可能な環境づくりの担い手の育成が始まっています。環境づくりの人材の担い手を育成していくためには、「環境に配慮した活動を自ら実践できる」という視点を持ち、市、市民及び事業者がそれぞれの立場において、また協力して、環境教育に力を入れていくことが重要です。

本項は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」第8条に基づく、「熊本市環境教育等行動計画」として位置付けます。

■取組 7-2-1 環境保全活動を実践できる人材の育成と環境に関する情報発信

環境保全の実践行動を促すためには、様々な機会をとらえて行動に結びつけるための取組が不可欠であるとの考え方のもと、本市はこれまで、環境啓発イベント、小中学生やその保護者を対象とした体験型の環境学習会や出前講座の開催など、学校だけではなく、様々な世代への環境学習・環境教育の場を通して、人材の育成に努めてきました。ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響により、環境学習・環境教育の機会を十分に提供することができませんでしたが、本計画に掲げる各施策を下支えする取組として、「新たな生活様式」を取り入れた取組の展開が必要です。

また、市のホームページを活用し、環境に関する情報を発信していますが、より多くの人の環境保全活動を促進するような情報発信や普及啓発が必要です。

■取組 7-2-2 学校教育の場における ESD の推進

学校の活動においても、令和元年(2019年)7月に国の認定を受けた「SDGs 未来都市」として、各学校の活動を ESD の視点で捉え直し、社会の担い手を育み、学校や地域の更なる活性化を推進する必要があります。

施策の方向性

■取組 7-2-1 環境保全活動を実践できる人材の育成と環境に関する情報発信

具体的取組	担当課
＜施設整備や施設見学の実施＞	
市民活動団体や事業者が提供する自然体験の場やリサイクル工場等で行う環境教育について、体験の機会の場の認定制度（環境教育等促進法第20条に規定）による支援を行います。	・環境政策課
金峰山少年自然の家の整備・運営にあたっては、恵まれた自然や環境に配慮した施設を活かした環境教育等、質の高い教育や学びの場を提供します。	・青少年教育課
市有林を森林環境教育の場として活用するため、森林の多面的機能発揮のモデル林として整備します。	・農業政策課森づくり推進室
水道や下水道の役割や仕組みについて、施設見学等を行います。	・経営企画課
西部環境工場を活用した体験型環境教育を実施します。	・環境施設課
＜自然との触れ合いの推進＞	
小・中学生や親子などを対象とした「体験型」の環境学習会を実施します。	・環境総合センター
息の長い森林保全活動が期待できるような人材の育成を目的とした水源の森づくりボランティア活動を実施します。	・水保全課
多様な活動の場として整備された市有林をはじめ、市内の森林を活用した森林環境教育を推進し、子どもから大人まで幅広い世代が森林の機能や多様な林産物を活用することで、生涯学習や健康づくりにも資する取組を推進します。	・農業政策課森づくり推進室
幼少期から木のおもちゃや木製品とふれあう木育を通して、森林に対する理解を深める取組を推進します。	
市民の健康づくりや自然との触れ合いの場としての生活環境保全林「立田山憩の森」において、バリアフリーの遊歩道整備や健康アプリ等 ICT の活用などに取り組みます。	・環境共生課 ・健康づくり推進課
金峰山、立田山、江津湖などで市民が参加できる自然観察会等を開催、支援します。	・環境共生課 ・環境総合センター

具体的取組	担当課
市民が緑化を気軽に楽しみ、関心を深めてもらうため、まちなかに設けた花壇を自由にデコレーションするコンテストを実施するほか、樹木への樹名板や緑化啓発のポスター・看板を設置し、市民への環境教育・緑化啓発を促進します。	・公園課全国都市緑化フェア推進室 ・環境共生課
市民の自然環境への意識高揚や、子どもたちの豊かな感性を育むため、持続可能な緑化活動を保護者や地域等と連携して推進するほか、緑のマイスターを緑の少年団が活動する地域に派遣し、緑化技術などについて指導・助言を行います。	・環境共生課
セミの種類や分布状況を分析して、環境の変化を評価するために市民参加型の生物調査を毎年継続して実施します。	
＜講座や検定、表彰の実施＞	
市民のニーズに応じた講座を実施するとともに、オンラインを活用した、非接触型の講座も実施することで、市民の環境意識の向上を目指すほか、地域のリーダーを育成します。 講座メニュー ・ 大気の状況 ・ 地下水の仕組みや節水 ・ 植栽技術や維持管理技術、制度の活用法等 ・ 生物多様性の保全の必要性 ・ 分別やごみ出しルール、リサイクル ・ 地球温暖化対策の認知度向上と取組の促進 ・ 海洋プラスチックごみ問題やSDGs の取組	・環境総合センター ・環境政策課 ・環境政策課温暖化・エネルギー対策室 ・環境共生課 ・水保全課 ・ごみ減量推進課 ・各クリーンセンター ・動植物園 ・経営企画課
熊本の地下水の仕組みや課題、水に関する歴史や文化等の普及啓発のために、くまもと「水」検定を実施します。	・水保全課
ごみ分別やリサイクルの取組の周知、啓発を目的に、LINE を活用した「ごみ減量リサイクルクイズ」を実施します。	・ごみ減量推進課
下水道に対する理解と関心を深め、その活用と普及を促進するため、「下水道いろいろコンクール」の熊本地区での審査、表彰を行います。	・経営企画課

具体的取組	担当課
＜情報発信やイベント、普及啓発の実施＞	
本市の環境に関する施策や情報をホームページや SNS 等で発信します。 発信する取組例 ・ 水を学ぶイベント等を実施されている「くまもと水守」の活動を周知するほか、活躍できる場の企画 ・ 地下水に関する各種情報やこれまでの地域における保全活動の紹介や、地下水管理の必要性、手法、実践例等 ・ 地域で守られてきた「熊本水遺産」 ・ 市民が誇りを持てるようなくまもと水ブランド ・ 自然や緑への親しみ ・ 緑化活動に関心を持てるような情報の提供 ・ 生物多様性の保全の必要性 ・ 「熊本市のごみ出しルール&リサイクル YouTube 動画」の公開や多言語に対応した分別ガイドなどのツール作成 ・ 熊本連携中枢都市圏が共同で実施する地球温暖化対策の認知度の向上と取組の促進を図るための広報活動	・ 環境政策課 ・ 水保全課 ・ 公園課全国都市緑化フェア推進室 ・ 環境共生課 ・ ごみ減量推進課 ・ 環境政策課温暖化・エネルギー対策室
市民が楽しみながら環境に関心を持てるようなイベントを実施します。 実施するイベント例 ・ 「夏季の節水重点期間」を中心に、市民総参加による年間を通した節水市民運動の実施 ・ 市民が自然や緑に親しみを増し、緑化活動に関心を持てるイベント	・ 水保全課 ・ 公園課全国都市緑化フェア推進室 ・ 環境共生課
熊本市地球温暖化防止活動推進センターと協働で、地球温暖化対策に関する啓発や普及活動を実施します。 広く住民・事業者に地球温暖化対策の認知度の向上と取組の促進を図るため、熊本連携中枢都市圏共同で広報活動を実施します。	・ 環境政策課温暖化・エネルギー対策室

■取組 7-2-2 学校教育の場における ESD の推進

具体的取組	担当課
総合的な学習（探究）の時間、道徳や特別活動等の時間を活用し、環境、平和や人権等の ESD の対象となる様々な課題への学びを深めることで、持続可能な社会の実現に向けて、問題解決能力やコミュニケーション能力を育成します。	・指導課
主に小学4年生を対象に、地下水・上下水道・生物多様性・資源循環・地球温暖化対策に関する副読本を作成し配布します。	・水保全課 ・経営企画課 ・環境共生課 ・ごみ減量推進課 ・環境政策課温暖化・エネルギー対策室
小学校に節水コマの設置や取付けの実演を行うほか、雨水貯留タンクを設置し、学習の教材として活用することで、節水意識の定着を図ります。	・水保全課
学校環境緑化コンクールの実施・表彰を行うほか、地域のボランティアや PTA 等と連携した学校緑化を推進し、緑化意識の高揚に努めます。	・環境共生課 ・指導課
学校給食等における地域の農水産物の活用や農水産物に対する理解を深める食育活動を推進します。	・健康づくり推進課

■ESD について

私たちがこの地球に暮らし続け、未来の人たちが安心して暮らせる社会を作るためには、社会のあり方を見直し、持続可能な社会へと変えていく必要があります。そのために必要なのが ESD です。

ESDによって変わる 一人ひとりの行動

流しそうめんを例えろと・・・



ESDによる行動の変化



みんなが流しそうめんを食べられる社会をつくるのが、「持続可能な開発」です。

出典：子ども向け ESD・SDGs パンフレット（環境省）

施策 7-3 国等との連携と国際協力に取り組む



現 状 と 課 題

■取組 7-3-1 市民等の参画・協働

これまで、市民（地域団体、市民活動団体等を含む）・事業者・市の各主体が相互に連携し、環境保全に係る協働の取組を進めてきたところですが、ここ数年、日頃から地域の環境保全活動に参加している市民の割合は減少傾向にあります。様々な環境課題を解決するためには、各主体による自主的な取組や協働が不可欠であることから、市は各主体の主体的な活動を尊重するとともに、積極的に市民等と参画・協働することが必要です。

なお、本項における具体的取組は、共通事項を除き、基本方針ごとに主な取組例を記載しており、前項までの施策の方向性にそれぞれ記載しています。

■取組 7-3-2 国等との連携

環境行政は、その事象によっては行政区域を越えて対処しなければならないものも生じます。このような場合、より効果的な環境対策を図るうえで、国や県、近隣自治体との広域的な連携が必要不可欠です。

なお、本項における具体的取組は、連携先ごとに主な取組例を記載しており、前項までの施策の方向性にそれぞれ記載しています。

■取組 7-3-3 国際協力の推進

現代の環境課題の特徴として、地球温暖化といった気候危機やプラスチックごみによる海洋汚染問題など、地球規模で解決しなければならない重大な環境課題が世界で共通認識となっています。本市は、国際都市の一員として、このような地球規模の環境課題を解決するために国際協力を推進する必要があります。そして、地球規模の環境課題に対しては、主体的に取組を行っている市民・事業者が大きな存在となっています。地球規模の環境課題を解決するためには、国や他の地方公共団体だけでなく、市民・事業者との連携が必要です。

施策の方向性

■取組 7-3-1 市民等の参画・協働

具体的取組 【注】共通事項を除き、基本方針ごとに主な取組例を記載	担当課
<共通>	
より事業効果が高まるものをはじめ、積極的に市民等の参画・協働を実施します。	・ 全ての関係課
<基本方針1>	
・ 市民による景観形成活動への支援 ・ 歴史的建造物の保存活動に取り組んでいる地域まちづくり団体などと連携し、歴史的建造物の保存と利活用を推進 ・ 地域住民による景観形成基準等の提案や、地域住民との景観協定の締結など、地域特性に応じた景観形成の推進	・ 都市デザイン課
・ 地域及び関係機関との連携を強化し、青少年にとっての良質な生活環境の確保を目的とした街頭指導活動の推進	・ 青少年教育課
・ 道路ふれあい美化ボランティアへの市民参加の促進 ・ 市民、地域と連携した道路の維持管理	・ 土木総務課 ・ 道路保全課
・ 公園ふれあい美化ボランティアへの市民参加の促進	・ 土木総務課 ・ 公園課
・ 公園愛護会の活動促進と育成 ・ 公園の管理運営に市民協働などの民間活力を導入 ・ 公園づくりに地域住民の意見を反映	・ 公園課
<基本方針2>	
・ 公益財団法人くまもと地下水財団をはじめ地下水を共有する熊本地域の住民、事業者、行政などとの連携による地下水保全 ・ 水源かん養域における企業や市民団体への自主的な森づくりの働きかけ	・ 水保全課
・ 河川ふれあい美化ボランティアへの市民参加の促進	・ 土木総務課 ・ 河川課
・ 放置竹林対策に取り組む団体の活動継続の支援 ・ 市民との協働による里山林保全の継続的な取組に向けた推進体制の整備	・ 農業政策課森づくり推進室
・ 募金呼びかけによる熊本市ふるさとの森基金の充実 ・ 市民活動団体が行う緑化活動の支援 ・ 市民参加による植栽ボランティア活動の支援 ・ 街路樹愛護会の活動への支援や、樹木ふれあい美化ボランティア・緑のまちづくりボランティアの市民参加の促進	・ 環境共生課

具体的取組 【注】共通事項を除き、基本方針ごとに主な取組例を記載	担当課
・ 緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の活用検討 ・ 市民参加型による緑視率調査の検討 ・ 市電緑のじゅうたんサポーターの拡大 ・ 緑の募金運動の推進	・ 環境共生課
・ 学校と地域が連携した緑化の推進	・ 指導課
・ 緑化活動の促進を目的とした市民・事業者・行政が参加するプラットフォームの設置運用	・ 環境共生課 ・ 公園課 ・ 公園課全国都市緑化フェア推進室
・ 市民や地域等所有の花壇等を「パートナー花壇」として位置づけることによる緑化活動の促進	・ 公園課 ・ 公園課全国都市緑化フェア推進室
<基本方針3>	
・ 地権者や継承団体などの理解や協力による歴史的文化遺産の調査、保存等の実施 ・ 地域の文化団体などと連携した新たな文化芸術の創造と、これを活かしたまちづくりへの取組	・ 文化財課 ・ 文化政策課
<基本方針4>	
・ 地域資源としての生物多様性の適切な活用の推進を目的とした NPO や市民活動団体等が連携し協働する「いきもんネット」の活用 ・ 市民活動団体などが行う自然環境保全活動の支援	・ 環境共生課
<基本方針5>	
・ 地域における積極的なリサイクル活動の支援を目的とした、地域団体や市民活動団体等の取組の支援	・ ごみ減量推進課
・ 美化協定団体によるボランティア活動への支援と市民参加促進 ・ 町内一斉清掃の参加促進	
・ ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減やバイオプラスチックの利用を促進する民間企業の取組の支援	・ 廃棄物計画課
<基本方針6>	
・ 熊本市地球温暖化防止活動推進センターとの協働による地球温暖化対策の実施	・ 環境政策課温暖化・エネルギー対策室

■取組 7-3-2 国等との連携

具体的取組 【注】連携先ごとに主な取組例を記載	担当課
＜国、熊本県、近隣自治体、民間事業者等の様々な関係機関＞	
・ 国や県と協力した、光化学オキシダント等の大気汚染物質の研究と発生メカニズムの解明の推進	・ 環境政策課
・ 国や県と連携した、2 環状 11 放射道路網や国道 57 号熊本東バイパスの部分立体化などの整備の推進	・ 道路計画課
・ 地下水を共有する熊本地域の各市町村や県、地下水利用者その他関係団体等と連携した、地下水かん養をはじめとした広域的な地下水保全対策の推進 ・ 硝酸性窒素の削減について、熊本県や熊本地域の各市町村に対する、公益財団法人くまもと地下水財団と連携した働きかけの強化	・ 水保全課
・ くまもと緑・景観協働機構の活用の推進 ・ 近隣自治体や関係機関と連携した、外来種対策の実施	・ 環境共生課
＜熊本県＞	
・ 県と連携した新幹線の騒音・振動問題の対応	・ 環境政策課
・ 科学捜査研究所との連携強化による、有事の際の原因物質の安全かつ迅速な特定の実施	・ 環境総合センター
＜熊本連携中枢都市圏＞	
・ 熊本連携中枢都市圏 18 自治体が連携したフードドライブ等の食品ロス削減のための取組の推進	・ ごみ減量推進課
・ 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画に基づいた地域循環共生圏の実現に向けた取組の推進、地球温暖化対策の認知度の向上と取組の促進を図る広報活動や出前講座の実施	・ 環境政策課温暖化・エネルギー対策室
＜近隣自治体＞	
・ 地域循環共生圏の構築を目指した、ごみ処理の広域化の実施	・ 廃棄物計画課
＜全国の自治体＞	
・ 子どもたちとの地域の未来を考える花と緑のまちづくり全国首長会への参加による、花と緑のまちづくりを実現する輪の拡大	・ 環境共生課 ・ 公園課全国都市緑化フェア推進室
・ 災害廃棄物の収集運搬や処分について、定期的に協定締結先と発災時の連絡体制や協定内容の確認の実施	・ 廃棄物計画課

第3章 基本計画

具体的取組 【注】連携先ごとに主な取組例を記載	担当課
<大学等の研究機関>	
・ 大学等の研究機関と連携協力した、地下水保全対策に関する調査研究の実施	・ 水保全課
<民間事業者>	
・ 民間事業者と連携した道路の維持管理	・ 道路保全課 ・ 土木総務課
・ 公募設置管理制度などの民間活力導入による公園の管理運営の実施	・ 公園課
・ 企業への、水源かん養域における自主的な森づくりの働きかけ	・ 水保全課
・ 民間事業者との災害用井戸に関する協定の推進	
・ 地域住民・事業者・行政が一体となった、持続可能な緑の保全や適切な活用の推進	・ 環境共生課
・ 緑化活動の促進を目的とした市民・事業者・行政のプラットフォームの設置運用	・ 環境共生課 ・ 公園課 ・ 公園課全国都市緑化フェア推進室
・ 企業に対する緑化活動への参画の働きかけ	
・ 企業から協賛金を募り、公共地の植樹帯等を「スポンサー花壇」として整備・運営	
・ 企業等所有の花壇等を「パートナー花壇」として位置づけることによる緑化活動の推進	・ 公園課 ・ 公園課全国都市緑化フェア推進室
・ 中心市街地の商店街やごみ処理業者等の関係者による「中心市街地ごみ対策連絡会議」の開催を通じた、中心市街地の清掃活動や、不法投棄対策の実施	・ ごみ減量推進課 事業ごみ対策室
・ 災害廃棄物の収集運搬や処分について、定期的に協定締結先と発災時の連絡体制や協定内容の確認の実施	・ 廃棄物計画課
・ 地元の食品関連事業者と連携した野菜摂取量を増加する食育の推進など、輸送による温室効果ガスの排出削減にも資する農産物の地産地消の推進	・ 農業政策課農水ブランド戦略室 ・ 健康づくり推進課
・ 災害時における民間事業者と連携した、EV や PHV/PHEV 等を活用した避難所への電力供給の実施	・ 環境政策課

■取組 7-3-3 国際協力の推進

具体的取組	担当課
地球規模の環境問題に関する情報収集や国際貢献につながる活動を推進するための、東アジア経済交流推進機構など国際的機関を通じたネットワークを構築します。	・環境政策課
世界規模で水不足や水環境が問題となっている中、国や水関連団体、国際機関と連携し、会議などを通して、本市の取組を発信し共有することで、国内・国際協力を図ります。	・水保全課
海外友好姉妹都市等の日本庭園の再整備に伴い、都市緑化に関する交流を行います。	・公園課全国都市緑化フェア推進室 ・国際課

■エクサンプロヴァンス市（フランス：交流都市）の日本庭園の整備について

本市の交流都市である、フランスのエクサンプロヴァンス市が管理する「サンミトル公園」内の日本庭園再整備事業については、本市の姉妹都市交流事業の一環として、整備に向けた技術協力を熊本市造園建設業協会と共に行い、令和3年(2021年)7月に完成しました。

今後も、公園を訪れるエクス市民が日常的に日本文化に触れ、慣れ親しむことができるだけでなく、日本文化の体験やイベントを通じた、フランス国民の日本や熊本への理解を深めるための積極的な活用が期待されています。

設計にあたっては、阿蘇の米塚や白川の川の流れ等、熊本の風景をイメージできる庭づくりをコンセプトとし、庭園名は「UN AIR DE KUMAMOTO（日本語訳：熊本園）」となっています。

整備前



整備後



4 重点的取組

本計画では、基本理念（目指す都市像）の実現に向け、前頁までに記載したとおり七つの基本方針を掲げ、17の施策を総合的に推進しますが、本計画期間内に重点的に取り組むものを重点的取組と位置付けます。

重点的取組は、本市の地域特性や国を挙げた最優先課題を踏まえ、以下の二つを設定します。

重点的取組	
1	世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくりの推進 ～ アジア・太平洋水サミットと全国都市緑化くまもとフェアを契機とした、継続・発展的な取組展開～
2	持続可能な脱炭素社会の実現 ～ 「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指して～

(1) 重点的取組1 世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくりの推進

～ アジア・太平洋水サミットと全国都市緑化くまもとフェアを
契機とした、継続・発展的な取組展開 ～

■概要

(地下水の保全)

本市の上水道の水源は全て地下水であり、74万市民の水道水として100%ミネラルウォーターが提供されている全国でも希有な都市「地下水都市・熊本」です。地下水保全のためのこれまでの取組として、本市では、昭和51年(1976年)、この限りある地下水を永久に保全し、後世まで守り伝える旨を盛り込んだ地下水保全都市宣言が市議会で決議されました。

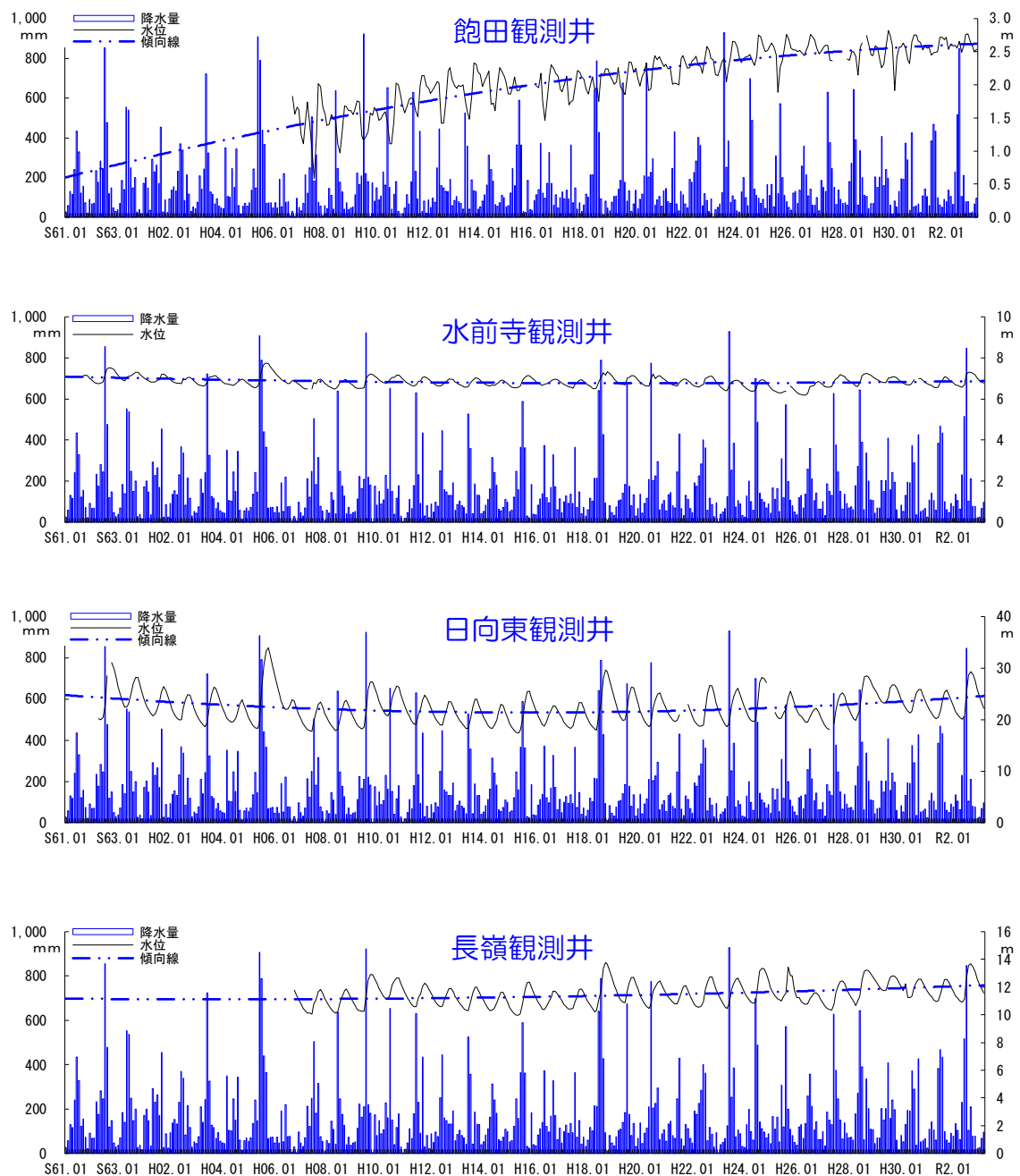
また、昭和52年(1977年)に、熊本市地下水保全条例を制定し、水量保全に関する取組を進めてきました。さらに、平成19年(2007年)には水質保全対策・かん養対策・節水対策を含む総合的な条例に改正しました。

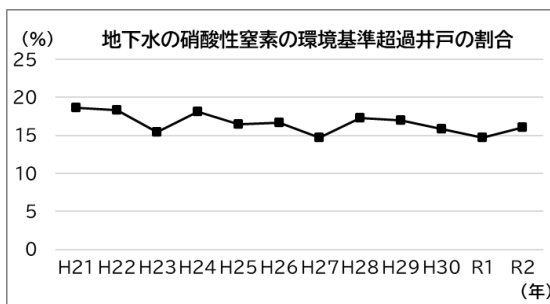
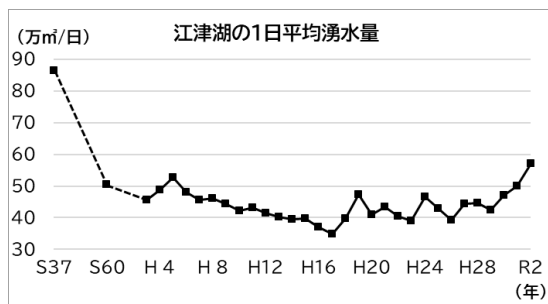
更に、平成21年(2009年)3月には、熊本市地下水保全プランを策定し、市民・事業者・行政が連携・協働しながら地下水保全対策を実施しています。同時に、この地下水は熊本地域11市町村で共有していることから、平成24年(2012年)4月に公益財団法人くまもと地下水財団を設立し、熊本県及び11市町村による広域的な取組を実施しています。

このような取組を進めた結果、水量については長期的な地下水位の低下傾向が鈍化し、多くの観測地点で地下水位の横ばい若しくは上昇傾向が見られます。市民の

憩いである江津湖の湧水量も改善傾向が確認されています。また、水質についても、これまでの監視や浄化等の取組により概ね良好な状態にあります。が、硝酸性窒素濃度が上昇傾向にあり、喫緊の課題として取り組む必要があります。地下水保全には長期的な取組が必要であるため、熊本市地下水保全プランに基づき、引き続き関連施策を推進します。

地下水位（出典：熊本市水保全年報（令和2年度(2020年度)））



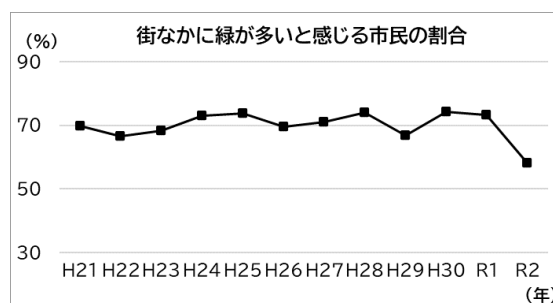
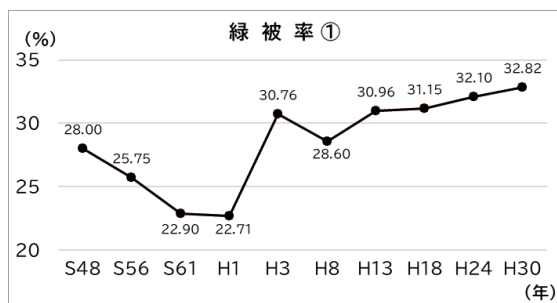


(緑あふれるまちづくり)

本市は、明治の文豪夏目漱石が「森の都」と表現したといわれる緑豊かな都市です。その緑は、市民が育み、市民に親しまれてきた歴史があります。戦争による緑の焼失や都市化の進展で緑が姿を消したことにより、自然環境の悪化が危惧され、緑の保全や回復の機運が高まり、昭和47年(1972年)、市議会でも、自然環境の回復による生活環境の保全を目指す旨を盛り込んだ「森の都」都市宣言が決議され、森の都作戦によって、緑の保全や創造に取り組んできました。

その後、平成元年(1989年)には、熊本市ふるさとの森基金条例や熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例を制定、平成17年(2005年)には熊本市緑の基本計画を策定し、公園、街路樹、学校等の公共施設の緑の創出や民有地の緑化への助成のほか、熊本城公園、水前寺江津湖公園の整備や立田山等の緑地保全などに取り組んできました。

熊本の貴重な水が育んできたこの良好な緑を次の世代に引き継いでいくには、これまでの「量」の確保に加え、緑の持つ多面的な機能や効用(緑による景観、季節感、緑陰、安全性など)である緑の「質」を高めるとともに、緑の持つ多機能性と多様な主体の参画と連携による緑のまちづくりが重要となるため、熊本市緑の基本計画に基づき、関連施策を推進します。



【注】緑被率①＝(樹林＋草地＋果樹園)÷区域対象面積

■取組

令和4年(2022年)3月から5月には、本市で、国内最大級の花と緑の祭典「第38回全国都市緑化くまもとフェア」が、同年4月には、「第4回アジア・太平洋水サミット」が開催されます。このような、全国規模のイベントあるいは国際レベルの会議の開催を一過性のものとせず、これらを契機として、中長期の視点に立った、継続・発展的な取組を進めます。

「第38回全国都市緑化くまもとフェア」

くまもとの花と緑、そして清らかな地下水といった豊かな自然の魅力を県内外に発信します。

「第4回アジア・太平洋水サミット」

本サミットは、国連「国際行動の10年、持続可能な開発のための水」の中間年にあたる令和5年(2023年)3月に開催予定の「国連水会議」のロードマップに位置づけられており、サミットの成果である「熊本宣言」がこの「国連水会議」において世界に発信されることで、アジア太平洋地域のみならず、世界の水問題解決につながることを目指すものです。

恵まれた水資源の保全

令和2年(2020年)3月に改定した、第3次熊本市地下水保全プランに掲げる基本目標である「恵まれた水資源の保全」に向け、四つの基本方針「地下水及び公共用水域の水質保全」・「地下水量の保全」・「広域連携や協働による地下水の保全」・「くまもと水ブランドの発信」に沿って、関連施策を推進します。推進にあたっては、公益財団法人くまもと地下水財団をはじめ地下水を共有する熊本地域、更に、連携中枢都市圏の住民、事業者、行政などが一体となって地下水保全に取り組みます。

持続可能な「森の都」の実現に向けた緑の保全・創出

令和3年(2021年)3月に改定した、熊本市緑の基本計画の基本理念である「持続可能な「森の都」の実現に向け、四つの基本方針「緑を守る」・「緑を育む」・「緑を活かす」・「緑を繋げる」に沿った、関連施策を推進します。推進にあたっては、効果的な事業推進について併せて検討を進めます。

■関連施策

基本方針	施策	取組
2 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる	2-1 地下水や河川を保全する	2-1-1 地下水の水量の保全
		2-1-2 地下水の水質の保全
		2-1-3 河川や水路の水質の保全
	2-2 森林と緑地を保全し、創出する	2-2-1 緑の保全
		2-2-2 緑の創出
4 自然共生社会をつくる	4-2 生物多様性の恵みを持続的に活用する	4-2-1 生態系を活用した減災の維持と推進
7 横断的に取り組む	7-2 環境啓発・環境教育を推進する	7-2-1 環境保全活動を実践できる人材の育成と環境に関する情報発信
		7-2-2 学校教育の場における ESD の推進
	7-3 国等との連携と国際協力に取り組む	7-3-1 市民等の参画・協働
		7-3-2 国等との連携
		7-3-3 国際協力の推進

(2) 重点的取組 2 持続可能な脱炭素社会の実現

～「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指して～

■概 要

(国の動き)

令和 2 年(2020 年)10 月、菅前総理が「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、官・民・地域が一体となって推進するための具体的な道筋として、「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」や「地域脱炭素ロードマップ」が示されました。また、令和 3 年(2021 年)5 月には、改正地球温暖化対策推進法が可決・成立し、「2050 年までの脱炭素社会の実現」が基本理念として法律に位置付けられるなど、脱炭素社会の実現に向けた国の動きが加速しています。

(本市及び連携中枢都市圏での動き)

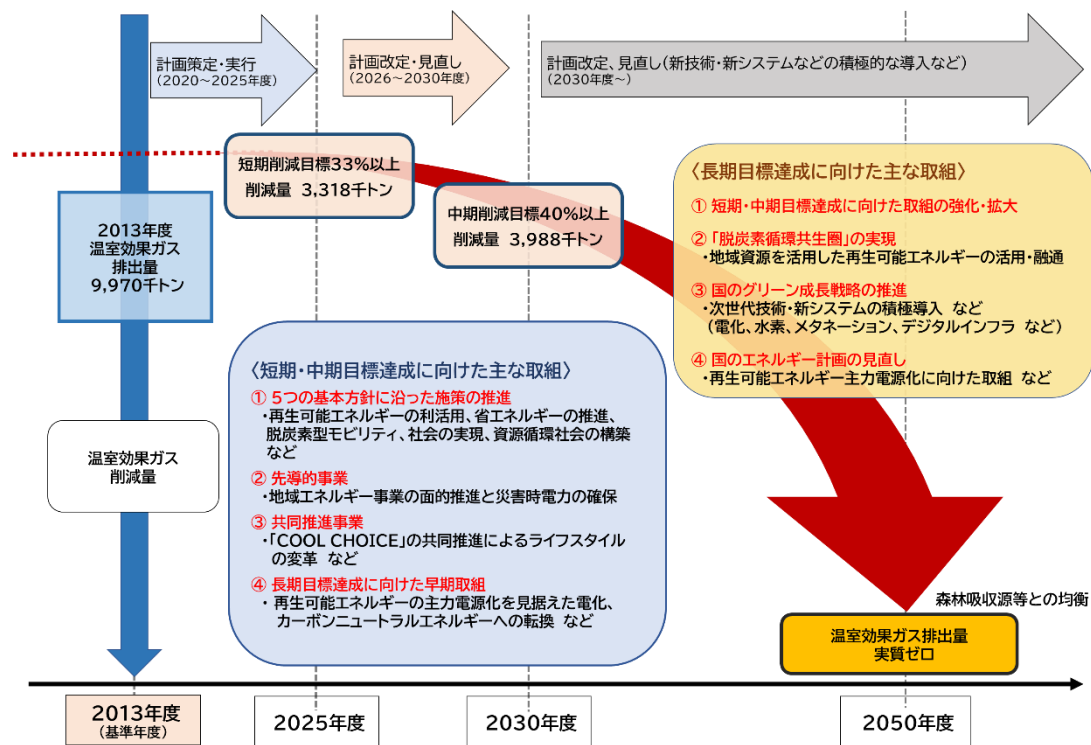
平成 28 年(2016 年)熊本地震では、本市で約 278,400 戸、県内では約 455,200 戸が停電する中、明かりのない中での避難者の受入や安全確認作業は困難を極め、防災対応の拠点となる市施設においても 36 施設で通信が一時不能となるなど、混乱に陥りました。このような経験を通し、平成 30 年度(2018 年)より、温室効果ガス排出量の削減や災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を目的として、本市が出資する地域エネルギー会社と連携した「地域エネルギー事業」を開始し、環境工場における発電余剰電力の市有施設への供給や大型蓄電池の整備等に取り組んでいます。

また、地域エネルギー事業の推進によって市有施設の電力料金の削減も実現できたことから、削減した電力料金を財源として「熊本市省エネルギー等推進基金」を創設し、市民や中小企業を対象として、省エネ機器の導入等に対する助成を行っています。

更に、地球温暖化対策の取組は、社会的・経済的に深いつながりがある都市圏全体が一体となって取り組むことがより効果的であることから、平成 28 年(2016 年)3 月に策定した「熊本連携中枢都市圏ビジョン」では地球温暖化対策も都市圏共通の重要課題と位置づけられています。熊本連携中枢都市圏が共同で実施することで施策の補完効果や波及効果、協働による推進効果が期待されることから、令和 2 年(2020 年)1 月、「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを宣言するとともに、令和 3 年(2021 年)3 月、連携中枢都市圏として全国で初となる地球温暖化対策実行計画を策定しました。計画では、圏域におけるエネルギーの地産地消など、SDGs の理念に沿った施策の方向性を示すことを通して、持続可能な「地域循環共生圏」の実現を目指すこととしています。

今後、都市圏が一体となって同計画を着実に推進するとともに、本市の事務事業における脱炭素化に向けた率先的取組を推進します。

第3章 基本計画



出典：熊本連携中枢都市圏温暖化対策実行計画

図 熊本連携中枢都市圏における温室効果ガス削減ロードマップ

■取 組

熊本連携中枢都市圏での連携推進

本市が圏域全体のけん引役となり、「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」に掲げた四つの重点取組を積極的に推進します。



図 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画概要

脱炭素化に向けた率優先的取組の推進

「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けた行政の率優先的取組として、市有施設等における太陽光発電設備や大型蓄電池の拡充、照明のLED化などの省エネ・蓄エネ・再エネに関する取組を推進し、本市の事務事業における脱炭素化を目指します。

■関連施策

基本方針	施策	取組
2 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる	2-1 地下水や河川を保全する	2-1-1 地下水の水量の保全
		2-1-2 地下水の水質の保全
	2-2 森林と緑地を保全し、創出する	2-2-1 緑の保全
5 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる	5-2 資源の循環的な利用を促進する	5-2-2 廃棄物等のエネルギーや資源としての活用
	5-3 資源物を適正に処理する	5-3-2 適正な中間処理・最終処分体制の確立
6 地域から行動し地球環境をまもる	6-1 地球温暖化対策を推進する	6-1-1 再生可能エネルギーの利用の促進
		6-1-2 省エネルギーの推進
		6-1-3 環境にやさしい交通の推進
		6-1-4 気候変動による影響への適応
7 各方針をつなぎ横断的に取り組む	7-2 環境啓発・環境教育を推進する	7-2-1 環境保全活動を実践できる人材の育成と環境に関する情報発信
		7-2-2 学校教育の場における ESD の推進
	7-3 国等との連携と国際協力に取り組む	7-3-1 市民等の参画・協働
		7-3-2 国等との連携
		7-3-3 国際協力の推進

第4章 SDGs との関係性

1 SDGs の目標と主な取組等との関連

SDGs を達成するためには、経済や社会の基盤となる環境の保全が必要不可欠です。本計画では、生活、自然、歴史的及び文化的、地球環境といったあらゆる環境分野に取り組むことでSDGs 達成に貢献していきます。本項では、SDGs の17 の目標（ゴール）と、目標達成に貢献する本計画の取組等との関連性を整理しています。

SDGs の17 の目標		目標達成に貢献する本計画の主な取組等
 1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	—	
 2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	・食品ロス削減 ・温暖化等の気候変動に対応した品種、生産技術、資材などの普及推進 ・ノリの養殖について海域環境のデータ解析や養殖スケジュールの見直しなどを実施し、温暖化など環境の変動に対応	
 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	・大気、水質、土壌汚染への対策 ・有害化学汚染物質の汚染防止 ・環境衛生における調査研究の充実	
 4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	・環境保全活動を実践できる人材の育成と環境に関する情報発信 ・ESD の推進	
 5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	—	
 6 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	・地下水の量と質の保全 ・河川や水路の水質保全 ・生物多様性の保全 ・環境影響評価の推進	
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	・再生可能エネルギーの利用促進 ・省エネルギーの推進	
 8 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	・グリーン購入、環境に配慮した住宅の普及、持続可能なインフラの整備と維持管理、食品ロスの削減による資源効率の改善	

SDGs の 17 の目標		目標達成に貢献する本計画の主な取組等
 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	・自立・分散型エネルギーシステムの普及拡大
 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する	人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する	—
 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	・大気保全 ・歴史的・文化的環境保全 ・廃棄物の適正処理 ・気候変動による影響への適応 ・環境影響評価の推進
 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する	つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する	・廃棄物の発生抑制 ・資源の循環的な利用 ・環境影響評価の推進
 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	・地球温暖化対策の推進 ・気候変動による影響への適応
 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	・海洋の汚染防止 ・生物多様性の保全 ・環境影響評価の推進
 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	・緑の保全と創出 ・生物多様性の保全 ・環境影響評価の推進
 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	—
 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化	・市民等の参画・協働 ・国等との連携 ・国際協力の推進

2 SDGs のターゲットと取組との関連

SDGs の 17 の目標（ゴール）と、本計画の取組等との関連性は、前述のとおりですが、本項では、SDGs の 17 の目標（ゴール）の下位に位置する 169 のターゲットと本計画の取組との関係性をまとめています。

ターゲット （【注】該当があるターゲットのみ記載）	基本方針						
	1	2	3	4	5	6	7
 ゴール 1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ							
該当なし							
 ゴール 2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する							
2.1 2030 年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。					5-1-2		
2.4 2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。				4-1-2		6-1-4	
2.5 2020 年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。				4-1-1			
 ゴール 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する							
3.6 2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。	1-3-3						
3.9 2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	1-1-1 1-1-3 1-1-4	2-1-2 2-1-3			5-3-2	6-1-1 6-1-2 6-1-3	7-1-1 7-1-2
 ゴール 4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する							
4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	1-2-2 1-3-4		3-1-1 3-2-1	4-2-1			7-2-1 7-2-2
 ゴール 5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る							
該当なし							

ターゲット 【注】該当があるターゲットのみ記載		基本方針						
		1	2	3	4	5	6	7
 ゴール 6 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	6.1	2030 年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。		2-1-1 2-1-2 2-2-1			6-1-4	
	6.2	2030 年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び幼児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	1-2-1 1-3-4	2-1-3			6-2-1	
	6.3	2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	1-1-3 1-2-1 1-3-4	2-1-2 2-1-3		5-1-3 5-2-3	6-1-1 6-1-2 6-1-3 6-2-1 6-2-2 6-2-3	7-1-1 7-1-2
	6.4	2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。		2-1-1 2-2-1				7-1-1 7-1-2
	6.6	2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	1-2-1 1-3-4		4-1-1 4-2-1			
	6.a	2030 年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。		重点施策				
	6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。		2-1-1 2-1-2 2-1-3 2-2-1				
 ゴール 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	7.1	2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。				5-2-2 5-3-2	6-1-1	
	7.2	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。				5-2-2 5-3-2	6-1-1	7-1-2
	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。				5-2-2 5-3-2	6-1-1	
	7.a	2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。					6-1-1	7-1-2

第4章 SDGs との関係性

ターゲット 【注】該当があるターゲットのみ記載	基本方針						
	1	2	3	4	5	6	7
 ゴール 8 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する							
2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、 8.4 持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	1-3-3 1-3-4 1-3-5		3-1-1	4-1-2	5-1-1		7-1-2 7-2-1 7-2-2
2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・ 8.9 産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。			3-1-1				
 ゴール 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る							
全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を 9.1 置いた経済発展と人間の福祉を支援するため、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	1-3-3 1-3-5				5-3-2	6-1-4	7-1-1 7-1-2
2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。				4-1-2	5-3-2	6-1-1	7-1-2
 ゴール 10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する							
該当なし							
 ゴール 11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする							
2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ 11.1 安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	1-3-1 1-3-2 1-3-3 1-3-4 1-3-5				5-3-1		7-1-2
2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、 11.2 子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	1-3-1 1-3-3					6-1-3	
2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	1-3-1 1-3-3 1-3-5						
世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の 11.4 努力を強化する。	1-2-1 1-3-4	2-2-1	3-1-1 3-2-1				7-1-1 7-1-2
2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	1-3-2 1-3-5			4-2-1		6-1-1 6-1-4	7-1-2

ターゲット 【注】該当があるターゲットのみ記載	基本方針						
	1	2	3	4	5	6	7
11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	1-1-1	2-1-2 2-1-3 2-2-2		4-2-1	5-1-3 5-2-3 5-3-1 5-3-2 5-3-3 5-3-4	6-1-1 6-1-2 6-1-3 6-2-1 6-2-2 6-2-3	7-1-1 7-1-2
11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	1-3-4 1-3-5	2-2-2					7-1-2
11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	1-3-1						
11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	1-3-2					6-1-4	7-1-2
12  ゴール 12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する							
12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。		2-2-1			5-1-1		7-1-1 7-1-2
12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。					5-1-2		
12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	1-1-1	2-1-2 2-1-3 2-2-2		4-2-1	5-1-3 5-2-3 5-3-1 5-3-2 5-3-3 5-3-4	6-1-1 6-1-2 6-1-3 6-2-1 6-2-2 6-2-3	7-1-1 7-1-2
12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。					5-1-1 5-1-2 5-2-1 5-2-3	6-2-3	7-1-1 7-1-2
12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。					5-1-3 5-2-3	6-2-3	7-1-2
12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。							7-2-1 7-2-2
13  ゴール 13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る							
13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	1-3-2 1-3-5			4-2-1	5-3-2	6-1-4	7-1-2
13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。	1-3-2			4-2-1		6-1-4	
13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	1-3-2			4-2-1		6-1-4	7-1-1 7-1-2 7-2-1 7-2-2

第4章 SDGs との関係性

ターゲット 【注】該当があるターゲットのみ記載		基本方針						
		1	2	3	4	5	6	7
	ゴール 14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する							
14.1	2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	1-2-1 1-3-4	2-1-3			5-1-3 5-2-3	6-1-1 6-1-2 6-1-3 6-2-1 6-2-2 6-2-3	7-1-1 7-1-2
14.2	2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。	1-2-1 1-3-4	2-1-3		4-1-1 4-1-2			
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。				4-1-2			
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。				4-1-2			
	ゴール 15 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る							
15.1	2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	1-2-1	2-1-1 2-2-1		4-1-1			7-1-1 7-1-2
15.2	2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	1-2-1	2-1-1 2-2-1					7-1-1 7-1-2
15.4	2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。	1-2-1	2-1-1 2-2-1		4-1-1			
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。				4-1-1			7-1-1 7-1-2
15.8	2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。				4-1-1			
15.9	2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。				4-1-1 4-1-2 4-2-1			
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。				4-1-1 4-1-2 4-2-1			

ターゲット (【注】該当があるターゲットのみ記載)		基本方針						
		1	2	3	4	5	6	7
15. b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。		2-1-1 2-2-1					
ゴール 16 平和と公正をすべての人に								
16	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する							
該当なし								
ゴール 17 パートナリーシップで目標を達成しよう								
17	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化							
17. 14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。	1-1-1 1-1-2 1-1-3 1-1-4 1-2-1 1-2-2 1-3-1 1-3-2 1-3-3 1-3-4 1-3-5	2-1-1 2-1-2 2-1-3 2-2-1 2-2-2	3-1-1 3-2-1	4-1-1 4-1-2 4-2-1	5-1-1 5-1-2 5-1-3 5-2-1 5-2-2 5-2-3 5-3-1 5-3-2 5-3-3 5-3-4	6-1-1 6-1-2 6-1-3 6-1-4 6-2-1 6-2-2 6-2-3	7-1-1 7-1-2 7-2-1 7-2-2 7-3-1 7-3-2 7-3-3
17. 16	全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。							7-3-3
17. 17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	1-1-1 1-1-2 1-1-3 1-1-4 1-2-1 1-2-2 1-3-1 1-3-2 1-3-3 1-3-4 1-3-5	2-1-1 2-1-2 2-1-3 2-2-1 2-2-2	3-1-1 3-2-1	4-1-1 4-1-2 4-2-1	5-1-1 5-1-2 5-1-3 5-2-1 5-2-2 5-2-3 5-3-1 5-3-2 5-3-3 5-3-4	6-1-1 6-1-2 6-1-3 6-1-4 6-2-1 6-2-2 6-2-3	7-1-1 7-1-2 7-2-1 7-2-2 7-3-1 7-3-2 7-3-3

第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画がめざす「恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市」を実現するために以下に掲げる三つの柱により、本計画で定めた環境施策を総合的に推進していきます。

(1) 組織横断的な計画構築及び推進

環境・経済・社会の統合的向上を図るとともに、環境分野間の横断的取組を推進するため、庁内における横断的な組織の設置により、庁内関係部局が連携し、本市の良好な環境の確保に関する施策を推進します。

(2) 多様な主体との参画・協働・連携

市の関係部局における各分野の横のつながりを確保しながら、様々な環境分野で活動する市民、市民団体、事業者、大学等の教育・研究機関といった各主体の参画・協働・連携に向けた取組を推進します。さらに、広域的な環境課題の解決を図るため、国や熊本県、熊本連携中枢都市圏やその他の地方公共団体との連携を充実させます。

(3) 計画の外部評価体制・進捗管理

本計画の進捗管理は、いわゆる PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：点検・評価、Action：見直し・改善）サイクルを毎年度繰り返すことにより行います。

評価にあたっては、市民アンケートを毎年度実施し、本市の良好な環境の確保についての意識調査を行うとともに、アンケート結果も踏まえつつ、庁内の関係部局と確認しながら、計画の推進状況を毎年度取りまとめ、本市の環境の状況を把握し評価します。

加えて、熊本市環境審議会へ報告し意見をもらうことで、環境分野の個別計画の運用及び施策に反映させていきます。

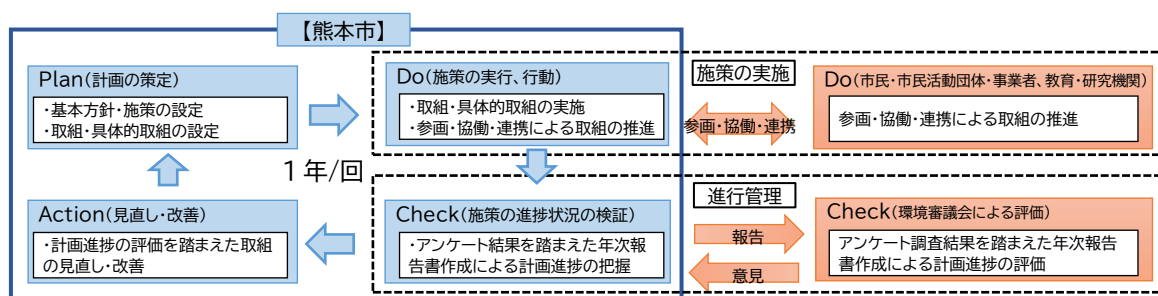


図 PDCAによる計画の進捗管理

2 計画の見直し

(1) 中間見直し

本計画では計画期間を令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間としています。計画5年目の令和8年度(2026年度)には、以下に掲げる項目を見直すことで、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況に柔軟かつ適切に対応します。ただし、計画の根幹である、基本理念（目指す都市像）及び基本方針は変更しません。

- ・ 本計画策定以後に制定・改定された関係法令や関連計画との整合を図るため、また、社会情勢の変化や新たな環境問題への対応を図るために、施策以下を見直します。
- ・ 関連計画の改定などによる目標値の変化や、現状に即さなくなった成果指標を見直します。

(2) 次期計画の策定

本計画の最終年度である令和13年度(2031年度)には、進捗状況や課題を評価し、本市や環境の変化等を考慮した上で、次期計画を策定します。

資料編

1 第3次熊本市環境総合計画の振り返り

(1) 前計画の施策体系

環境目標	中目標	小目標
1 豊かな水と緑をまもり 生きものを育む都市をつくる	1-1 恵み豊かなくまもとの地下水をまもる	1-1-1 豊かな地下水をまもる
		1-1-2 清らかな地下水をまもる
		1-1-3 広域的な連携を進め情報を発信する
	1-2 自然豊かな「森の都」をまもり、育てる	1-2-1 緑をまもる
		1-2-2 新たな緑をつくる
	1-3 人と生きもののつながりについて学び、まもる	1-3-1 自然とのふれあいを進める
		1-3-2 生きものを育む自然環境をまもる
2 くまもとの風土を活かした都市をつくる	2-1 歴史文化をまもり、育てる	2-1-1 歴史的文化遺産等を保護し、継承する
		2-1-2 環境資源等を活かした産業を育てる
	2-2 魅力ある都市空間をつくる	2-2-1 自然や歴史を活かした都市景観をつくる
		2-2-2 市民の憩いの場となる公園を整備する
		2-2-3 安全で快適な道路環境を確保する
		2-2-4 事前配慮の仕組みをつくる
3 環境負荷を抑えた循環型社会をつくる	3-1 ごみを減らし、資源循環のまちをつくる	3-1-1 ごみの減量とリサイクルを推進する
		3-1-2 適正なごみ処理を実施する
4 地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる	4-1 地域から地球温暖化の防止に貢献する	4-1-1 省エネルギー・創エネルギーを推進する
		4-1-2 環境にやさしい交通を推進する
		4-1-3 低炭素型ライフスタイルを実施する
		4-1-4 資源を有効に活用する

環境目標	中目標	小目標
5 市民が快適に過ごせる生活空間をつくる	5-1 心地よい生活空間をつくり、安全・安心な暮らしを守る	5-1-1 さわやかな大気をまもる
		5-1-2 騒音・振動のないまちをつくる
		5-1-3 河川や海の水質をまもる
		5-1-4 有害化学物質による汚染を防ぐ
		5-1-5 安全・安心な暮らしをまもるため体制を整える
		5-1-6 安全・安心な暮らしをまもるため調査研究し情報を発信する

【重点協働プロジェクト】

ひとづくりプロジェクト ～環境教育～
まちづくりプロジェクト ～協働～

(2) 前計画の環境目標ごとの現状と課題及び今後の方向性

ア 環境目標 1 豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる

地下水に関する成果指標は目標値に近づいていますが、緑や生物多様性に関する指標は目標を達成することができませんでした。

地下水の量や質はこれまでの取組により改善傾向に転じていますが、引き続き長期的な取組として継続していく必要があります。地震後急増した「地下水が市民共有の財産として守られていると感じる」市民意識を保ちながら、節水等の行動をいかに促していくかが重要です。

また、緑保全や生物多様性の保全についても、それぞれの個別計画である緑の基本計画（令和2年度(2020年度)策定）や生物多様性戦略（平成28年度(2016年度)策定）での着実な取組が必要になっています。

項目	単位	当初 基準値	H27 実績	R2 実績	目標値
地下水が市民共有の財産として守られていると感じる市民の割合	%	51.9	57.7	66.8	70.0
街なかに緑が多いと感じる市民の割合	%	69.9	71.2	58.3	82.0
生物多様性について知っている市民の割合	%	17.5 (H23)	18.3	16.2	25.0

(以下は参考指標)

地下水人工かん養量（うち水田湛水）	m ³	1,575	1,474	1,476	1,710 (R6)
-------------------	----------------	-------	-------	-------	---------------

項目	単位	当初 基準値	H27 実績	R2 実績	目標値
地下水採取量	万 m ³	10,745	10,730	10,446 (R1)	10,600 (R6)
市民1人1日あたりの生活用水 使用量	L	237	223.2	229.18	210 (R6)
地下水の硝酸性窒素の環境基準 超過井戸の割合	%	18.6	14.7	16.0	5以下 (H30)

【注】特に記載がなければ当初基準値は H21 の数値で目標値は R2 時点である

イ 環境目標2 くまもとの風土を活かした都市をつくる

歴史的・文化的環境を測る指標は、熊本地震以降減少した数値が回復するに至りませんでした。なお、居住環境に関する満足度は目標値に近づいています。

熊本地震で大打撃を受けた歴史的・文化的環境の回復には、熊本城の復旧に代表されるように、長期的な取組が求められます。また、居住環境に関する満足度を向上させるため、街並みに関する市民の関心不足に対して必要性を訴える取組や、道路や公園の整備を引き続き継続していくことも必要です。

加えて本項では、小目標「2-2-4 事前配慮の仕組みをつくる」として、開発等によって大気・水・緑などの環境が損なわれることを未然に防ぐために、適切な環境配慮を行うこととしていました。特に環境保全のための本市の率先行動として、「熊本市公共事業環境配慮指針」の適正な運用に努めましたが、次期計画では環境影響評価条例の制定に努め、環境影響評価に対して本市が主体的に取り組むことも必要となっています。

項目	単位	当初 基準値	H27 実績	R2 実績	目標値
文化に親しんでいる市民の割合	%	31.1 (H20)	35.7	27.8	47.0
地域の特色あるまちなみ(街並み、 自然の風景等)に関する満足度	%	— (H28)	—	47.6	増加
良好な居住環境が保たれている と感じる市民の割合	%	57.5	58.5	63.1	65.0

(以下は参考指標)

熊本城復元整備基金への募金額	千円	380,000	605,000	460,000	—
熊本城入園者数	万人	171	177	31	—

【注】特に記載がなければ当初基準値は H21 の数値で目標値は R2 時点である

ウ 環境目標 3 環境負荷を抑えた循環型社会をつくる

ごみの排出量は、平成 28 年度(2016 年度)に発生した熊本地震時を除くと近年横ばいの傾向にあります。しかし、リサイクル率は様々な取組を行った結果、順調に上昇しており目標値に近づいています。

プラスチック削減や食品ロス削減に向けた新たな取組を進める中において、市民啓発の促進を通して、引き続き家庭ごみや事業ごみの更なる減量化・資源化の促進が必要となっています。

項目	単位	当初 基準値	H27 実績	R2 実績	目標値
市民 1 人が 1 日に出すごみの量	g	1,037	918	952	881
家庭ごみのリサイクル率	%	16.5	21.6	25.6	30.0

(以下は参考指標)

年間のごみ埋立処分量	t	6,818	5,586	5,350	4,891
------------	---	-------	-------	-------	-------

【注】特に記載がなければ当初基準値は H21 の数値で目標値は R2 時点である

エ 環境目標 4 地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる

温室効果ガス削減率は目標値を大きく上回る削減率となっています。

世界の気温上昇を 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑えるためには、令和 32 年(2050 年)までに温室効果ガス排出実質ゼロを実現しなければならないと国連の気候変動に関する政府間パネル (IPCC) で報告されているとおり、本市でも、再生可能エネルギーの創出や、蓄エネ・省エネなどのあらゆる施策を取り入れるとともに、他の地方公共団体と連携するなどして、広域的な視点で取組を推進していくことが必要です。

また、気候変動の影響に対応するために、地球温暖化の緩和策だけでなく、適応策の取組の強化も重要です。

項目	単位	当初 基準値	H27 実績	R2 実績	目標値
温室効果ガス削減率 (H19 比)	%	9.2	4.5	13.0 (H30)	6.2

(以下は参考指標)

公共交通機関利用者数	万人	5,397	5,476	3,599	増加 (H30)
市民一世帯当たりの CO ₂ 排出量	Kg	3,607 (H24)	2,652	1,802 (H30)	2,605

【注】特に記載がなければ当初基準値は H21 の数値で目標値は R2 時点である

オ 環境目標 5 市民が快適に過ごせる生活空間をつくる

公害苦情件数は熊本地震による解体工事等の増加に伴い急増しましたが、その後減少傾向に転じたものの目標達成には至りませんでした。

大気環境については、PM2.5は年々減少しているほか、大気環境基準は全国的に達成が難しい光化学オキシダントを除き全て達成しているなど、大気環境は大きく改善されてきている一方で、市民の環境改善に対する実感は高まっていない現状もあります。その他、地域ごとに特性が異なる大気環境の対策や、公害苦情発生の未然防止などへの対応といった課題も残されています。

項目	単位	当初 基準値	H27 実績	R2 実績	目標値
事業場公害苦情発生件数 (大気、騒音、振動、悪臭)	件	115 (H26)	146	128	105
水質汚濁事故発生件数及び排水 基準違反件数	件	52 (H22～ 26 平均)	51	58	減少

(以下は参考指標)

大気環境基準達成率	%	80.8	79.6	78.6	現状維持
二酸化窒素濃度（自動車排出ガ ス測定局）	ppm	0.014	0.011	0.011	現状維持
微小粒子状物質（PM2.5）年平 均値	μg/m ³	20.6 (H24)	16.9	11.9	減少
自動車騒音環境基準達成率	%	85.0	97.5	97.1	現状維持
大気中のダイオキシン類濃度 (一般環境)	pg- TEQ/ m ³	0.034	0.024	0.018	現状維持
測定計画検査数達成率	%	100	100	55	100

【注】特に記載がなければ当初基準値はH21の数値で目標値はR2時点である

カ 重点協働プロジェクト ひとつくりプロジェクト～環境教育～ まちづくりプロジェクト～協働～

環境目標1から6までの個々の取組を有機的に連携させ、下支えするような仕組みを構築し、これを推進していくことが必要であるとの考え方のもと、本項の二つの重点協働プロジェクトを設定していました。

しかし、当プロジェクトの全ての指標において目標を達成せず、実績値も年々減少傾向となりました。

様々な環境課題を解決するためには、行政だけでなく、市民、市民団体、事業者の自主的な取組や協働が不可欠になってきます。実践行動を促すためのこれらの前提として環境教育が重要です。

項目	単位	当初 基準値	H27 実績	R2 実績	目標値
日頃、環境保全のための実践活動を行っていますか	%	51.5	71.4	59.8	70.0
環境について学ぶ機会が増えてきたと感じますか	%	64.9 (H23)	53.0	39.1	増加
日頃、地域の環境保全活動 (例：清掃活動、ごみステーションの管理、事前観察会等)に参加していますか。	%	39.0 (H23)	34.8	24.7	増加
環境保全に係わるまちづくりの活動が増えてきたと感じますか。	%	71.7 (H23)	63.0	50.3	増加

【注】特に記載がなければ当初基準値は H21 の数値で目標値は R2 時点である

2 環境審議会委員名簿

任期：令和2年(2020年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日

区分	氏名	所属等
会長	篠原 亮太	熊本県環境センター館長
副会長	高宮 正之	熊本大学大学教育統括管理運営機構シニア教授
	鳥居 修一	熊本大学大学院先端科学研究部教授
委員	阿部 淳	東海大学農学部教授
	泉 勇気	九州地方環境事務所次長兼環境対策課長 ※R2. 7. 10～R5. 3. 31
	川越 保徳	熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター教授
	阪本 恵子	熊本商工会議所女性会会長
	澤 克彦	一般社団法人九州環境地域づくり代表理事
	張 代洲	熊本県立大学環境共生学部教授
	中田 晴彦	熊本大学大学院先端科学研究部准教授
	波村 多門	熊本県環境生活部環境局長 ※R3. 4. 1～R5. 3. 31
	原島 良成	熊本大学大学院人文社会科学研究部准教授
	宮瀬 美津子	熊本大学大学院教育学研究科教授
	宮園 由紀代	熊本消費者協会副会長
	村山 勝年	公募委員 ※R2. 6. 1～R5. 3. 31

注 名簿の記載は五十音順、敬称略

3 諮問・答申

(1) 諮問

(写)

環 政 発 第 5 3 0 号

令和3年(2021年)3月31日

熊本市環境審議会

会長 篠 原 亮 太 様

熊本市長 大 西 一 史

(環境政策課扱い)

第4次熊本市環境総合計画の策定について（諮問）

熊本市環境審議会規則第2条第1項第1号の規定に基づき、次のことについて貴審議会の意見を求めます。

1 諮問事項

第4次熊本市環境総合計画の策定にあたっての基本的考え方について

2 諮問理由

本市は、良好な環境の維持及び形成を図るため、昭和63年(1988年)10月に制定した環境基本条例に基づき、平成5年(1993年)3月に熊本市環境総合計画（第1次）を策定した後、平成13年(2001年)3月に第2次、平成23年(2011年)3月に第3次と計画を更新し現在に至っています。

現在、熊本市環境基本条例の改正の基本的考え方について諮問しているところですが、新たな環境基本条例の考え方を踏まえ、第4次となる環境総合計画を策定する必要があります。

そこで、本市が地域の環境課題及び地球環境問題に適切に対応するとともに、市民生活における良好な環境を維持、形成し、将来世代に引き継いでいくための新たな計画はいかにあるべきかといった、第4次熊本市環境総合計画の策定にあたっての基本的考え方をここに諮問します。

(2) 答申

(写)

令和3年11月10日

熊本市長 大 西 一 史 様

熊本市環境審議会長 篠 原 亮 太

第4次熊本市環境総合計画の策定にあたっての基本的考え方について（答申）

令和3年3月31日付け 環政発第530号で諮問されました第4次熊本市環境総合計画の策定にあたっての基本的な考え方について、別紙のとおり答申します。

答 申 書

令和3年11月10日

熊本市環境審議会

第4次熊本市環境総合計画の基本的考え方について

1 はじめに

環境総合計画は、熊本市環境基本条例に基づき、良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画として策定するものです。熊本市では全国に先駆け、昭和63年に環境基本条例を制定し、平成5年に第1次環境総合計画を策定以降、第3次に至るまで計画を策定し環境行政を推進しています。

各分野の個別計画と一体となって、第3次熊本市環境総合計画（以下、「第3次計画」という。）を総合的に推進してきた結果、温室効果ガス排出量の削減や地下水保全の取組、リサイクル率の上昇など、中目標の半数は概ね順調に取組が進捗しました。

一方で、緑の保全や生物多様性の損失、熊本地震で大打撃を受けた歴史的・文化的環境や、環境教育等の取組は、進捗が低調であったと言わざるを得ません。

平成23年の第3次計画策定以降、環境・経済・社会の複合的な課題や、気候変動など地球規模の環境の危機的状況に加え、カーボンニュートラルや生物多様性の保全といった国際的な動向もあり、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

環境に関する様々な課題は今後も生じることが想定され、持続可能な社会の実現に向けて、環境分野の個別計画に基づく取組を着実に進めるとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の視点で、環境分野全般に関する施策の方向性を示し、また多様な分野と連携しながら計画を推進するためには、環境総合計画は必要な存在です。

熊本市環境審議会（以下、「審議会」という。）は、熊本市長から令和3年3月31日に、熊本市環境基本条例に基づく環境総合計画の策定にあたって、熊本市が地域の環境課題及び地球環境問題に適切に対応するとともに、市民生活における良好な環境を維持、形成し、将来世代に引き継いでいくための新たな計画はいかにあるべきかについて諮問を受けました。

審議会では、諮問事項について、熊本市の環境特性や都市を取り巻く状況の変化等を踏まえ、積極的かつ慎重に審議を進めてきました。

このたび、熊本市環境基本条例が制定以降初めて全面的に見直されたところであり、当条例の趣旨に沿った計画となるために、本答申をまとめたものです。

2 審議経過

第1回

開催日時	令和3年3月31日（水）10時00分から11時40分まで
諮問	第4次熊本市環境総合計画の策定にあたっての基本的考え方

第2回

開催日時	令和3年5月21日（金）10時00分から11時25分まで
審議事項	第4次熊本市環境総合計画の策定にあたっての基本的考え方について
審議内容	たたき台をもとに議論

第3回

開催日時	令和3年7月28日（水）10時00分から11時18分まで
審議事項	第4次熊本市環境総合計画骨子（案）について
審議内容	以下の項目を中心に議論

計画の期間、基本理念（目指す都市像）、基本方針、施策体系、重点的取組

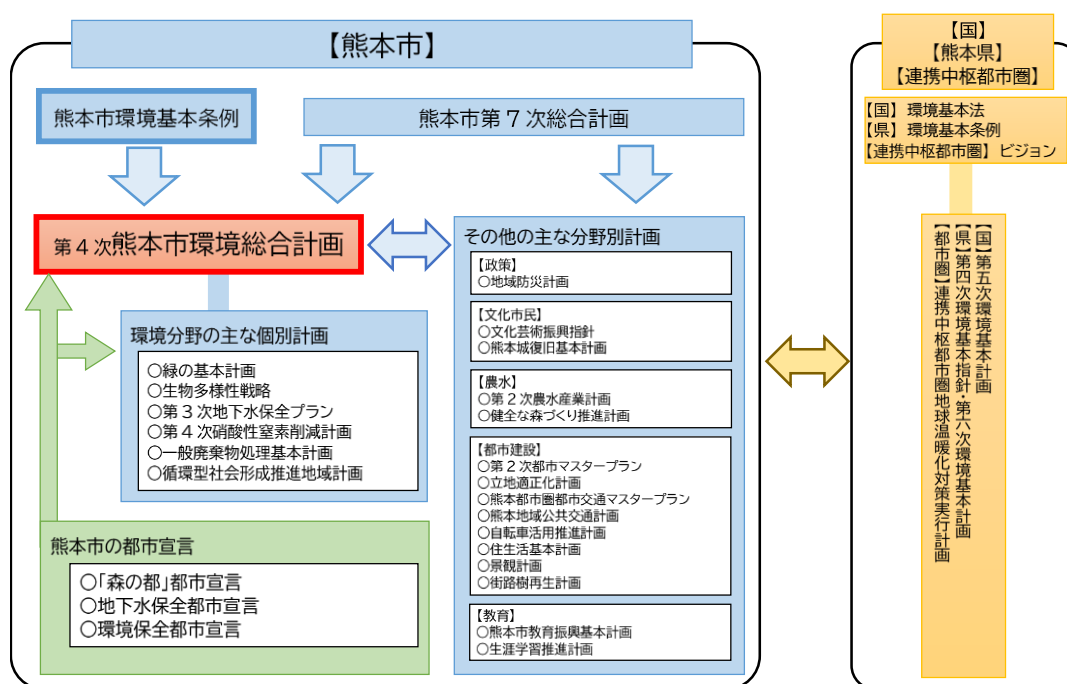
第4回

開催日時 令和3年10月28日（木）10時00分から11時40分まで
 審議事項 第4次熊本市環境総合計画答申書（案）について
 審議内容 答申案を議論

3 計画の基本的事項について

(1) 計画の位置づけ

第4次熊本市環境総合計画（以下、「第4次計画」という。）は、環境行政のマスタープランであり、熊本市の最上位計画である熊本市第7次総合計画のめざす都市像「上質な生活都市」を環境面から実現していく役割を担うとともに、環境分野の個別計画の方向性を示す役割を担うものである。



(図 計画の位置づけ)

(2) 計画策定の視点

第4次計画は、以下の「ア 第3次計画の振り返り」や「イ 熊本市を取り巻く環境の現状と課題」を踏まえて制定以後初めて全面的な見直しを行った「ウ 熊本市環境基本条例の改正」における考え方に基づくとともに、「エ 関連計画の整合」を図りながら、策定されることが望ましい。

ア 第3次計画の振り返り

温室効果ガス排出量の削減や地下水保全、家庭ごみのリサイクル率の向上など、環境保全の改善が図られたものの、計画全体の目標値である「良好な環境が守られていると感じる市民の割合（目標値 75.0%）」は 57.4%に留まっており目標を達成できていない。第4次計画においては、第3次計画における環境保全の取組を引き続き積極的に進めるとともに、検証における課題への対応（環境教育の推進、市民等の参画と協働等）を盛り込むことが望ましい。

加えて、熊本市の取組状況の情報発信を積極的に行うことが望ましい。

イ 熊本市を取り巻く環境の現状と課題

以下に掲げた動向を踏まえた計画が望ましい。

(ア) 国内外の動向

持続可能な開発目標（SDGs）、第五次環境基本計画、地球温暖化対策、海洋プラスチックによる地球規模での環境汚染、食品ロスの削減の推進に関する法律の制定、生物多様性の損失、持続可能な開発のための教育（ESD）、地震や近年の集中豪雨等の激甚化する災害、人口減少・少子高齢化

(イ) 熊本県の動向

2050年熊本県内CO₂排出実質ゼロ宣言、第四次熊本県環境基本指針、第六次熊本県環境基本計画

(ウ) 熊本連携中枢都市圏

熊本連携中枢都市圏ビジョン、2050年温室効果ガス排出実質ゼロ宣言、気候非常事態宣言、地球温暖化対策実行計画

ウ 熊本市環境基本条例の改正

上記アやイを踏まえ、時代に即した新たな環境課題への対応を図るため、令和3年6月に当審議会で答申し、令和3年10月1日に施行された熊本市環境基本条例の考え方に基づいた計画とされたい。主な考え方を以下に示す。

- (ア) 地域から地球規模の視点をもって環境課題に取り組む
- (イ) 持続可能な開発目標（SDGs）
- (ウ) 新たに発生した環境課題への対応（自然共生社会の構築、循環型社会の構築、地球環境の保全等）
- (エ) 環境影響評価の導入
- (オ) 環境教育の推進
- (カ) 参画と協働

エ 関連計画との整合

熊本市の最上位計画である熊本市第7次総合計画や、熊本市における各分野の計画と整合を図りながら策定されることが望ましい。

また、今後改定を行う環境分野における個別分野計画は、本計画が示す方向性を取り入れながら、個別分野計画の改定時期に改定されることが望ましい。

(3) 計画の対象区域

第4次計画の対象区域は、熊本市全域とされることが望ましい。

ただし、熊本市の区域内にとどまらない環境問題については、国や県、他の地方公共団体と連携した広域的な取組を行うことが重要である。

(4) 計画期間

計画の期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間が望ましい。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間の中間年度である令和8年度に中間見直しを行うことが望ましい。

(5) 計画における環境の範囲

本計画における環境の範囲は、本市の歴史や時代の変化を踏まえ、持続可能な社会を実現するために、身近な生活から地球規模までの幅広い環境を対象とし、市民が健康で文化的かつ快適な生活を持続的に営むことができる「生活環境」、「自然環境」、「歴史的及び文化的環境」、「地球環境」とされたい。

4 計画の理念・基本方針について

(1) 基本理念（目指す都市像）

熊本市では、恵まれた環境を守るため、「森の都」都市宣言に関する決議、地下水保全都市宣言に関する決議、環境保全都市宣言を重ね、様々な環境保全に官民一体となって取り組んできた。

しかしながら、生物多様性の損失、地球温暖化など、複雑かつ広域的な環境課題が一層深刻化するなど、環境行政を取り巻く状況は大きく変化している。

持続的に発展することができる社会を構築するためには、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に取り組むことが重要であり、また、持続可能な状態で将来へ引き継いでいく責務がある。

これらの考え方を踏まえ、**「恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市」**を基本理念（目指す都市像）として掲げられたい。

(2) 基本方針

前述の基本理念（目指す都市像）の実現に向け、今後の10年間の方向性は、環境基本条例第6条に沿った内容を基本方針として設定することが望ましい。

また、同条例第8条から第10条に掲げる市の取組は横断的な取組であることから、基本方針に加えて設定することが望ましい。なお、基本方針は、市民にも理解しやすい表現とされたい。

基本方針1 快適で安全・安心な生活環境をつくる

基本方針2 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる

基本方針3 歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ

基本方針4 生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる

基本方針5 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる

基本方針6 地域から行動し、地球環境をまもる

基本方針7 各方針をつなぎ横断的に取り組む

5 基本計画について

(1) 施策体系

前述の基本方針の下位に施策、取組、具体的取組を設定されることが望ましい。

ア 施策

前述のとおり、熊本市環境基本条例に沿った施策を設定されることが望ましい。

基本方針1 快適で安全・安心な生活環境をつくる

施策1-1 安全・安心な生活環境対策を推進する

施策1-2 良好な景観を形成する

施策1-3 快適な都市・居住空間を創出する

基本方針2 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる

施策2-1 地下水や河川を保全する

施策2-2 森林と緑地を保全し、創出する

基本方針3 歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ

施策3-1 文化財等を保存し活用する

施策3-2 文化活動を推進する

基本方針4 生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる

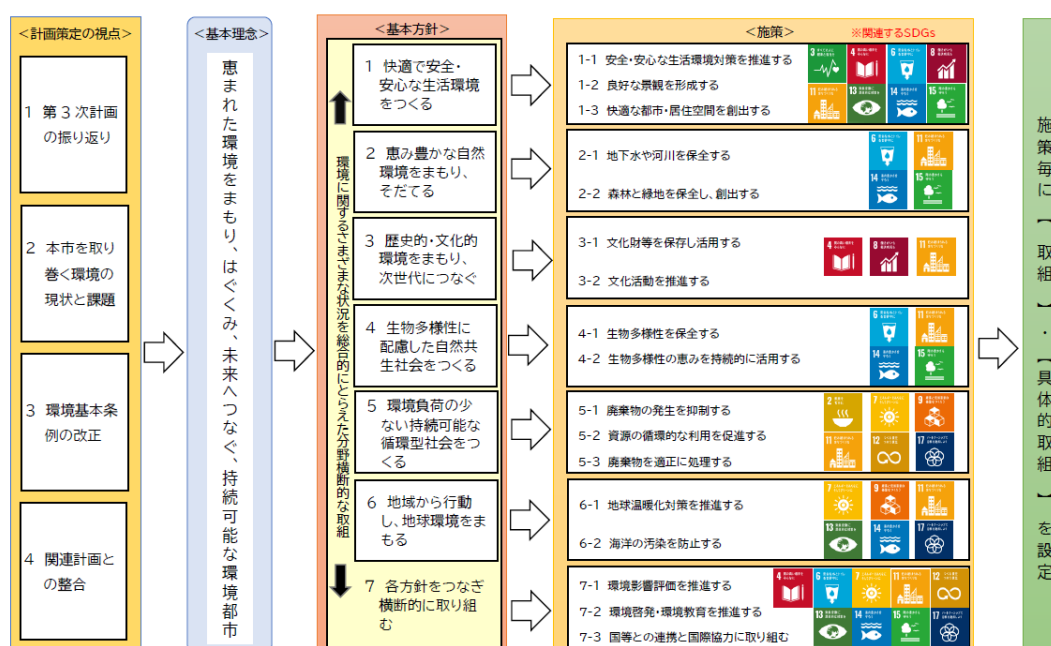
施策4-1 生物多様性を保全する

施策4-2 生物多様性の恵みを持続的に活用する

基本方針5 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる

施策5-1 廃棄物の発生を抑制する

- 施策 5-2 資源の循環的な利用を促進する
- 施策 5-3 廃棄物を適正に処理する
- 基本方針 6 地域から行動し、地球環境をまもる
 - 施策 6-1 地球温暖化対策を推進する
 - 施策 6-2 海洋の汚染を防止する
- 基本方針 7 各方針をつなぎ横断的に取り組む
 - 施策 7-1 環境影響評価を推進する
 - 施策 7-2 環境啓発・環境教育を推進する
 - 施策 7-3 国等との連携と国際協力に取り組む



(図 施策体系図)

イ 取組及び具体的取組

前述の基本方針及び施策を踏まえ、熊本市で検討されたい。なお、検討にあたっては、その内容を審議会へ報告するとともに、審議会の意見を考慮の上、取組及び具体的取組を検討されたい。

(2) 達成指標及び成果指標について

計画全体の達成状況を測るため、達成指標（KGI・重要目標達成指標）を設定することが望ましい。

「良好な環境の確保」という条例の目的を踏まえると、現計画における計画の全体的な指標である「良好な環境が守られていると感じる市民の割合」を達成指標とされたい。

また、施策の進捗状況を測るため、成果指標（KPI・重要業績評価指数）を設定することが適当であり、熊本市で成果指標を検討されたい。なお、検討にあたっては、その内容を審議会へ報告するとともに、審議会の意見を考慮の上、成果指標を検討されたい。

(3) 重点的取組について

第4次計画では、基本理念（目指す都市像）の実現に向け、七つの基本方針を掲げ、17の施策を総合的に推進するが、熊本市第7次総合計画の「まちづくりの重点的取組」に掲げた優先的取組と、国を挙げた最優先課題への対応のための取組として、以下の取組を掲げることが望ましい。

重点的取組1 世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくりの推進
～ アジア・太平洋水サミットと全国都市緑化くまもとフェアを契機とした、継続・発展的な取組展開 ～

重点的取組2 持続可能な脱炭素社会の実現
～ 2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指して～

6 SDGsの目標との関連性について

国際課題への対応と、環境・経済・社会に関わる複合的な課題解決の取組であることを示すために、各取組をSDGsに関連づけることが望ましい。

7 計画の推進について

(1) 推進体制

ア 組織横断的な計画構築及び推進

環境・経済・社会の統合的向上を図るとともに、環境分野間の横断的取組を推進するため、本計画に基づき熊本市の良好な環境の確保に関する施策を推進することが望ましい。

イ 多様な主体との協働・連携の体制

庁内における各分野の横のつながりを確保しながら、様々な環境分野で活動する市民、市民団体、事業者、大学等の教育・研究機関といった各主体の参画・協働・連携に向けた取組を推進することが望ましい。さらに、広域的な環境課題の解決を図るため、国や県、連携中枢都市圏やその他の地方公共団体との連携を充実させることも重要である。

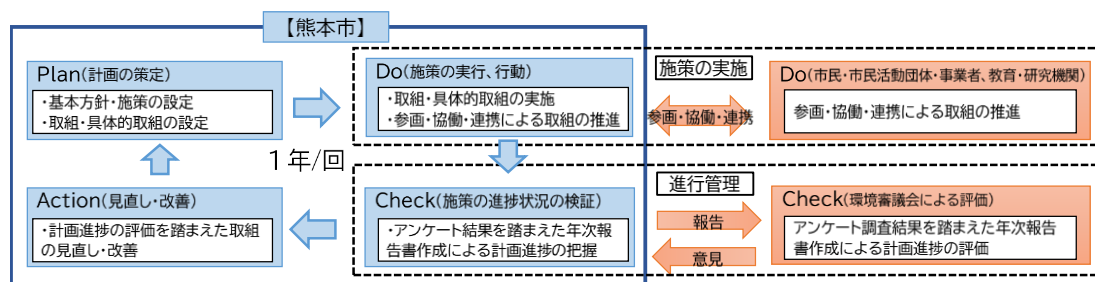
ウ 計画の外部評価体制・進捗管理

第4次計画の進捗管理はPDCAサイクルを繰り返すことにより行われることが望ましい。（下図参照）

この中で、熊本市において第4次計画の推進状況を毎年度取りまとめ、熊本市の環境の状況の把握・評価の実施に加え、審議会へ報告されたい。審議会で

は、報告に基づき意見を述べ、熊本市は必要に応じてこれを環境分野の個別計画の運用及び施策に反映させ、熊本市における良好な環境の確保に取り組むことが望ましい。

また、熊本市の良好な環境の確保について、市民の意識を把握するため、市民アンケートを毎年度実施することが望ましい。



(図 PDCAによる計画の進捗管理)

(2) 計画の見直し

計画5年目となる令和8年度に中間見直し(改定)を行うことが望ましい。改定にあたっては、計画の根幹である、基本理念(目指す都市像)、基本方針は変更しないこととし、以下の項目を見直することが望ましい。

ア 施策以下の見直し

- (ア) 本計画策定以後に制定・改定された関係法令・関連計画との整合を図る。
- (イ) 社会情勢の変化や新たな環境問題への対応を図る。

イ 成果指標の見直し

関連計画の改定などによる目標値の変化や、現状に即さない成果指標を見直す必要がある。

8 おわりに

熊本市はこの答申内容を踏まえ、基本理念(目指す都市像)である「恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市」の実現に向け、熊本市にふさわしい環境総合計画が取りまとめられることを期待します。

4 庁内検討会議

名称 第4次熊本市環境総合計画策定にかかる庁内検討会議

議長 環境局環境推進部長

委員 下表のとおり（検討の過程で追加した委員を含む）

局	部	課	役職
政策局	総合政策部	政策企画課	課長
		国際課	課長
	危機管理防災総室		副室長
総務局	行政管理部	総務課	課長
		人事課	課長
		管財課	課長
財政局	財務部	財政課	課長
		資産マネジメント課	課長
文化市民局	市民生活部	地域政策課	課長
		生涯学習課	課長
	文化創造部	文化政策課	課長
		文化財課	課長
	熊本城総合事務所		副所長
健康福祉局	福祉部	健康福祉政策課	課長
	保健衛生部	生活衛生課	課長
		食品保健課	課長
		感染症対策課	課長
		健康づくり推進課	課長
環境局	環境推進部	環境政策課	課長
		環境共生課	課長
		水保全課	課長
		環境総合センター	所長
	資源循環部	廃棄物計画課	課長
		環境施設課	課長
		ごみ減量推進課	課長
		浄化対策課	課長
		北部クリーンセンター	所長
		西部クリーンセンター	所長
		東部クリーンセンター	所長
		東部環境工場	場長
経済観光局	産業部	経済政策課	課長
		商業金融課	課長
		産業振興課	課長

局	部	課	役職
経済観光局	観光交流部	観光政策課	課長
		動植物園	園長
農水局	農政部	農業政策課	課長
		農業支援課	課長
		農地整備課	課長
		水産振興センター	所長
都市建設局	都市政策部	都市政策課	課長
		交通政策課	課長
		都市デザイン課	課長
		開発指導課	課長
		建築指導課	課長
	住宅部	住宅政策課	課長
		市営住宅課	課長
		空家対策課	課長
	公共建築部	建築保全課	課長
		営繕課	課長
		設備課	課長
	土木部	土木総務課	課長
		道路計画課	課長
		道路整備課	課長
		道路保全課	課長
		河川課	課長
		公園課	課長
中央区役所	区民部	総務企画課	課長
東区役所	区民部	総務企画課	課長
西区役所	区民部	総務企画課	課長
南区役所	区民部	総務企画課	課長
北区役所	区民部	総務企画課	課長
交通局		総務課	課長
		運行管理課	課長
上下水道局	総務部	経営企画課	課長
	計画整備部	計画調整課	課長
	維持管理部	水道維持課	課長
教育委員会事務局	教育総務部	教育政策課	課長
		学校施設課	課長
		青少年教育課	課長
	学校教育部	指導課	課長

5 策定の経緯

令和3年(2021年)

- 3月31日 熊本市環境審議会（諮問）
- 4月16日 第4次熊本市環境総合計画策定にかかる庁内検討会議設置要綱制定
- 5月21日 熊本市環境審議会（オンライン開催）
- 6月29日 第4次熊本市環境総合計画策定にかかる庁内検討会議（書面開催）
- 7月28日 熊本市環境審議会
- 8月26日 熊本市政策会議（骨子）
- 10月11日 第4次熊本市環境総合計画策定にかかる庁内検討会議（書面開催）
- 10月19日 第4次熊本市環境総合計画策定にかかる庁内検討会議（書面開催）
- 10月28日 熊本市環境審議会
- 11月10日 熊本市環境審議会（答申）
- 11月25日 熊本市政策会議（素案）
- 12月14日 第4次熊本市環境総合計画策定にかかる庁内検討会議（書面開催）
- 12月22日 熊本市環境審議会
- 12月24日 パブリックコメント募集開始（1月24日まで）

令和4年(2022年)

- 月 ●日 第4次熊本市環境総合計画策定にかかる庁内検討会議
- 月 ●日 第4次熊本市環境総合計画策定

6 熊本市環境基本条例（昭和 63 年条例第 35 号）

私たち熊本市民は、古来より清らかな地下水や豊かな緑に代表される自然と、先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境の下に生活してきた。

しかし、都市化の進展をはじめとする物質的な豊かさを追求するあまり、市民生活や事業活動による過度な環境負荷が生じ、この恵まれた地域の環境が脅かされてきた。ここ数十年の間に、生物多様性の損失、自然災害の頻発化及び激甚化の要因といわれる地球温暖化など、複雑かつ広域的な環境の問題が深刻化している。さらに、近年、世界が脱炭素社会に向けて大きく舵(かじ)を切る中、相互に関連した環境、経済及び社会の様々な課題を同時に解決することが求められている。地域の環境が繋がって地球環境が構成されていることを踏まえると、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築するためには、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に取り組むことが重要である。

私たち熊本市民には、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、これを将来の市民へと継承する責務がある。

この責務の下、これまで様々な形で進めてきた環境保全の取組を市民の参画と協働の下で長期的に行っていくだけでなく、更なる行動の変革を起こさなければならない。

私たち熊本市民は、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法の精神に鑑み、ここに全ての市民が良好な環境を享受する権利を有するとの理念を確認し、市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、環境に関する基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、現在及び将来の市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を持続的に営むことができる生活環境、自然環境、歴史的及び文化的環境並びに地球環境をいう。

（市の責務）

第3条 市は、良好な環境の確保に関する施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、良好な環境の確保に関する市民意識の啓発に努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民（熊本市自治基本条例（平成21年条例第37号）第2条第2号の市民をいい、事業者を除く。以下同じ。）は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施す

る施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、法令、県条例その他条例に違反しない場合においても、良好な環境を確保するための最大の努力をしなければならない。

(市の施策)

第6条 市は、良好な環境の確保に関する施策として、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 公害の防止、土地の適正利用、都市景観の保全、青少年の健全育成、公共施設の整備その他生活環境の確保に関すること。
- (2) 森林及び緑地の保全、都市緑化の推進、地下水、河川等の保全、自然景観の保全その他自然環境の確保に関すること。
- (3) 伝統的な建造物及び文化財の保存及び活用、歴史的景観の維持、名所、旧跡等の整備、文化活動の推進その他歴史的及び文化的環境の確保に関すること。
- (4) 生物多様性の保全、生物多様性の恵みの持続可能な活用その他自然共生社会の構築に関すること。
- (5) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用の促進及び廃棄物の適正な処分の確保による環境への負荷の少ない循環型社会の構築に関すること。
- (6) 地球温暖化の防止、気候変動による影響への適応、オゾン層の保護、プラスチックごみによる海洋汚染の防止その他地球環境の保全に関すること。

(環境総合計画)

第7条 市長は、良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、熊本市環境総合計画（以下「環境総合計画」という。）を定めなければならない。

2 環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の確保に関する目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境総合計画の策定に当たっては、あらかじめ第13条の審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境総合計画を策定したときは、速やかに公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。

6 市長は、環境総合計画の進捗状況を第13条の審議会に報告し、その意見を聴かななければならない。

(環境影響評価の推進)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うことができるように、必要な措置を講じなければならない。

(環境教育)

第9条 市、市民及び事業者は、それぞれの立場において環境教育（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項の環境教育をいう。）を推進するとともに、良好な環境の確保に関する知識の習得及び良好な環境の確保に関する活動を担う人材の育成に努めなければならない。

(国等との連携及び国際協力)

第10条 市は、良好な環境を確保するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

2 市は、広域的な解決を必要とする環境課題については、国、県、近隣の地方公共団体等と連携及び協力を行い、これを解決するよう努めるものとする。

3 市は、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携して、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めなければならない。

(指導等)

第11条 市は、良好な環境に対する侵害を防止し、又はこれを除去するため、市民及び事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(あっせん、調停)

第12条 市は、良好な環境の確保に関し紛争が生じたときは、その紛争の解決に資するため、これのあっせん又は調停にあたることができる。

2 前項のあっせん又は調停を行うものとして、熊本市環境紛争調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

3 委員会は、必要があると認めるときは、紛争の当事者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 あっせん又は調停の対象その他委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(審議会の設置)

第13条 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、熊本市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(条例の見直し)

第14条 市長は、少なくとも10年ごとに、この条例の施行の状況を勘案し、この

条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月24日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月13日条例第2号）抄
(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月27日条例第73号）

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

7 これまでの都市宣言等

(1) 「森の都」都市宣言に関する決議

自然環境の回復による生活環境の保全は、今や人類共通の課題となっている。
由来、わが熊本市は、豊かな緑、清冽な水に恵まれた自然の下、今日の発展を遂げてきたが、急激な都市化の波に、今や昔日の面影は一変しようとしている。
ここにおいてわれわれは、市民の総力を結集して緑と水の保全・回復につとめ、もって人間優先の快適な都市環境づくりに邁進せんことを誓い、わが熊本市を「森の都」とすることを宣言する。

昭和 47 年 10 月 2 日

熊本市議会

(2) 地下水保全都市宣言に関する決議

限りある地球の資源の保全は、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源についてもその例外ではない。
古来、わが熊本市は豊かな緑と清冽な地下水に恵まれた自然の下生々発展を遂げて来たが、今日における無秩序な地下水の開発と自然環境の破壊は、今や地下水の汚染をはじめその枯渇さえ憂慮される状態にある。
よって、本議会は市民の総意を結集して自然環境の回復、保全をはかり、貴重な水資源を後世まで守り伝えていくことを誓い、ここにわが熊本市を地下水保全都市とすることを宣言する。

昭和 51 年 3 月 22 日

熊本市議会

(3) 環境保全都市宣言

私たちのふるさと熊本市は、大阿蘇の大地を源とする地下水と緑に恵まれ、この豊かな自然の中で重厚な文化をはぐくみ、「森の都」と呼ばれる美しい近代都市として発展してきました。
しかし、近年、都市化の進展と生活様式の多様化などにより、自然の仕組みが損なわれ、恵みの地下水も将来が危ぶまれています。
いまこそ私たちは、大気と水と大地で成り立つ地球の自然が、人類だけではなく生命あるものすべてにとって、かけがえのないものであることをあらためて思い起こし、その保全のために、自然界の生態系に学んだ循環型社会へと、転換を図っていかねばなりません。
私たちは、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくことを誓い、ここに熊本市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

平成 7 年 9 月 25 日

熊本市

8 用語解説

用語	解説
【ア行】	
アスベスト 【P23 ほか】	じやもんせき 蛇紋石系や かくせんせき 角閃石系の天然の鉱物繊維で石綿（「せきめん」「いしわた」）とも呼ばれる。肉眼では見ることができない極めて細い繊維であるため、飛散すると空気中に浮遊しやすく、人が吸入すると肺胞に沈着しやすい特徴がある。体内に滞留した石綿が要因となって、肺の線維化や肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすことがあり、現在は、原則として製造等が禁止されている。
温室効果ガス 【P10 ほか】	大気を構成する気体であって、地球温暖化の原因となる赤外線を吸収し再放出する気体のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）では、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF ₆ ）、三フッ化窒素（NF ₃ ）の 7 物質が温室効果ガスと規定している。
【カ行】	
合併処理浄化槽 【P35 ほか】	し尿と台所や風呂から出る雑排水を合わせて処理する浄化槽のこと。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、河川の水質へ与える影響（汚濁負荷量）を 9 分の 1 に削減できる。
熊本連携中枢都市圏 【P13 ほか】	人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して暮らしていけることを目的に、熊本市を含む 18 市町村で構成された都市圏のこと。 構成市町村：熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
景観重要樹木・景観重要建造物 【P28】	地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物）又は樹木について、景観法に基づき、市長が指定することにより、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るもの。

用語	解説
光化学オキシダント 【P23 ほか】	工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NO _x ）や揮発性有機化合物（VOC。トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称で、塗料、インキ、溶剤（シンナー等）等に含まれるほか、ガソリン等の成分になっているものもある。）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質のこと。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。
公共用水域 【P20 ほか】	水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう」と定められている。
子どもたちと地域の未来を考える花と緑のまちづくり全国首長会 【P41 ほか】	花と緑にあふれる豊かで魅力的な地域と文化の創造、快適な都市空間の形成、地域社会の活性化を通して、持続可能な社会を実現する輪を全国に展開することを目的とし、全国 109 自治体により発足した新しい首長会
【サ行】	
再生可能エネルギー 【P21 ほか】	自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないため、地球環境への負荷が少ないエネルギーである。エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）では、再生可能エネルギー源として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスと規定している。
作濡（さくれい） 【P48】	海底に濡筋（溝）をつくることにより、周辺の水の流動を促進させることで、海水交換を活発にさせ、水質・底質の改善を図る手法のこと。

用語	解説
次世代自動車 【P60 ほか】	一般のガソリン車やディーゼル車と比べて、環境への負荷を低減させる新技術を搭載した自動車のことをいう。次世代クリーンエネルギー自動車には、電池に蓄えられた電気によりモーターを回転させて走行する電気自動車（EV）、エンジンとモーターといったように複数の原動機を組み合わせるハイブリッド自動車（HV）、ハイブリッド自動車に外部から充電できる機能を付加したプラグインハイブリッド自動車（PHV／PHEV）、水の電気分解の逆の反応を利用し、水素と酸素を反応させて電気エネルギーを直接取り出し、モーターを作動させる燃料電池自動車（FCV）、天然ガスを燃料とする天然ガス自動車（NGV）、天然ガスや石炭から製造される液体燃料を使用するメタノール自動車などがある。
持続可能な開発のための教育（ESD） 【P14 ほか】	世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があり、ESD とは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動をいう。
循環型社会 【P6 ほか】	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念であり、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
自立・分散型エネルギーシステム 【P60 ほか】	従来の火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電し各家庭・事務所等に送電するシステムに対して、地域ごとにエネルギーを作りその地域内で使っていこうとするシステムのこと。
森林経営管理制度 【P39 ほか】	森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）に基づき、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林所有者の意向を踏まえ、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者にその経営を委託するとともに、林業経営に適さない森林等については市町村が自ら経営管理を行なう制度のこと。

用語	解説
【マ行】	
マイクロプラスチック 【P51 ほか】	一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類のこと。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。 海洋や河川、湖沼などに流出する廃プラスチック類が時間の経過で劣化と破碎を重ねながら、次第にマイクロプラスチックとなる。
【ラ行】	
歴史的・文化的環境 【P4 ほか】	歴史的・文化的価値を有し、市民にとって生活の基盤となっている環境、またはまちづくりの基盤となっている環境をいう。このような環境は、地域の財産といえるものであり、現代世代のみならず将来世代に受け継いでいく必要があるもので、例を挙げると、歴史的建造物は、市民にとってまちの記憶となることによって歴史的及び文化的価値を有し、生活の基盤やまちづくりの基盤となっているほか、地域固有の生活文化は、文化的価値を有し、市民生活の基盤となる生活環境を形成している。 このように、歴史的及び文化的環境は、人工環境として、環境法において重要な対象とされている。
【数字・英字】	
BOD（生物化学的酸素要求量） 【P38 ほか】	川の汚れを調べる目安として使用される。微生物が水中の汚濁物（有機物）を分解するときには、酸素を使うため、水中の汚濁物（有機物）が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を生物化学的酸素要求量（BOD）といい、一般に BOD が大きい場合は、水中にある有機物の量が多いことを意味するため、有機物による水質汚濁の程度が大きいことになる。
COD（化学的酸素要求量） 【P63 ほか】	海や湖の汚れを調べる目安として使用される。海水などに含まれる非酸化性物質（主として有機物）を、酸化剤を用いて一定の条件のもとで酸化するとき消費される酸化剤の量を、酸素の量に換算したもの。 酸化剤によって酸化される物質には無機物もあるが、大部分は有機物のため、COD は海域及び湖沼における有機物による水質汚濁の指標となっている。また、工場排水の指標としても用いられている。

用語	解説
PM2.5 【P23 ほか】	浮遊粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$) 以下のさらに小さなものをいう。浮遊粒子状物質よりも粒径が小さく、肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸器系疾患等の健康への影響がより大きいと考えられている。
PRTR 制度 【P25 ほか】	Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）の略。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組みをいう。
ZEB（ゼブ） 【P59 ほか】	Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。建築構造や設備の省エネルギーの実現や、再生可能エネルギーの活用、地域内でのエネルギーの面的（相互）利用などの組合せにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のことを指す。
ZEH（ゼッチ） 【P59 ほか】	Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略。断熱性や省エネルギー性能の向上といった省エネルギーを実現した上で、太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のことを指す。